

鴨川市第4次5か年計画 第2期鴨川市 まち・ひと・しごと創生総合戦略



活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～



鴨川市

令和3年3月

市長の思い

鴨川市では、平成28年に第2次鴨川市総合計画を策定し、第2次鴨川市基本構想に定める「活力あふれる健やか交流のまち鴨川」を将来都市像として、様々な施策・事業を進めてまいりました。

現代社会を取り巻く環境は大きく変化を続けており、人口減少やグローバル化などへの対応のほか、近年は、台風災害や新型コロナウイルス感染症への対策などのこれまでに経験のない災害や事態に直面するなど、刻一刻と変化する課題へスピード感を持った対応が求められています。

こうした中、市民皆様の誰もが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるため、基本構想の後半5年間に当たる、令和3年度から7年度までを計画期間とする「鴨川市第4次5か年計画、第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。これは、今後5年間の市政運営の根幹をなす計画であり、いわば本市の設計図ともいえるものです。

本計画は、実効性のある計画を目指し、策定段階から市民皆様に携わっていただく「協働のまちづくり」をコンセプトとし、初の試みとなる「かもがわ市民会議」により、市民皆様の意見を計画に反映することとしました。そして、その会議で熱心に議論いただいたご意見を政策・施策にできる限り反映させていただきました。

今後は、市民皆様とともに作りあげた計画の実現に向け、多くの方に「鴨川に生まれてよかった」、「鴨川に住み続けたい」、「鴨川に帰ってきたい」と思っただけけるよう、丁寧にまちづくりの取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、活発にご議論をいただいた総合計画審議会委員の皆様、「かもがわ市民会議」にご参加いただいた市民皆様をはじめ、ご意見、ご提言をいただいた市民、市議会の皆様と関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

鴨川市長 亀田 郁夫

目次

1

総合計画の構成・期間

総合計画の構成	6
総合計画の期間	6
第2期鴨川市	7
まち・ひと・しごと創生総合戦略	

2

序論

鴨川市を取り巻く社会情勢	10
財政の見通し	12

3

第2次基本構想

基本構想策定の趣旨	14
基本構想の名称	14
基本構想の期間	14
将来都市像	14
土地利用構想	15
基本構想の体系図	16

4

第4次5か年計画

■ 総論

基本計画の名称	20
基本計画の期間	20
この先5年間を考える基本理念	20
市民提案による協働のまちづくり	20
基本計画の進行管理	22
基本計画策定の体制図	23
基本計画の体系図	24
基本計画の見方	26
まち・ひと・しごと	28
創生総合戦略の構成、基本目標	

第4次5か年計画

■ 各論

1 快適で暮らしやすい交流拠点のまち	32
1-1 市街地の整備	32
1-2 居住環境の充実	34
1-3 道路網の整備	36
1-4 公共交通網の充実	38
1-5 上下水道の整備	40
2 環境と調和した安心・安全のまち	42
2-1 環境施策の推進	42
2-2 公園・緑地の整備	44
2-3 環境衛生対策の充実	46
2-4 消防・防災対策の充実	48
2-5 交通安全・防犯対策の充実	52
2-6 消費者対策の充実	53

3	活気あふれ人が集う産業のまち	54
3-1	農林業の振興	54
3-2	水産業の振興	58
3-3	商工業の振興	60
3-4	観光・リゾートの振興	62
3-5	医療・福祉産業の振興	66
3-6	雇用対策の推進	68
4	ともに学び未来を育む教育文化のまち	70
4-1	学校教育の充実	70
4-2	生涯学習の充実	74
4-3	青少年の健全育成	78
4-4	文化の振興	80
4-5	スポーツの振興	82
4-6	国際交流・地域間交流の推進	86
5	一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち	88
5-1	保健・医療の充実	88
5-2	地域福祉の充実	92
5-3	子育て支援の充実	94
5-4	高齢者施策の充実	98
5-5	障害者施策の充実	102
5-6	社会保障の充実	104
6	みんなが主役となる協働・自立のまち	106
6-1	地域コミュニティの 維持・強化の促進	106
6-2	多様な主体の連携による協働の まちづくりの推進	168
6-3	男女共同参画社会の形成	110
6-4	効率的な自治体経営の推進	112

5

SDG s の推進

SDGsの達成に向けた取組の推進	118
------------------	-----

用語解説

用語解説	126
------	-----

6

参考資料

鴨川市総合計画審議会委員名簿	130
鴨川市第4次5か年計画策定経過	130
鴨川総合計画審議会への諮問及び答申	131
「かもがわ市民会議」からの提案	133

1

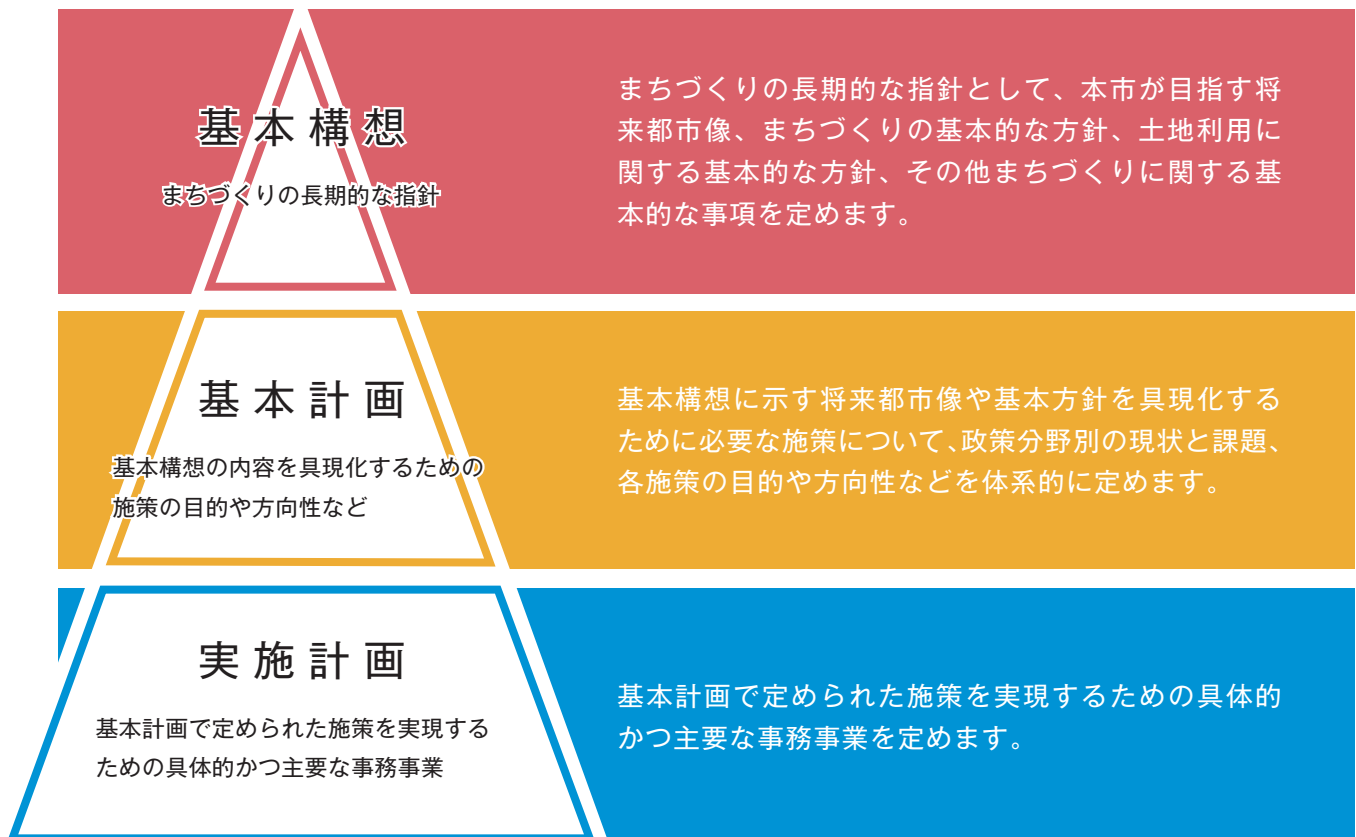
総合計画の構成・期間

1

総合計画の構成・期間

総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。

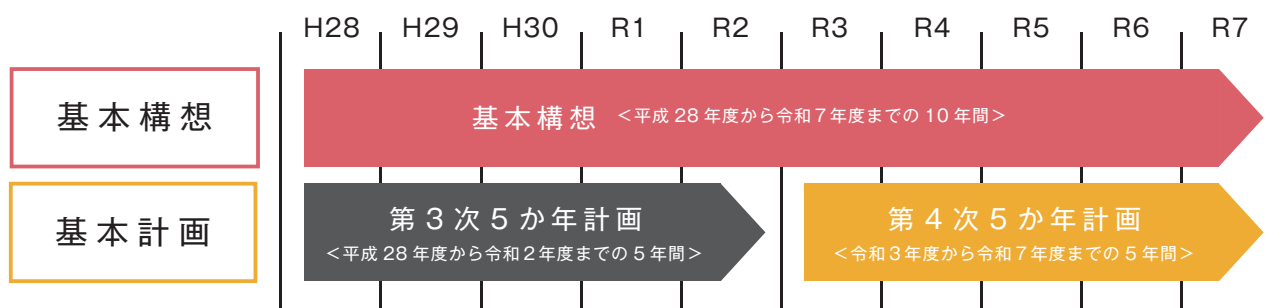


総合計画の期間

基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。

なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、実施計画に委ねるものとします。



第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市町村は、まち・ひと・しごと創生法により、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や県の地方創生総合戦略を勘案し、地域における『まち・ひと・しごと創生』に関する目標や施策に関する基本方針、具体的な施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することが求められています。

『まち・ひと・しごと創生』とは、以下を一体的に推進することです。

まち…国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

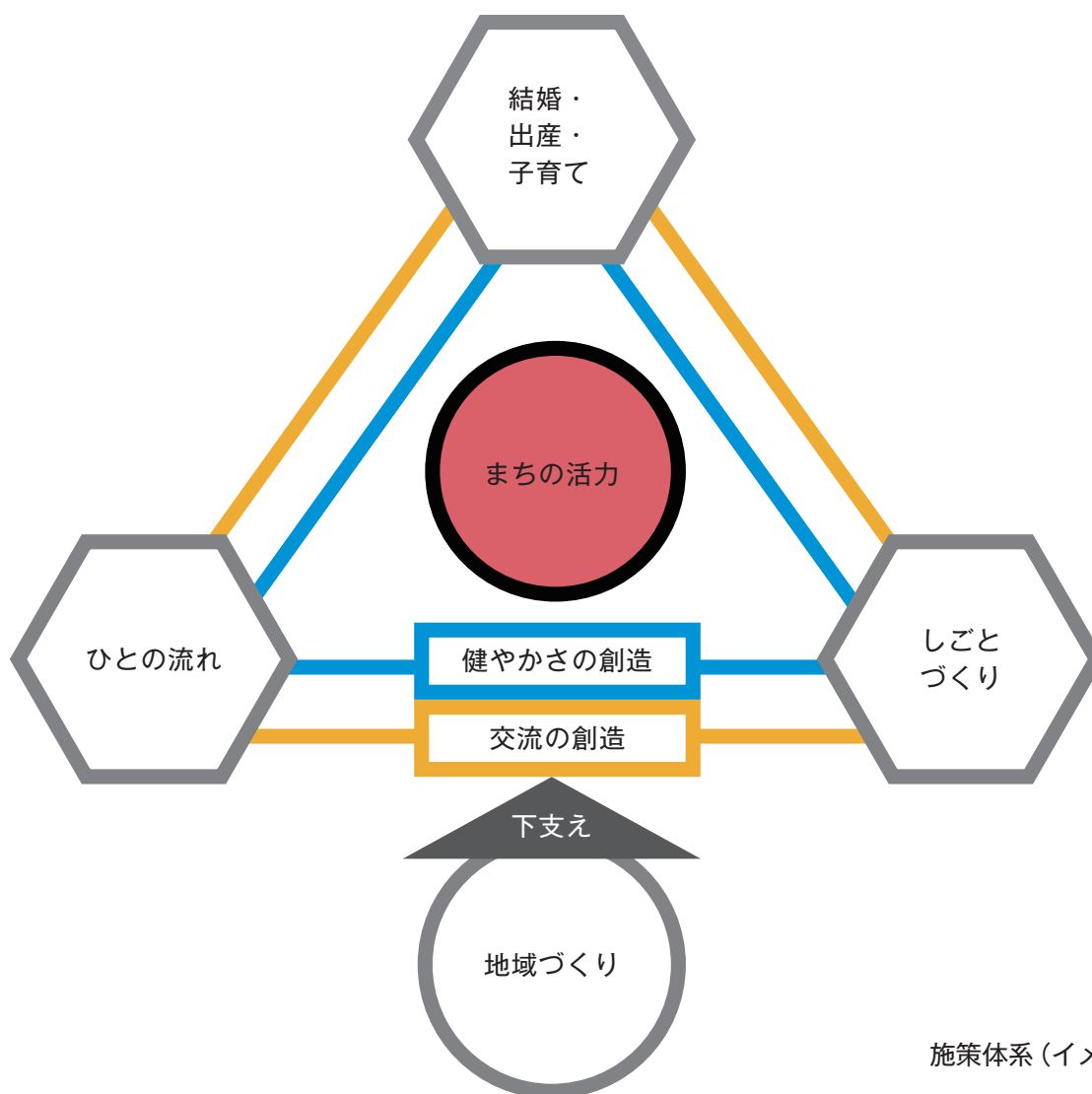
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

本市においても、平成28年1月に「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定し、人口減少への対応、地域経済の活性化などに向けた取組を進めてきました。

第3次5か年計画と総合戦略は、策定期間及びその取組期間が異なっていたため、個別に策定していましたが、第4次5か年計画の策定に当たっては、取組期間を統一することで、これらを一体として策定します。

なお、総合戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを柱とし、この柱に即した基本目標と施策で構成することとなっています。



2

序論

2 序論

■ 鴨川市を取り巻く社会情勢

1 進む人口減少

本市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに一貫して減少し、平成27年の国勢調査では33,932人、令和2年10月現在の常住人口は、31,720人となっています。

自然増減については、平成26年以降は年間300人を超える自然減となっており、100人程度の社会減と合わせて、近年は年間400人から500人ほどの人口減少が続いています。

急速に進む人口減少は、少子高齢化の進行と併せ、労働力の低下や後継者問題などによる地域経済への影響はもとより、税収や地域コミュニティの担い手の減少などにより、持続可能な自治体経営が困難になることが考えられます。

2 産業の動向

本市の基幹産業である農業や水産業などの1次産業は、少子高齢化や安定した生活基盤を求める社会変化などにより就業人口が著しく減少し、担い手不足になるなど大きな課題を抱えています。このため、担い手の確保や育成を図るとともに、1次産業従事者の安定した収入の確保や地場産品のブランド化や高付加価値化など、地場産業の活性化に取り組む必要があります。

商工業では、インターネット取引の拡大などによる消費形態の変化やICT^{*}の高度化による取引手段の多様な変革に対応していくことが求められる一方、雇用の維持促進や人の流れを呼び込むための起業を支援する取組も進める必要があります。

観光業では、少子高齢化や人口減少に伴い減少している国内旅行への対応、インバウンドの誘致拡大や新たな観光づくりなど、多様化する課題に的確に対応するとともに、ICT^{*}の進展に応じた情報発信力の強化が求められます。

3 安心・安全なまちづくりへ

令和元年9月の房総半島台風^{*}は、豪雨と暴風により、多数の住家被害や広範囲で長期間にわたる停電とそれに伴う断水などが発生し、市民生活に大きな影響をもたらしました。また、翌10月の東日本台風と10月25日の大雨による被害が短期間のうちに続くという、これまでに経験のない一連の災害となりました。

令和2年に実施したまちづくりアンケートにおいては、これから10年間で特に力を入れて取り組む必要があることの設問に対し、「防災対策」を挙げる市民の割合が35%を超え最も多くなっており、地域防災力の強化が喫緊の課題となっています。

また、令和2年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症^{*}は、国内においても猛威をふるい、国民生活や経済に大きな影響を及ぼしました。このことから、本市においては、国や千葉県と連携し、「withコロナ^{*}」の考えの下、感染拡大の防止と地域経済の回復に努めるとともに、テレワークの推進などICT^{*}活

用の一層の加速化やライフスタイルの変化など、新しい生活様式への対応が求められています。

一方で、市民生活に必要な保健・医療・福祉分野においては、新たに市立国保病院が地域を支える中核病院としてオープンします。国保病院では、「災害時に市民を支える」、「これからの公的医療を推進する」、「まちの活性化を支える」病院としての役割を果たすようになります。また、高度医療機能を持つ大規模民間病院との連携を推進するなど、誰もが安心した生活を送れるよう、医療体制などの充実を図る必要があります。

4 超スマート社会（Society5.0[※]）の実現へ

インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及により、ICT[※]が高度化し、世界中がネットワークにつながることで生活の利便性が大きく向上しています。現在は、これらの情報社会（Society4.0[※]）から次代の超スマート社会（Society5.0[※]）へ向かっています。超スマート社会では、家電など様々なモノがインターネットにつながるIoT[※]の進化や、そこから得られる膨大な情報を人工知能（AI[※]）が活用するなど、生産性や利便性の向上が図られるだけでなく、生産人口が減少する中で労働力不足に対する解決策の一つにもなります。

今後は、全市的にデジタルリテラシー[※]の向上に努めるとともに、ICT[※]を活用した効率的な社会を構築し、超スマート社会の実現を目指していきます。

5 誰一人として取り残さない「SDGs[※]」の推進

2015年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」を採択しました。この中では、貧困や飢餓、エネルギーや資源の有効利用、地球環境への対応など17の目標が定められ、全世界共通の課題として取り組むべき普遍的な目標をSDGs[※]と呼び、誰一人として取り残さない世界を実現するという壮大なチャレンジです。これらの目標の達成には、国や自治体はもとより、企業や市民一人ひとりに至るまですべての人の行動が求められます。

本市においても、SDGs[※]の理念を踏まえ、その掲げる目標を内包させた施策を通じて、取組を推進する必要があります。

財政の見通し

この財政計画は、計画期間における財政の見通しを明らかにするものです。

本市の財政は、市税など、自主財源の比率が歳入総額の約4割にとどまり、地方交付税や国・県支出金などの依存財源の比率が約6割を占めていることから、国や県の動向に影響を受けやすい体質となっています。

我が国の債務残高は対GDP比では約240%という極めて厳しい財政状況にあり、経済の再生とともに財政健全化を達成することが重要な課題となっている中、相次ぐ災害に加え、新型コロナウイルス感染症*の影響により、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支*（以下「PB*」という。）の黒字化の達成が困難な状況にあります。政府においては、引き続き国と地方を合わせたPB*黒字化の目標を堅持することとしており、地方財政についても、国と基調を合わせた歳出削減は避けられない状況にあることから、地方財政計画における地方の一般財源確保に向けて、政策動向を注視していく必要があります。

本市においては、合併以来措置されてきた普通交付税の合併算定替*の特例交付が令和元年度で終了したことから、財政運営は一層厳しさを増すことが予想されます。

行政改革や職員定員適正化の取組を進めてきましたが、近年は財政調整基金*の取崩しに頼った財政運営が続き、当該基金の枯渇の懸念もあることから、今後は、身の丈に合う財政規模を目指し、これまで以上に強力に財政健全化を推進していく必要があります。

本市の財政の健全性を示す指標である実質公債費比率*、将来負担比率*は、令和元年度決算値でそれぞれ11.0%、105.1%となっており、いずれも県下でワーストに近い位置にあります。

人口減少・高齢化は一層進行していくことが見込まれている中、活力ある地域を自ら創造し、安心・安全に暮らせるまちづくりを進めていくためには、財政構造の抜本的転換に向けて一層の歳入確保、歳出抑制を図るとともに、効率的な行政運営の実現のため、組織、施設、財産、人材などのありとあらゆる資源を有効に活用する仕組みを構築することが求められます。

以上を踏まえ、計画期間を通して健全な財政運営に努めることを基本とし、5年間にわたる財政収支を以下の表のとおり見通します。

■ 歳入		百万円
区 分	額	
市税	20,402	
地方交付税	24,948	
国庫支出金	7,790	
県支出金	5,911	
地方債	6,028	
その他	15,306	
合計	80,385	

■ 歳出		百万円
区 分	額	
人件費	18,289	
扶助費	14,819	
公債費	9,475	
投資的経費	5,500	
その他	32,302	
合計	80,385	

3

第 2 次基本構想

3

第2次基本構想

基本構想策定の趣旨

この基本構想は、鴨川市基本構想に関する条例（平成26年鴨川市条例第19号）第2条の規定に基づき、鴨川市が、総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めるものです。

基本構想の名称

この基本構想の名称は、「第2次鴨川市基本構想」とします。

基本構想の期間

この基本構想の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

将来都市像



本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたいくなる「安らぎのふるさと」をみんなで育んでいきます。

このような思いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定します。

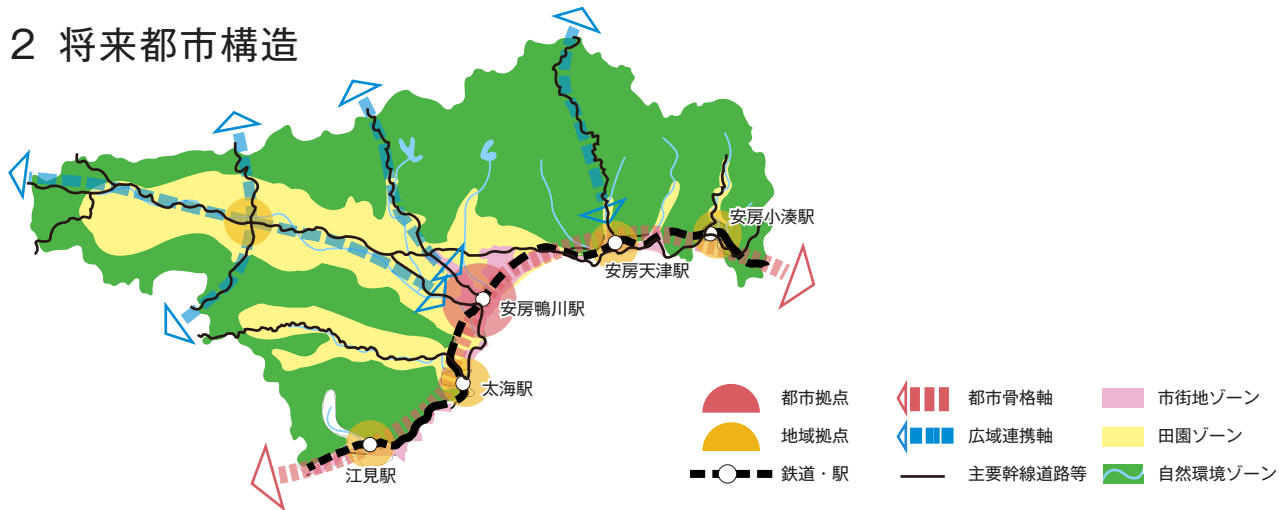
土地利用構想

1 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

2 将来都市構造



将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

<div style="background-color: #c00000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 1 拠点 </div>	<p>【都市拠点】 都市機能の集積を図るエリア JR安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。</p> <p>【地域拠点】 市民生活の中核を担うエリア 鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道410号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。</p>
<div style="background-color: #c00000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 2 軸 </div>	<p>【都市骨格軸】 広域的な交流を支える本市の骨格となる動線 都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJR外房線・内房線、国道128号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。</p> <p>【広域連携軸】 都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線 都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市との間の移動を支える国道410号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進します。</p>
<div style="background-color: #c00000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 3 ゾーン </div>	<p>【市街地ゾーン】 安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地 多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、市民がいつまでも安全・安心に住み続けることのできる、質の高い市街地環境の形成を推進します。</p> <p>【田園ゾーン】 既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場 本市の山間の平坦地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。</p> <p>【自然環境ゾーン】 防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア 沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。</p>

基本構想の体系図

基本構想に定めるまちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

- 1 「交流」のまちづくり
多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。
- 2 「元気」のまちづくり
地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。
- 3 「環境」のまちづくり
豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。
- 4 「協働」のまちづくり
産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。
- 5 「安心」のまちづくり
市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の大綱

施策の大綱は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針

- 1 快適で暮らしやすい交流拠点のまち
1-1市街地の整備/1-2居住環境の充実/1-3道路網の整備/1-4公共交通網の充実/1-5上下水道の整備
- 2 環境と調和した安心・安全のまち
2-1環境施策の推進/2-2公園・緑地の整備/2-3環境衛生対策の充実/2-4消防・防災対策の充実/
2-5交通安全・防犯対策の充実/2-6消費者対策の充実
- 3 活気あふれ人が集う産業のまち
3-1農林業の振興/3-2水産業の振興/3-3商工業の振興/3-4観光・リゾートの振興/3-5医療・福祉産業の振興/
3-6雇用対策の推進
- 4 とともに学び未来を育む教育文化のまち
4-1学校教育の充実/4-2生涯学習の充実/4-3青少年の健全育成/4-4文化の振興/4-5スポーツの振興/
4-6国際交流・地域間交流の推進
- 5 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち
5-1保健・医療の充実/5-2地域福祉の充実/5-3子育て支援の充実/5-4高齢者施策の充実/
5-5障害者施策の充実/5-6社会保障の充実
- 6 みんなが主役となる協働・自立のまち
6-1地域コミュニティの維持・強化の促進/6-2多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進/
6-3男女共同参画社会の形成/6-4効率的な自治体経営の推進

■ 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

■ 基本理念



■ 基本方針



4

第4次5か年計画 総論

4

第4次5か年計画 総論

基本計画の名称

この基本計画の名称は、「鴨川市第4次5か年計画」とします。

基本計画の期間

この基本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

この先5年間を考える基本理念

今回の基本計画は、平成28年3月に策定した「第2次総合計画」の後半5年間に当たります。

この後期の基本計画では、前期の基本計画に基づいて進めてきた各施策の成果や課題を検証したうえで、引き続き基本構想に定める将来都市像「活力あふれる健やか交流のまち鴨川」の実現に向け、効果的な施策、事業展開を図ります。

また、将来の人口展望を踏まえ、持続可能な地域の発展につなげるため、本市の強みである充実した保健・医療・福祉環境と自然・観光資源の集積をいかした施策を推進することにより、「しごと」と「ひとの流れ」の創出を図ります。

人口減少、少子高齢化の進行などにより地域社会が大きく変化を遂げる中、時代に対応した新しいまちづくりを進めていくことが求められています。このため、本市では、基本理念に掲げる協働のまちづくりの取組として、市民と行政が協力して課題解決に取り組みます。そのために、市民、行政それぞれから見えている現状や課題を共有し、フラットな立場で課題解決にむけた議論を行い、それぞれができることを行っていきます。

市民提案による協働のまちづくり

今回の基本計画の策定に当たっては、初めての試みとして住民協議会「かもがわ市民会議」を開催しました。これは、地域の課題について市民目線での議論を進め、その解決方法を探り出していくことで、市民と行政が一体となったまちづくりを推進していこうとするものです。そして、市民会議と有識者で組織される総合計画審議会を交互に開催し、議論をやり取りすることを通じて、市民提案による事業を計画に反映する仕組みとしました。

市民会議では、市民皆さんから広範な意見をいただくため、無作為抽出により参加者を募集し、まちづくりアンケートの結果から問題意識の高かった4つのテーマに分かれ、議論を進めました。そして5回にわたる会議の中で、日常生活の中で生じる課題から、5年後・10年後の本市の理想の未来を見据え、自分たちにできること、行政の役割などについての活発な意見交換を重ね、解決に向けた施策や取組を提案書に取りまとめました。

「かもがわ市民会議」からの提案された施策については、可能な限りこの計画に盛り込んでいます。

「かがわ市民会議」の開催概要

01 市民会議の特徴

- ・無作為抽出による市民参加
- ・市民目線により地域の課題解決を目指す

02 議論の考え方

- ・課題や解決策を自由に議論する
- ・行政任せにせず、自分たちにできることを考える

03 市民の問題意識が高かった4つのテーマ

- ・第1分科会「働きがいのある仕事づくり」
- ・第2分科会「生活を支える交通」
- ・第3分科会「子育て子育て環境づくり」
- ・第4分科会「みんなで考える防災対策」

04 会議の流れ

- ・第1回 テーマの現状把握
- ・第2・3回 課題や解決策の議論
- ・第4回 意見集約
- ・第5回 市民提案を反映させた計画書素案の議論

05 5か年計画への反映

「かがわ市民会議からの提案」については、できる限り計画に反映しています。
なお、一部、反映することができなかった提案についても、その趣旨やアイデアなど、今後の取組の参考にさせていただきます。

基本計画の進行管理

この基本計画及び実施計画に位置付けた施策・事業については、行政事業レビューの仕組み等を活用し、PDCAサイクルを循環させ、進行管理を行います。

基本計画【Plan(計画)】に位置付け推進している施策【Do(実行)】に対して、計画期間の最終年度における評価指標の達成状況を把握・検証【Check(評価・検証)】し、次期基本計画を策定する際に施策の見直し・改善【Action(見直し)】を図ります。

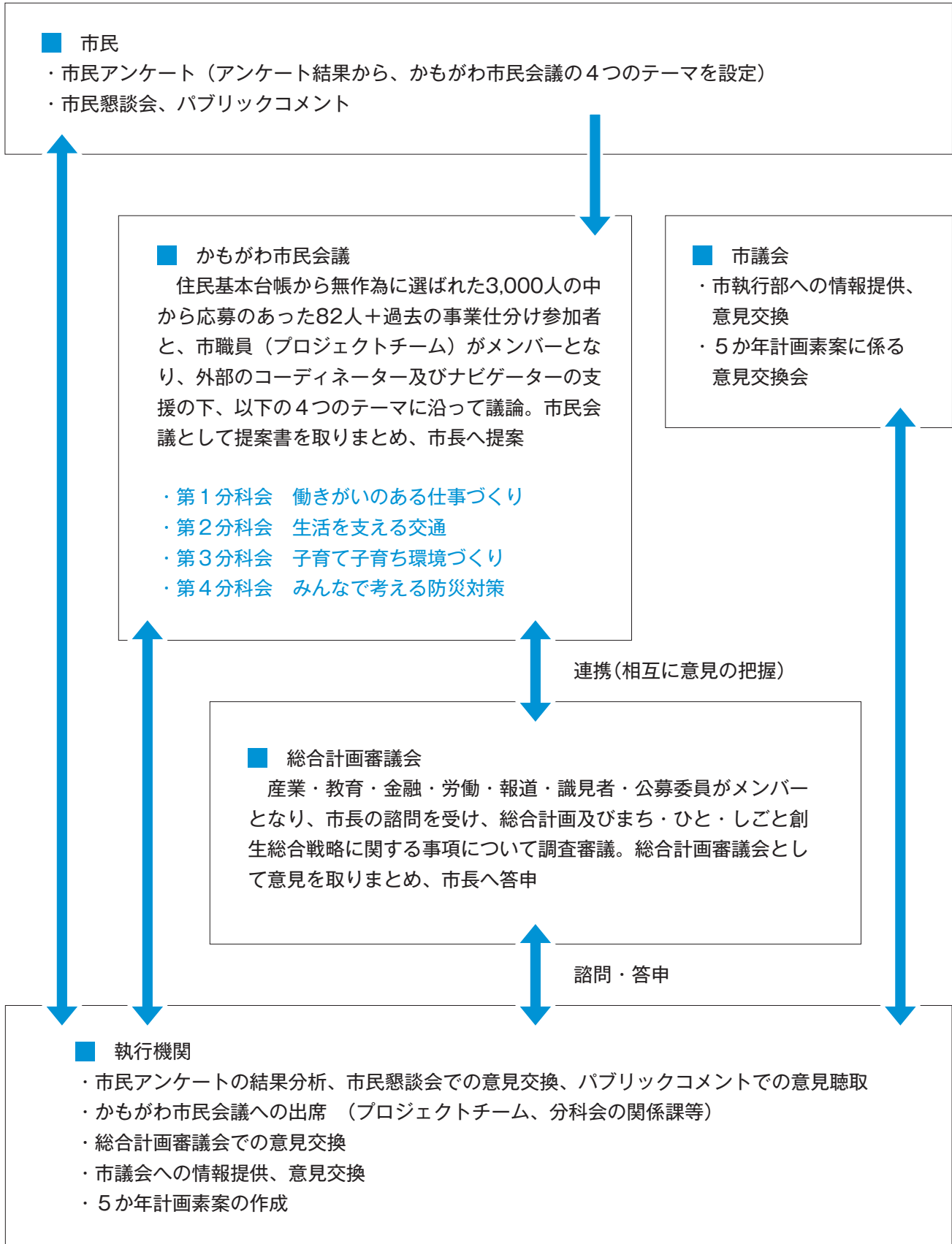
このためには、実施計画【Plan(計画)】に位置付け実施をしている事務事業【Do(実行)】に対して、毎年、活動指標に対する達成状況を把握し、これを検証【Check(評価・検証)】した上で、この検証結果に基づいて、次期実施計画を策定する際に事務事業の見直し・改善【Action(見直し)】を図ることとします。また、検証の結果は公表し、市民への周知を図ります。

なお、実施状況の検証結果や社会経済情勢の急激な変化等によって基本計画等の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改定を行うものとします。



基本計画等の進行管理のイメージ (PDCA サイクル)

基本計画策定の体制図

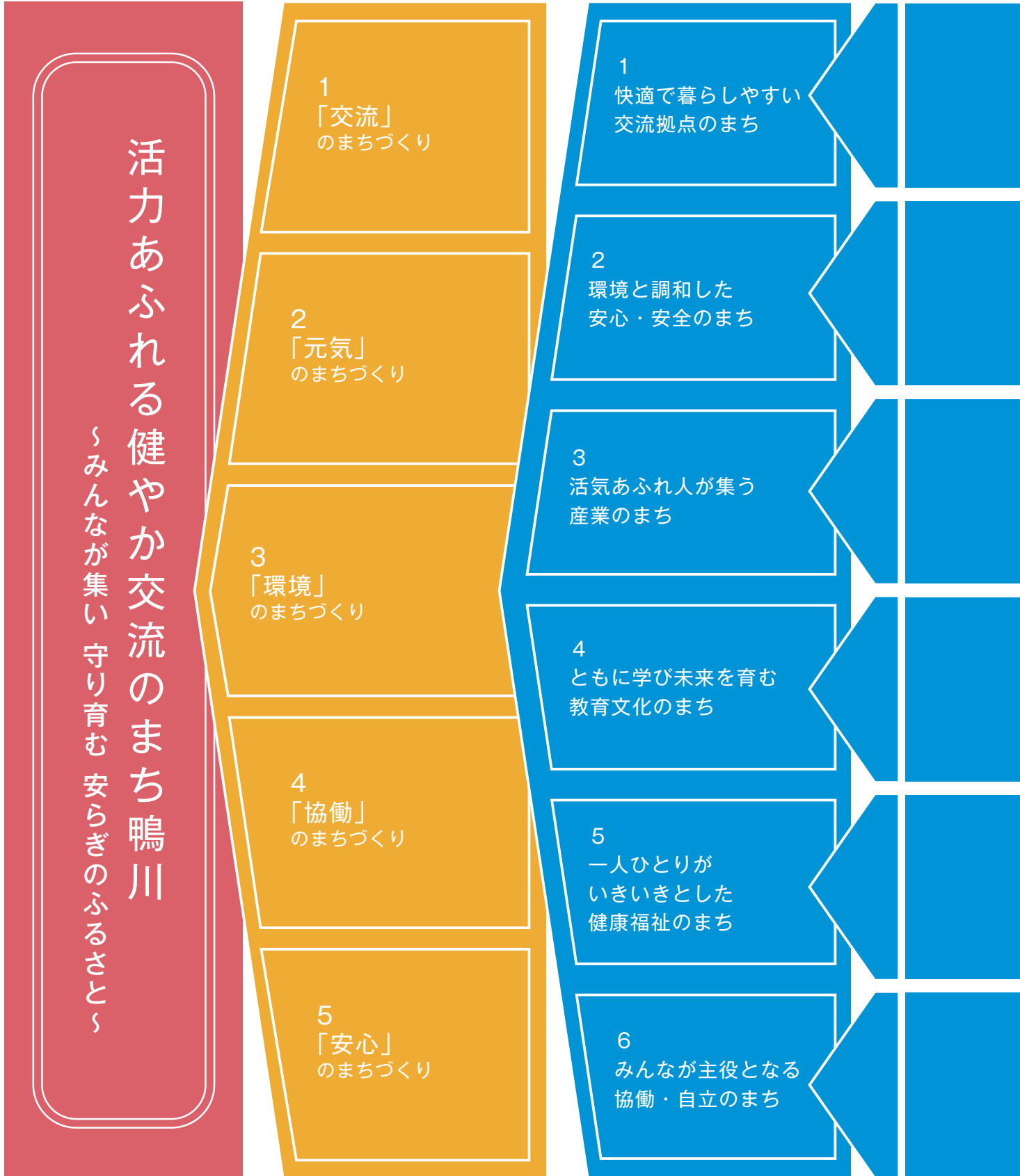


基本計画の体系図

■ 将来都市像

■ 基本理念

■ 基本方針



基本施策

1-1
市街地の整備



1-2
居住環境の充実



1-3
道路網の整備



1-4
公共交通網の充実



1-5
上下水道の整備



2-1
環境施策
の推進



2-2
公園・緑地
の整備



2-3
環境衛生
対策の充実



2-4
消防・防災
対策の充実



2-5
交通安全・防犯
対策の充実



2-6
消費者
対策の充実



3-1
農林業の振興



3-2
水産業の振興



3-3
商工業の振興



3-4
観光・リゾート
の振興



3-5
医療・福祉産業
の振興



3-6
雇用対策の推進



4-1
学校教育
の充実



4-2
生涯学習の充実



4-3
青少年
の健全育成



4-4
文化の振興



4-5
スポーツ
の振興



4-6
国際交流・地域間
交流の推進



5-1
保健・医療
の充実



5-2
地域福祉
の充実



5-3
子育て支援
の充実



5-4
高齢者施策
の充実



5-5
障害者施策
の充実



5-6
社会保障
の充実



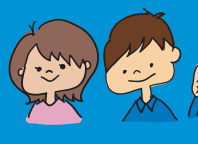
6-1
地域コミュニティの
維持・強化の促進



6-2
多様な主体の連携による
協働のまちづくりの推進



6-3
男女共同参画
社会の形成



6-4
効率的な自治体
経営の推進



基本計画の見方

1 ● 施策体系上の政策と、施策分野を示しています。

2 ● 施策分野を取り巻く現状と課題を示しています。

3 ● 上記2を踏まえ、課題解消に向けた施策分野の基本方針を示しています。

4 ●

- ・ 評価指標

施策の目的の達成度合いを測る指標を示しています。

- ・ 現状値

指標の基準点となる現状の数値を示しています。

- ・ 目標値

計画期間内で目指す数値を示しています。

- ・ 備考

総合戦略の重要業績評価指標(KPI)である場合、「総合戦略KPI」としています。また、指標に説明が必要な場合、備考で説明を加えています。

01

快適で暮らしやすい交流拠点のまち



1-1 市街地の整備

現状と課題

本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

今後は、都市計画マスタープランに基づき、旧市街地が一体となった都市計画の下、社会情勢の変化や地域の実情に応じた、総合的かつ計画的な市街地の形成を進める必要があります。

また、市内の自然豊かな農村風景、歴史・文化的資源と調和した景観を守るため、新たな土地利用や開発が周囲の風景・街並みと調和するように誘導する必要があります。

加えて、これまで本市の学術・文化・交流の拠点となってきた太海望洋の丘については、城西国際大学観光学部の移転に伴う諸問題に対応しながら、引き続き、これら拠点機能の充実と併せて、新たな地域の活性化に向けたまちづくりの検討を行っていく必要があります。

基本方針

地域の特性をいかし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域[※]の再編に向けた検討を進めます。

また、景観計画を策定し、自然豊かな農村風景や歴史・文化的資源と調和した「景観まちづくり」を推進します。

加えて、太海望洋の丘においては、城西国際大学観光学部の存続への取組とともに跡地利用の検討を進め、新たな人の流れを創り出すためのまちづくりに向けた取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	21.9% (令和元年度)	減少(改善)	

施策・事業内容

良好な市街地環境の形成

■ 社会情勢の変化や地域の実情に応じた総合的かつ計画的な市街地の形成を推進するため、都市計画区域*の再編に向けた検討を進めます。

景観施策の推進

■ 市内の自然豊かな農村風景や歴史・文化的資産と調和した景観を守るため、景観計画を策定し、「景観まちづくり」を促進します。

安全で快適な住まいづくりの促進

■ 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。

太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進

■ 城西国際大学観光学部移転に伴う諸問題への対応と、太海望洋の丘周辺地域全体の活性化に向けた取組を推進します。

市民会議提案 (第1分科会 施策5) 城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難しいところであるが、存続運動と並行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講じる。

5

施策名称と、それぞれ事業内容を示しています。

6

かがわ市民会議からの提案を示しています。

市民会議提案《○○～》の部分が、市民会議の提案です。

市民会議からの提案は、次のいずれかの場合に、対応する事業内容を記載した文章の次に、施策番号と施策を記入しています。

- ア 既定の事業に市民会議提案と内容、目的又は趣旨を同じくするものがある場合
- イ 既定の事業について、市民会議提案を受けてその内容を反映して実施する場合
- ウ 市民会議提案を受けて、新たに提案内容に沿った取組を行う場合

※ なお、イの場合の「内容を反映」、ウの場合の「内容に沿った取組」とは、市民会議の提案内容全体をそのまま反映、実施するという場合のほか、提案内容のうち一部分のみ反映する、又は一部分のみ実施する場合を含みます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成、基本目標

基本目標と具体的な施策

目指すべき将来の方向ごとに、実現すべき成果（アウトカム^{*}）に係る数値目標を設定します。ただし、実現すべき成果を定性的な目標とすべき場合には、定性的な指標を設定します。4つの柱に即して次のとおり基本目標と具体的な施策（5か年計画から抜粋）を定めます。

1 しごとづくり ～ 鴨川市での安定した雇用を創出する

基本目標

項目	目標値（令和7年度）
雇用創出数（累計）	300人
人口に占める就業者の割合（15歳以上）	5%増 （平成27年 55.5%）
市内企業の付加価値額	994百万円増 （平成28年 55,672百万円）

具体的な施策

○幹線道路の整備	○指導団体の育成・強化
○地域公共交通網の維持確保	○中小商工業者の経営支援の推進
○生活交通の維持確保	○企業立地と雇用の拡大の促進
○地球温暖化対策の推進	○農商工連携、経済交流と販路拡大の促進
○持続的発展が可能な営農環境の創出	○観光・交流資源の整備充実
○農産物の高付加価値化と販売促進	○医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充
○有害鳥獣対策の強化	○雇用相談の充実
○都市農村交流事業の展開	○多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供
○畜産経営の安定化	○市立国保病院の充実
○水産業の持続的な発展	○ふるさと納税の推進
○水産物の高付加価値化と販売促進	

2 ひとの流れ ～ 鴨川市への大きな人の流れを創る

基本目標

項目	目標値（令和7年度）
転入者数	300人累増
転出者数	200人累減
観光入込客数（総合戦略分）	170千人増

具体的な施策

○安全で快適な住まいづくりの促進	○文化施設の管理運営
○都市農村交流事業の展開	○観光・交流資源の整備充実
○2020オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致	○（仮称）小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進
○受入れ体制の強化	○総合運動施設の整備
○インバウンドの推進	○千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致
○スポーツコミッション [*] による地域活性化の推進	○過疎地域における活性化施策の総合的な推進
○医療・福祉分野における人材の確保	○移住定住の促進
○多彩な学習活動の促進	○鴨川版CCRC [*] 構想の推進
○社会教育関連施設の整備充実	

3 結婚・出産・子育て ～ 次代を担う健やかな子どもたちを育む

基本目標

項目	目標値（令和7年度）
合計特殊出生率 [※]	1.80
結婚希望実績指標	80%
満足度 ・保育サービス、施設 ・子育て支援施策 ・若年世代（10～40代）の定住意向	50%（令和元年度 26.4%） 30%（令和元年度 25.4%） 80%（令和元年度 70.2%）

具体的な施策

○義務教育の充実	○教育・保育サービスの充実
○幼児教育の充実	○地域子育て支援の充実
○多彩な学習活動の促進	○子育て家庭への経済的な支援の推進
○青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化	○障害者の社会参加の促進
○歴史・文化の保全と活用	○結婚支援の充実
○保健サービスの充実	○男女共同参画に関する市民啓発の推進

4 地域づくり ～ 持続可能な地域社会を構築する

基本目標

項目	目標値（令和7年度）
平均寿命	延伸 （平成27年 男性80.8歳 女性86.7歳）
健康寿命 [※]	延伸 （平成28年 65歳の平均自立期間 男性17.87歳 女性20.29歳）
満足度 ・地区コミュニティ施設や地域活動	40% （令和元年度 22.4%）

具体的な施策

○安全で快適な住まいづくりの促進	○ふれあい・ささえあいのネットワークの形成
○地域公共交通網の維持確保	○介護予防の推進
○生活交通の維持確保	○ひとり暮らし高齢者の支援
○防災対策の強化	○高齢者の生きがいづくり活動の促進
○多彩な学習活動の促進	○障害者の社会参加の促進
○保健サービスの充実	○自治組織の強化
○総合運動施設の整備	○過疎地域における活性化施策の総合的な推進
○地域における健康づくり組織の育成・支援	○市民活動の支援
○保健・医療等に関する情報ネットワークの構築	○ファシリティマネジメント [※] の推進
○地域包括支援センターの推進	

4

第4次5か年計画 各論



1-1 市街地の整備

現状と課題

本市の市街地は、沿岸部を中心に住宅地や商業施設、観光施設が混在する形態となっています。都市化の流れは周辺地域に新しい市街地を形成する一方、旧市街地では、空き店舗の増加や建物の老朽化が進行しています。

今後は、都市計画マスタープランに基づき、旧市町が一体となった都市計画の下、社会情勢の変化や地域の実情に応じた、総合的かつ計画的な市街地の形成を進める必要があります。

また、市内の自然豊かな農村風景、歴史・文化的資源と調和した景観を守るため、新たな土地利用や開発が周囲の風景・街並みと調和するように誘導する必要があります。

加えて、これまで本市の学術・文化・交流の拠点となってきた太海望洋の丘については、城西国際大学観光学部の移転に伴う諸問題に対応しながら、引き続き、これら拠点機能の充実と併せて、新たな地域の活性化に向けたまちづくりの検討を行っていく必要があります。

基本方針

地域の特性を活かし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域^{*}の再編に向けた検討を進めます。

また、景観計画を策定し、自然豊かな農村風景や歴史・文化的資源と調和した「景観まちづくり」を推進します。

加えて、太海望洋の丘においては、城西国際大学観光学部の存続への取組とともに跡地利用の検討を進め、新たな人の流れを創り出すためのまちづくりに向けた取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	21.9% （令和元年度）	減少(改善)	

良好な市街地環境の形成

- 社会情勢の変化や地域の実情に応じた総合的かつ計画的な市街地の形成を推進するため、都市計画区域[※]の再編に向けた検討を進めます。

景観施策の推進

- 市内の自然豊かな農村風景や歴史・文化的資産と調和した景観を守るため、景観計画を策定し、「景観まちづくり」を促進します。

安全で快適な住まいづくりの促進

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。

太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進

- 城西国際大学観光学部移転に伴う諸問題への対応と、太海望洋の丘周辺地域全体の活性化に向けた取組を推進します。

市民会議提案
《第1分科会 施策8》

城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難しいところであるが、存続運動と並行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講じる。



1-2 居住環境の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進行する中、ライフスタイルや価値観の多様化に対応した居住環境の整備が求められており、民間や関係機関との連携の下、自然環境に調和した良好な住宅地の形成を誘導していく必要があります。

古くからの住宅地は、道幅の狭い道路による不整形な街区が多く、環境・景観・防災・安全などの観点から、都市計画マスタープランに基づき、市民が住み続けたいと思える居住環境づくりに継続的に取り組むことが求められています。

また、近年は空き家等が増加し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、適切な管理及び活用を図る必要があります。

加えて、令和3年度までには、千葉県により土砂災害警戒区域^{*}の指定が予定されています。がけ崩れ等の自然災害から市民の生命の安全を確保するため、がけ地から安全な場所への移住等を進めていく必要があります。

一方、老朽化した市営住宅は、長寿命化計画に基づく住宅ストック^{*}の確保と、入居者の高齢化に対応した快適な住環境の確保を計画的に進めていく必要があります。

基本方針

安全で快適な居住環境の形成のため、市街地における狭あい道路の拡幅整備、がけ地に近接する危険住宅の移転に対する助成、民間による宅地開発等の適切な指導を行い、良好な住宅地の誘導を図ります。

また、良質な住宅ストック^{*}の形成を図るとともに、これを定住の促進へと結び付けていくため、既存住宅の耐震化等のための改修や転入者の住宅取得に助成を行います。

空き家については、その発生を予防し、活用できるものは有効活用を図り、管理不全な空き家については解消を目指します。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるとともに、高齢者に配慮した居住空間の確保に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「住宅環境の充実」に不満を持つ市民の割合 (まちづくりアンケート調査)	34.0% (令和元年度)	30.6%	
住宅の耐震化率	53.4% (平成28年3月)	95.0%	総合戦略KPI
住宅取得奨励金制度の活用による転入者数 (累計)	260人 (令和元年度)	432人	制度開始当初 (平成23年度)からの累計
市営住宅の入居率	92.1% (令和元年度)	100.0%	
空き家の情報受理件数に対する改善率	41.5% (令和元年度)	45.7%	

快適な居住環境の実現

■ 漁村区域内の狭あい道路を拡幅し、生活環境の向上や災害時等における安全確保を図ります。

安全で快適な住まいづくりの促進

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等の助成を行います。(再掲、1-1)
- 安全な居住環境を形成するため、がけ地に近接する住宅の解体・撤去、移転費用の助成を行います。
- 本市への定住を目的とした転入者の住宅取得を奨励することにより、定住促進を図ります。
- 空き家等に関する対策を実施し、地域住民の生活環境を保全するとともに、安心して安全な地域社会の実現を図ります。

市営住宅の維持管理

- 居住環境の整った住宅ストック[※]を確保するため、長寿命化計画に基づく市営住宅の改修に努めるほか、老朽化住宅の用途廃止を行います。



1-3 道路網の整備

現状と課題

館山自動車道の全線開通や首都圏中央連絡自動車道の整備進展等により、高規格幹線道路網^{*}が形成され、私たちの暮らす房総半島は、半島性の解消などのストック効果^{*}が現れていますが、これらの機能を十分に発揮させるためには、国道127号富津館山道路から外房地域を經由し、首都圏中央連絡自動車道へ連絡する地域高規格道路^{*}の整備実現が必要不可欠です。

また、地域間を結ぶ幹線道路の国・県道は、着々と整備がなされていますが、より一層の整備促進を求め、関係機関への積極的な要望活動を継続的に行っていく必要があります。

一方、延長約740kmに及ぶ市道のうち、国・県道を結ぶ主要幹線市道は、渋滞緩和や利便性の向上を目的としたバイパス道路として整備を図る必要があります。また、市道の快適性、安全性等を高めていくため、老朽橋梁等については、長寿命化修繕計画策定の下、予防的な修繕及び計画的な架け替えを行うとともに、一般市道は、生活道路として交通の支障箇所の改良等に努めていくことが求められています。

基本方針

地域高規格道路^{*}「館山・鴨川道路」等の広域的な道路ネットワークの強化及び市内国・県道の整備促進と、より快適で利便性・安全性の高い道路網の形成を図るため、県との適切な役割分担と連携の下、市道（幹線道路・生活道路）の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、市民の生命を守り、より信頼性の高い道路交通網を確保するため、橋梁やトンネル、舗装、法面等の法定点検と計画的な修繕を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市道の改良率	31.8% (平成31年3月)	32.4%	
「国・県道など幹線道路網の整備促進」に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	46.1% (令和元年度)	41.5%	総合戦略KPI

施策・事業内容

一般市道等の整備

- 日常生活に密着した生活道路の利便性・安全性の向上のため、地域要望に基づく計画的な市道の整備を行います。

市民会議提案
《第2分科会 施策12》 子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

- 市道等の利便性・安全性確保のため、各種補修工事の実施、地元区への草刈り作業委託、道普請支援に必要な資材提供等を行い、常時良好な道路環境を保持します。

市民会議提案
《第2分科会 施策12》 子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

幹線道路の整備

- 国・県道の整備を促進するため、インターチェンジへのアクセス向上や交差点改良、未改良区間の整備等について、期成同盟会等を通じた要望活動を進めます。

市民会議提案
《第2分科会 施策11》 観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

- 国・県道の慢性的な渋滞緩和を図り、より安全かつ円滑な道路交通を実現するため、市道貝渚大里線の整備を進めます。

市民会議提案
《第2分科会 施策11》 観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。

橋梁等の維持管理

- 市道に架かる橋梁・トンネル等について、法定点検を継続的に実施しながら、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

舗装・法面等の維持管理

- 市道の舗装や法面、擁壁等道路施設について、維持補修費の平準化を踏まえて長寿命化を実施し、道路交通の安全性を確保します。

市民会議提案
《第2分科会 施策12》 子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。

道路台帳の整備

- 道路の区域や道路施設の現況、幅員等、道路管理事務を円滑に行うため、道路台帳の補正を毎年度実施するほか、市道認定路線の未登記土地の解消を行います。



1-4 公共交通網の充実

現状と課題

本市の公共交通は、JR外房線と内房線の結節点である安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、地域間の移動を担う手段としては、鉄道が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス、近隣市町との間を結ぶ急行・幹線バスが運行されています。市内においては、民間事業者により、路線バス及びタクシーが運行されているほか、本市においてもコミュニティバスを運行しています。

公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性は年々増している一方で、人口減少や自家用車の普及等により、利用者数の減少傾向が続き、その維持が大きな課題となっています。

特に、地域に欠かせない生活交通である路線バスについては、赤字額の拡大により、市の財政負担なしでは路線を維持できない状況となっており、また、コミュニティバスについても、輸送人員、収支率ともに減少傾向にあることに加えて、車両の経年劣化により修繕費は年々増加するなど、その運営は非常に厳しい状況となっています。

このようなことから、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網のあり方について、抜本的な見直しを行い、公共交通の維持確保を図る必要があります。

基本方針

地域公共交通計画^{*}に基づき、民・官の間における機能分担の明確化と連携の強化を図ることを基本として、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくための取組を進めます。

また、既存の公共交通サービスの改善を図るため、沿線自治体等と連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけていきます。

さらに、民間の路線バスとコミュニティバスの一体的な路線再編や運行方法等の見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行い、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成することで、公共交通サービスの維持確保を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「鉄道の利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	61.2% （令和元年度）	減少（改善）	総合戦略KPI
「路線バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	65.1% （令和元年度）	減少（改善）	
「高速バスの利用しやすさ」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	33.2% （令和元年度）	減少（改善）	総合戦略KPI

地域公共交通網の維持確保

- 地域公共交通計画^{*}の策定・評価・推進に取り組み、公共交通の利用促進、既存の公共交通の再編や見直し、新たな公共交通システムの導入の検討などを行います。

市民会議提案
《第2分科会 施策1》 幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

市民会議提案
《第2分科会 施策2》 都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

市民会議提案
《第2分科会 施策4》 交通弱者の移動を支えるため、現在試験運行中の乗り合い制デマンドタクシーを検証し本格運行に繋げる。

市民会議提案
《第2分科会 施策5》 地域のつながりを基盤とした、助け合いのシステムとしての移手段を創り上げる。

市民会議提案
《第2分科会 施策7》 市内にある交通資源を有する全事業者と連携し、福祉ムーバーなどの先進事例を基に、交通弱者の移動を支える効率の良い移動システムを構築する。

市民会議提案
《第2分科会 施策9》 観光交通と生活交通の一体化という視点で、既存の交通システムを見直す。

生活交通の維持確保

- 沿線自治体や関係団体との連携の下、鉄道事業者に対して、ダイヤ改正や施設整備等に関する要望活動を行い、鉄道の利便性向上を図ります。

市民会議提案
《第2分科会 施策1》 幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

市民会議提案
《第2分科会 施策2》 都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

- バス事業者に対する要望活動等を行い、市民の交通手段の利便性の向上を図るほか、バス運行に係る経費の補助を行い、民間路線バスの維持確保を図ります。

市民会議提案
《第2分科会 施策1》 幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

市民会議提案
《第2分科会 施策2》 都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

- コミュニティバスを運行することにより、市民の交通手段の維持確保・利便性の向上を図ります。

市民会議提案
《第2分科会 施策1》 幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。



1-5 上下水道の整備

現状と課題

本市の水道事業は、近年、人口減少、節水器具の普及や大口需要者による自己水源の活用等により、水需要は低下傾向にあり、令和元年度末の給水状況は、給水戸数18,325戸、給水人口32,321人、加入率99.5%で、年間総給水量は5,781,733㎥となっています。

また、水道施設では、5つの浄水場や、南房総広域水道企業団から受水する2つの配水場のほか、地形的な状況から多くの加圧ポンプ所などの配水施設を擁しており、水道管の総延長も約381kmに及んでいます。この中には創設当時の施設も多く、その維持管理や修繕費は年々増加しています。

平成30年12月に水道法の一部が改正され、人口減少に伴う水の需要減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化に向けた、関係者の責務の明確化と、広域連携・官民連携の推進、そして、適切な資産管理の推進などが新たに盛り込まれました。

今後は、水道事業が、拡張の時代から維持管理の時代へと、大きな転換期を迎えていることを踏まえ、将来の水需要の予測に基づき、施設のダウンサイジング*を見据えるとともに、自然災害の影響を最小限にとどめられる計画的な施設の整備・耐震化、また、管路の更新・耐震化も併せて推進し、安定した水道供給の確保に努めるとともに、水道事業の健全性の確保に取り組み、持続可能な運営基盤の確立を図ることが求められます。

一方、本市の公共下水道は未整備であることから、生活排水を浄化し、河川や海域の水質を保全していくための汚水処理は、主に合併処理浄化槽により対応しており、今後は、なお一層の意識啓発を図りながら、この普及拡大に努めていく必要があります。

さらに、近年、台風や豪雨などの発生頻度が増している中、浸水被害が見られる地区もあるため、この対策としての排水機能の強化が求められています。

基本方針

平成30年度に策定した「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」に掲げる「安全」、「強靱」及び「持続」の各分野における課題について、適正な財源確保と投資の合理化を図り、安全・安心な水を将来にわたって安定的に供給できるよう、水需要の予測を踏まえ、水道事業の健全性を維持しつつ、水道施設の整備と維持管理並びに老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に実施します。

また、県営水道と用水供給事業体の統合の取組を踏まえ、令和7年度を目途に、南房総地域の末端給水事業体*の統合・広域化も併せて推進し、安定した経営基盤の確立に努めます。

さらに、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を、市民への意識啓発を十分に行いつつ、継続的に促進します。

加えて、市街地における浸水被害の解消を目指し、排水路等の適切な設置による雨水等処理機能の維持・向上を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
残留塩素濃度 [*] の目標達成率	89.96% (令和元年度)	90.00%	
配水管等の耐震化率	10.76% (令和元年度)	12.76%	
汚水処理人口普及率	46.4% (令和元年度)	53.4%	

施策・事業内容

安全で良質な水の安定供給

- 浄水場等施設の更新・改良を計画的に行うことで水質事故や施設事故等を未然に防止し、安全で良質な水の供給に努めます。
- 老朽化の進む配水管等の更新・維持管理を適正に行い、水の安定供給に努めます。
- 鴨川市水質検査計画に基づく検査を実施することにより、水質に対応した浄水処理を実施します。
- 専用水道、簡易専用水道等の施設の適正な設置及び管理を指導し、飲用水道の安全性を確保します。

水道事業の運営基盤の強化

- 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体^{*}の統合を進めるほか、関係事業者との連携により、安全で良質な水を将来にわたり、安定的に供給します。

下水処理機能の充実

- 単独浄化槽又は汲取便槽から合併処理浄化槽への転換に助成し、生活排水の適正処理を促進します。
- 老朽化の著しい都市下水路^{*}の計画的な更新や清掃など、適切な維持管理を行います。



2-1 環境施策の推進

現状と課題

本市は、南房総国立公園、県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されるとともに、海山問わず豊かな自然・景勝地に恵まれています。これらを快適で豊かな市民生活の源泉として、また重要な観光・交流資源として、大切に守り育てていくためには、総合的かつ計画的な取組が求められています。

また、大気汚染の広がりや、地球温暖化に伴う異常気象による被害など、環境問題は市民生活にも直接的な影響を与えるに至っています。

これに伴い、本市においても、安心・安全で快適な生活を確保するため、大気・水質等の身近な生活環境に関する調査について、継続して取り組みつつ、更なる環境美化に向けた啓発や市民活動への支援に力を入れていく必要があります。

加えて、地球の温暖化を防止するため、SDGs^{*}の理念も踏まえ、温室効果ガス^{*}排出量削減にも取り組みます。

基本方針

環境基本計画に基づき、「豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち—未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちに—」を目指して、地球温暖化対策の推進、大気・水質をはじめとする生活環境の保全、豊かな自然環境や景観の保護・保全などに関する取組を進めていきます。

また、環境美化に関する意識啓発等にも積極的に取り組み、地域の環境保全に関して、市民、事業者、行政が連携しながら施策を推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「公害防止等の環境保全施策の推進」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	24.4% （令和元年度）	19.5%	
不法投棄物の年間撤去量	8.72t （令和元年度）	6.41t	
住宅用省エネルギー等設備の申請基数（累計）	102件 （令和元年度）	212件	平成26年度からの累計 総合戦略KPI

環境施策全般の総合的な推進

- 環境の保全等に関する施策の推進を図るために策定した環境基本計画の各種事業について、全体的な進行管理を行い、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- 環境保全等の施策の推進を図るため、環境審議会において環境保全等に関する基本的事項等を調査・審議します。

地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策実行計画に基づく市役所内の取組を推進し、温室効果ガス^{*}の排出削減を図ります。
- 家庭における省エネルギーの推進や温室効果ガス^{*}発生を抑制するため、住宅用省エネルギー設備の設置に対する補助を行います。
- 公用車の更新や導入の際、低公害車^{*}や低燃費自動車^{*}を購入し、地球温暖化対策の推進や省エネルギーの推進を図ります。

生活環境の保全施策の推進

- 自動車騒音など生活環境の安全性・快適性に関する監視を系統立てて実施するとともに、その結果等を公表します。
- 大気・水質等身近な生活環境の保全を目指し、ダイオキシン類調査及び河川等水質検査を実施し、その結果を公表します。

自然環境・景観の保護・保全施策の推進

- 土砂等の埋立てなどによる土壌汚染及び災害発生を未然に防止し、市民生活の安全確保と生活環境の保全を図るため、小規模埋立てに関する許可審査及び適切な監視指導を行います。
- 主要な不法投棄箇所に監視用カメラを設けるとともに、不法投棄監視員及び環境監視員の連携監視など監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます。

環境美化に関する啓発活動等の推進

- 地域の自発的な美化活動や、よりよい生活環境づくりを目指した活動を支援し、関係団体の支援・育成を図ります。また、花壇コンクールの開催や環境学習の場の提供を行い、環境美化の啓発を図ります。
- ごみの適正処理、再資源化の啓発や市民の自主的な環境美化への意識の向上を図るため、市内全域を対象としたごみゼロ運動等を実施します。



2-2 公園・緑地の整備

現状と課題

公園や緑地は、市民のレクリエーション空間であるとともに、自然とのふれあいを提供するなど重要な役割を担っています。

市内には、12か所の市立公園と7か所の児童遊園のほか、「モミ・ツガのみち」など3ルート of 首都圏自然歩道があります。

今後は、既存施設の適切な維持・管理に努めるとともに、多様化する利用者のニーズに合わせて、市民の生活に潤いを与える場として、さらには観光・交流のより一層の振興を支える場として、本市の特色をいかした公園の整備を進めていくことが求められています。

基本方針

生活の憩いの場としての身近な公園の適切な維持管理に努めるとともに、四季を通じて、豊かな自然と触れ合うことができる首都圏自然歩道の機能確保に引き続き努めます。

さらに、主要国道等の美化花壇の維持管理に努めます。

また、子ども達が身近な場所で安心して遊べる環境を確保するため、児童遊園の適切な維持・管理に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内の公園面積	178,449㎡ (令和元年度)	178,449㎡	現状維持
「花壇の設置など環境美化の推進」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	41.0% (令和元年度)	50.0%	

施策・事業内容

公園・緑地の整備

公園施設の改修や点検など適正な維持管理を行い、市民の憩いの場としての快適な空間の形成を図ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進める。

児童遊園の遊具等の点検、修繕、更新を適切に行い、児童の身近な遊び場として、安心して安全に利用できる環境の整備を行います。

市民会議提案
《第3分科会 施策13》

安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進める。

首都圏自然歩道の維持管理

四季を通じて豊かな自然に触れ合い、気軽に散策が楽しめる首都圏自然歩道の巡視と維持管理を適正に実施します。

国道等美化花壇の整備

主要国道等の花壇の植栽と管理を年間を通して実施し、市民や来訪者に潤いの場を提供します。



2-3 環境衛生対策の充実

現状と課題

本市のごみ排出量は、近年は減少傾向にあるものの、1人1日当たり1,149gで県の平均の897gよりも多いことから、更なるごみの減量化と再資源化を図る必要があります。

また、ごみの処理施設・収集運搬体制については、現在、6市1町(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町)による広域廃棄物処理事業により、ごみ処理広域化事業の推進による新たな一般廃棄物処理体制の整備と、それまでの間の鴨川清掃センターの効率的な維持管理及び新たな一般廃棄物中継施設^{*}の整備・運営を並行して取り組むことが求められます。

ごみの収集や処理方法について、大きな変化の時期を迎えることから、一層の減量化を推進し、効率的な施設運営につなげるとともに、適正なごみ処理手数料についても検討する必要があります。

一方、し尿処理施設については、昭和57年3月に竣工して以来38年が経過し、主要処理施設の老朽化が顕著であるため、施設の更新を含めた検討が必要です。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、安房都市広域市町村圏事務組合により運営されている火葬場施設の適正運用を確実に実施していくことが求められます。

基本方針

一般廃棄物処理基本計画に定めるごみ減量化目標の達成を目指し、分別排出の徹底やごみの減量化・資源化に努めることを基本として、中長期的視野の下、資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理広域化により、安定したサービスの提供と処理費用の削減を目指すとともに、一般廃棄物中継施設^{*}の建設運営を円滑に行い、広域廃棄物処理施設稼働後に向けた収集運搬体制の構築に取り組みます。

また、衛生センターでは、過去3回にわたり大規模改良工事を実施して、長寿命化を図ってきました。しかし、生物処理槽などの主処理施設は、稼働させながらの大規模改修工事が困難であり、経年劣化が見受けられることから、更新を含めての検討を行い、し尿汚泥の安定的な収集・処理体制の構築を図ります。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、広域的に運用する火葬場の円滑な運営についても、確実かつ適正に維持していきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
1人1日当たりのごみ排出量	1,149g/人・日 (令和元年度)	850g/人・日	
リサイクル率	17.8% (令和元年度)	19.2%	

ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実

- ごみ集積場所に搬出されるごみの散乱防止のため、集積施設（集積かご）の整備に対する補助を行います。
- 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設を抜本的に見直します。
- 廃止となった本市西江見のごみ焼却施設跡地については、地元や景観に配慮した管理を行うとともに、南房総市和田町の最終処分場の解体を行います。
- 平成30年4月に発足した6市1町（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町）の協議会による広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査^{*}、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和9年4月の操業開始を目指します。
- 清掃センターの老朽化に対応するため、広域ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間による処理を実施するとともに、これに必要となる一般廃棄物中継施設^{*}を整備・運用し、安定したごみ処理体制の確立を目指します。
- 焼却施設等を安定的かつ経済的に稼働させるため、鴨川清掃センターの適切な維持管理を行い、令和4年上半期に新たな一般廃棄物中継施設^{*}が稼働するまでは既存施設の焼却機能を維持し、以降は収集機能の拠点とします。
- 市内のごみ収集業務を効率的に行うため、必要なおごみの収集体制を維持・整備します。
- 効率的なごみの収集体制を整備するため、収集運搬業務の委託を推進します。
- 老朽化の著しい天津小湊清掃センターの解体に係る業務を実施します。
- 天津小湊最終処分場の適切な維持管理を図ります。

ごみの減量化、再資源化の推進

- ごみ指定袋制度の運用により、処理費用負担の公平化やごみの減量化を図ります。
- 収集したごみについて、資源物の有価物売却や民間委託による処理を行い、ごみの減量化・再資源化を図ります。
- ごみの焼却処理から生じる飛灰の再資源化を行います。

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理

- し尿収集運搬業務の安定的な体制を維持するため、し尿収集運搬業務の委託を実施します。
- 安定したし尿等の処理や環境保全対策を行うため、衛生センターの老朽化に対応し、施設の更新などの検討を行います。

火葬場の整備充実

- 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。

公衆衛生対策の充実

- 県や県獣医師会との連携の下、犬の所有者に対し、畜犬登録の促進や狂犬病予防注射を実施し、公衆衛生の向上を図ります。



2-4 消防・防災対策の充実

現状と課題

東日本大震災の発生後、市民の防災意識の高まりとともに、事前防災や減災に関する取組が強く求められており、いつ発生するか分からない大規模な自然災害に対して、平時に可能な対策を積み上げていくことが特に必要とされています。

さらには、近年、自然災害が頻発化・甚大化・多様化するとともに、大規模な事件・事故が頻発しており、特に、令和元年房総半島台風^{*}等の発災以降は、停電対策や市民への情報伝達、避難所での感染症対策、食料や資材等の速やかな給与のための備蓄管理体制の見直し、今後追加される土砂災害警戒区域^{*}内住民への対応など、新たに取り組むべき危機管理に関する課題も生じています。

これまで本市においては、市内各地域の様々な災害に対する脆弱性を評価した上で、地域防災計画を改定し、これに基づく防災マップの作成・戸別配布、津波避難ビルの指定や海拔表示看板等の設置、関係機関との連携による治山・治水対策などの取組を、大規模災害の発生に先立ち、優先度をつけて推進してきました。

しかし、我が国がおかれた地勢的状况は、多様かつ大規模な災害の発生を想定する必要があることから、求められる備えには限りがない一方、こうした施策を実施するための財源は限られています。

このため、中長期的な視野の下、引き続き優先度が高い施策からの確かな実施に努めることは当然ながら、今すぐにでも発生しうる大規模災害に備えるため、市民が、自らの生命及び生活を守ることができるよう草の根レベルでの地域力の向上を促す取組を進め、これまで以上に災害に強い地域の創造を図っていく必要があります。

消防・救急体制については、現在、安房郡市広域市町村圏事務組合により鴨川消防署、長狭分遣所、天津小湊分遣所が設置され、常備消防と救急業務が担われている一方、非常備消防として消防団が組織されています。

しかし、近年、消防団員の確保が困難になっていることから、新たな消防団員の確保や組織の総合的な見直しを図るとともに、市や関係機関はもちろんのこと、平時から地域住民も含めた相互の連携を深め、自然災害や特殊災害等の有事への対応の更なる充実を図ることが必要です。

基本方針

今後、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることや、近年の風水害の大規模化・頻発化などから、東日本大震災や令和元年房総半島台風^{*}等の過去の災害から得られた経験を最大限に活用し、災害発生時、迅速かつ適切な対応を可能とするため、災害対策本部設置訓練の実施や、平時から関係機関との連携を密にするなど、危機管理体制の整備を図るとともに、災害用備蓄資機材等の充実を図ります。また、市民が情報をより得やすい環境の整備を図るため、防災情報伝達手段の多メディア化を進めます。

さらに、市民の自助、共助^{*}の意識啓発や有事における避難等の迅速性・確実性を向上させる住民参加型の避難訓練、防災に関する出前講習、共助の基盤となる自主防災組織の育成、消防団との連携、災害ボランティア団体の育成といったソフト対策を、感染症対策も考慮しながら、関係機関との連携の下、継続的に実施し、災害発生時における被害の最小化を図ります。

広域的な消防・救急体制については、その更なる充実に向け、消防団員の活動環境の整備、消防団の持続可能なあり方の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制を確保するとともに、治山・治水対策の計画的な実施を進め、災害に対して強靱性を持った地域づくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「自然災害に対する防災対策」において「不満」と回答した市民の割合（まちづくりアンケート調査）	17.4% （令和元年度）	10.0%	
防災訓練等の年間参加者数	5,300人 （令和元年度）	5,300人	現状維持
防災に関する出前講習等の年間実施回数	10回 （令和元年度）	15回	

施策・事業内容

防災対策の強化

- 災害時の人的被害の軽減を図るため、年間を通して様々な災害を想定した訓練や防災教室を実施します。

市民会議提案
《第4分科会 施策1》

行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。

市民会議提案
《第4分科会 施策2》

災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。

市民会議提案
《第4分科会 施策3》

災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。

市民会議提案
《第4分科会 施策10》

災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

- 備蓄品の適正保管・管理及び災害時に被災した市民等への支援物資の給与など災害対応力と事前防災の強化のため、地域防災計画の備蓄目標に基づく備蓄食料や水等の整備・更新を行います。また、国土強靱化地域計画*（令和2年度策定）の更新も行います。

市民会議提案
《第4分科会 施策3》

災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。

市民会議提案
《第4分科会 施策5》

プロアクティブの原則*を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

市民会議提案
《第4分科会 施策6》

安心して避難できる避難所（公設）、避難場所の整備を進める。

市民会議提案
《第4分科会 施策8》

一人でも多くの命を救うためにも、一日でも早く日常に戻るためにも、応急対応の体制を作る。

- 市社会福祉協議会が設置運営する災害ボランティア活動センターを支援し、災害時の迅速な復旧支援に取り組めます。

市民会議提案
《第4分科会 施策9》

助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。

- 災害時に市が開設する避難所での避難生活が困難な要配慮者*に対して、福祉避難所*を開設します。

市民会議提案
《第4分科会 施策5》

プロアクティブの原則*を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

- 避難について特に支援が必要な方の名簿を作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有し、避難支援協力者*と連携し、迅速な避難ができるように取り組めます。

市民会議提案
《第4分科会 施策5》

プロアクティブの原則*を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

市民会議提案
《第4分科会 施策9》

助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。

市民会議提案
《第2分科会 施策6》

災害時に素早い移動が困難な方たちを地域の中にある移動手段を使って、安全に避難させる。

- 被害軽減のための事前の防災情報や、被災者の生活支援、早期復旧に資するための支援情報などを速やかに伝達するための取組を実施します。

市民会議提案
《第4分科会 施策1》

行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。

市民会議提案
《第4分科会 施策2》

災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。

市民会議提案
《第4分科会 施策4》

災害時に冷静に判断し、行動するためにも、災害情報の収集と発信・情報共有体制の整備を進める。

市民会議提案
《第4分科会 施策5》

プロアクティブの原則^{*}を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。

市民会議提案
《第4分科会 施策7》

被災者全員に行き届く、多様な支援情報の発信と共有体制を作る。

- 発災時に備えた自主防災組織の防災力向上のため、組織活動に対する補助を行います。

市民会議提案
《第4分科会 施策3》

災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。

市民会議提案
《第4分科会 施策10》

災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民保護計画を更新します。

高潮・津波・水害対策の推進

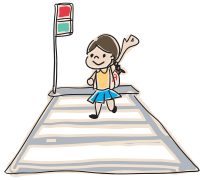
- 自然災害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、河川の計画的な改修の実施と河川機能の維持を図ります。
- 前原・横渚地区の浸水被害を解消するため、排水機場^{*}の適正な維持管理を行います。
- 高潮・津波被害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、市内3か所（内浦、湊、神明）の水門の適切な維持管理を実施します。

土砂災害対策の推進

- がけ崩れによる土砂災害から市民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、関係機関と協力して急傾斜地対策事業の円滑な実施を図ります。
- 山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぎ、市民の生命・財産を守るため、治山・地すべり対策の充実を図ります。
- 農業用ため池^{*}・ダムに関する情報整理及び緊急時の体制構築、適正な施設機能を保全するための必要な事業を計画的に実施し、農業用水利の安定確保と防災対策の充実を図ります。

消防・救急体制及び施設設備の整備

- 安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。
- 消防委員会議の開催や他市町との連携、協力体制の構築などにより、消防行政の円滑な運営を図ります。
- 消防力の強化・充実を図るため、消防団車両の適切な維持管理と老朽化した車両の計画的な更新を行います。
- 本市における消火活動や様々な災害への対応のため、消防団員の安全確保と機能強化を図ります。
- 迅速かつ安定した消火活動を行うため、消防団詰所、消火栓及び防火水槽を適正に維持管理します。



2-5 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市における交通事故発生件数は、減少傾向にあり、5年前と比較すると半数程度の水準となっています。また、近年問題となっている悪質なあおり運転や、高齢者が関与するブレーキとアクセルの踏み間違えの事故件数は増加しているため、今後も高齢化が進んでいくと考えられる本市にあっても、引き続き高齢者等を対象とした交通安全施策の充実を図っていくことが必要です。

犯罪に関しては、近年、振り込め詐欺などの知的犯罪を中心に、その手口の巧妙化や広域化が進んでいます。

本市の犯罪発生件数は比較的少なく、また減少傾向にあるものの、犯罪の全国的な低年齢化・広域化から、子どもや高齢者等が被害者になる可能性も考えられるため、家庭や学校、地域との連携の下、規範意識・防犯意識の向上など、犯罪を未然に防止するための環境整備に市民と関係機関等が一体となって取り組むことが求められます。

基本方針

交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の危険箇所への整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図るため、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携の下、高齢者等の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を未然に防止するための取組を強化します。

また、犯罪対策として、警察や地域防犯団体等との連携の下、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間交通人身事故発生件数	91件 (令和元年)	81件	
年間犯罪発生件数	146件 (令和元年)	121件	

施策・事業内容

交通安全対策の推進

- 交通安全協会をはじめとした関係機関・団体と連携し、街頭監視や子どもや高齢者を対象とした交通安全教室、交通安全運動等の啓発を行い、交通事故の防止を図ります。
- 高齢運転者による交通事故の抑制のため、運転免許証の自主返納を促す啓発活動に取り組みます。
- 安全に通行・通学できる道路環境の確保と交通事故の防止を目指し、ガードレール、カーブミラー、区画線、道路照明、カラー舗装等の交通安全施設の整備・維持を行います。

防犯対策の推進

- 夜間の歩行者の安全確保と犯罪等被害の未然防止のため、市内に設置された防犯灯の適正な維持管理及び更新を行うとともに、地域と連携した防犯パトロールや非行防止パトロール等を実施します。防犯灯の更新に当たっては、経済性向上のため、LED化を進めていきます。



2-6 消費者対策の充実

現状と課題

生活様式の変化に伴い、消費者ニーズが多様化する中において、インターネットの普及による電子商取引等の拡大・浸透により、消費者の購買行動も大きく変化しています。

これに伴い、国民生活センターや消費生活センターに寄せられる相談としては、通信販売や、インターネットを介して提供を受けるデジタルコンテンツの契約に関する相談が増加しており、特にこれらについては、若年者と高齢者からの相談の増加が顕著となっています。

また、経済のグローバル化等により原材料の海外調達が進んでいることなどから、食品をはじめとする商品やサービスの安全性についても、正確かつ詳細にわたる商品情報や消費生活情報の提供が求められています。

こうした動向を踏まえ、本市でも、国・県、国民生活センター、その他関係団体と連携しながら、消費者問題の被害者の救済に向けて市民目線で取り組むとともに、被害の未然防止や再発・拡大防止のため、消費者自らが消費生活に関する知識、情報を取得できるよう、積極的に関係情報の周知を図る必要があります。

基本方針

生活していく上で欠かすことのできない消費活動において、安心・安全な環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化を図るとともに、多様化する相談内容に適切に対応するため、国・県等との連携の下、身近な相談体制の充実を図ります。

また、消費者情報パンフレットの配布や広報誌への記事掲載、消費生活に関する無料相談などの取組を通して、消費者被害を未然に防止するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「消費者トラブルや悪質商法等への対応の充実」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	14.3% (令和元年度)	12.4%	

施策・事業内容

消費生活の安定と充実

■ 不当表示、不良商品、欠陥不公正販売などを未然に防止し、消費生活の安定を図るため、店舗への立ち入り検査を実施し、消費生活用製品、家庭用品、電気用品、特定液化石油ガス器具等の品質表示等の監視を強化します。

消費生活相談の充実及び情報の提供

■ 消費生活のトラブルに対応するため、消費生活相談や法律の専門家による無料相談を実施するとともに、消費者情報パンフレットの配布や広報誌等を通じて情報の提供に努めます。

■ 消費生活に関する被害の未然防止・拡大防止のため、国や県、関係団体と連携し、学校や地域などの様々な場面で行われる消費者教育・学習において、若年者や高齢者など年齢層に応じた啓発活動を行います。



3-1 農林業の振興

現状と課題

本市にとって、農業は基幹的産業の一つであるとともに、農村の美しい景観は、防災の観点においても重要な機能を果たしており、今後もその持続的発展を図っていく必要があります。

しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷に加え、サル、シカ、イノシシ、キョン等の有害鳥獣による被害の深刻化に伴う農家数の減少と耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあります。加えて、農業経営においては、経済のグローバル化に伴う国際動向、さらには、世界規模での感染症のまん延がもたらした新たな生活様式の展開や、これに伴う消費需要の変化などについても引き続き注視が求められる状況にあります。

このため、経営感覚に優れた意欲ある農業従事者の確保・育成、優良農地の保全やその利用の集積と併せて、「長狭米」や「鴨川七里」、「鴨川レモン」など高品質な地元産品のブランド力の更なる強化を進めるとともに、有害鳥獣対策にも継続的に取り組み、産業としての競争力の維持と持続的発展を図ることが必要です。

また、一次産品の加工商品の開発による高付加価値化、多様な手法を用いた販路の拡大などを更に推し進め、農家の安定的な収入の確保・増加に取り組むことも必要です。

畜産業については、周辺環境との調和を図りつつ、家畜伝染病の予防対策を確実に実施し、生産の効率化やコスト低減・省力化を進め、耕畜連携による農地の有効利用など、他産業との共栄を図る取組についても推進していくことが求められます。

林業については、外材の流入による価格の下落や従事者の高齢化、さらには、近年拡大の見られるマテバシイなどのナラ枯れ、令和元年房総半島台風^{*}などの影響により、森林の荒廃が見られる状況にあります。水源のかん養や二酸化炭素の吸収、水害や山地災害に対する防災面など、森林が提供する多様な公益的機能を守るため、森林の適正な保全・育成が必要です。

令和元年房総半島台風^{*}は、本市の農林業に対しても大きな影響を及ぼし、今なお復旧に向けての取組が継続されています。こうした自然災害に対し、農道や林道などの老朽化した農業用インフラの計画的な更新・補強や、非常時の対応策の充実を図り、災害に強い農林業の展開を図っていく必要があります。

また、人口の減少という本市が抱える最重要課題を克服するため、棚田保全活動を通じ、美しい農村景観と大都市に近い立地をいかした、都市農村交流をこれまで以上に積極的に進めるとともに、農業の新たな担い手ともなり得る市外からの就農希望者の発掘に努めることも必要です。

基本方針

農業については、効率的で災害に強い営農基盤の整備として、進捗中又は計画中のほ場整備事業や、老朽化の進むため池やダムなどの農業用基盤施設の計画的な診断・改修・更新等、関係機関との調整を図りながら、着実な実施に結び付けます。

また、日本型直接支払制度の活用による営農基盤の継続的な整備により生産性の向上などを図るとともに、耕作放棄地の解消や農家の後継者不足への対応として、有害鳥獣対策事業の強化と併せ、地域の主要な担い手への農地の集積・集約化を進め、競争力の維持・強化を図ります。

さらには、本市が誇る高品質な農産物のブランド力と付加価値の向上として、里のMUJIみんなみの里に新

たに設置した開発工房の積極的な活用を図り、農商工連携や6次産業化の深化によって新たな加工商品の開発を進めるとともに、インターネットをはじめとする多様な販売手法の活用や、貨客混載といった運送機関との連携による効率的な物流体制の展開を図り、更なる販路の拡大を支援します。

畜産業においては、徹底した家畜衛生対策と経営支援により、安全かつ優良な生産を支えるとともに、稲WCS[※]生産をはじめとする耕畜連携を積極的に促進し、農業と畜産業の共栄を目指します。

林業については、国土の保全や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能が発揮され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道の整備や治山対策の促進に努めるほか、森林環境整備基本計画に基づき、台風等による倒木被害や、拡大の進むナラ枯れ被害によって荒廃した森林への対策を計画的に進めるとともに、国・県との連携を取りながら、森林環境譲与税を効果的に活用し、森林の適切な保全・育成を図ります。

また、大山千枚田をはじめとした棚田などの景観や地域の農的魅力を最大限に発揮し、これを都市農村交流や本市への移住の拡大に結び付けていくため、総合交流ターミナル「里のMUJIみんなみの里」の道の駅登録に向けた整備を進めるとともに、地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」については、改めて施設のあり方や新たな管理手法の検討を進め、中核施設の更なる充実を図り、新たな地域資源の発掘・育成を促進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
経営耕地面積	1,259ha (平成27年)	1,259ha	減少傾向にある中、現状を維持
認定新規就農者数(累計)	8人 (令和元年度)	13人	平成27年度からの累計 総合戦略KPI
有害鳥獣による年間農作物被害額	11,877千円 (令和元年度)	10,689千円	
酪農飼養頭数	956頭 (令和元年度)	956頭	現状維持
森林の整備面積(間伐・造林等)(累計)	102ha (令和元年度)	207ha	平成28年度からの累計

施策・事業内容

持続的発展が可能な営農環境の創出

- 農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を解決するため、地元農家とともに「人・農地プラン」を作成し、定期的な見直しを行います。
- 農地中間管理事業の推進により分散農地の担い手への集積化を促進し、農業経営の効率化を図ります。
- 新規就農者の確保と地域農業の担い手を育成するため、就農段階から農業経営の改善、発展段階まで、一貫した担い手の育成を支援します。
- 意欲ある農業経営体の経営の規模拡大や多角化を図るため、農業経営基盤強化資金や農業近代化資金に対する利子補給を行い、その経営を支援します。
- 複数の農家が共同で行う水稻病害虫の防除事業を支援し、斑点米やいもち病などの発生防止と生産性の向上に努めます。

農産物の高付加価値化と販売促進

- 一次製品の生産団体の取組を支援し、鴨川ブランドの確立を図るとともに、農商工連携や6次産業化の取組を支援することで、一次製品の高付加価値化と販売促進を図ります。
- ふるさと納税の返礼品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

農業生産基盤の整備等促進

- 農業生産の効率化と所得向上を図るため、地域の土地改良区や水利組合が実施するほ場整備や用排水路の適正な維持管理を支援します。
- ほ場整備事業などで造成された幹線農道や集落間連絡農道の未舗装路線を計画的に整備します。
- 農道や農業用施設の修繕、農地の崩落などの復旧に必要な資材を支給し、農業生産基盤の安定化に努めます。

有害鳥獣対策の強化

- サル、シカ、イノシシ、キョンなど有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、銃や罠による捕獲を行うほか、電気防護柵の設置を支援します。

農業の有する多面的機能の発揮の促進

- 景観形成や洪水・土砂崩れの防止など農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が協働して実施する農地の保全活動などを支援します。

都市農村交流事業の展開

- 都市農村交流による地域の経済活動や交流人口の増加を推進するため、総合交流ターミナル「里のMUJI みんなみの里」の老朽化した設備等の計画的な更新・改修を実施します。また、新たに設置した開発工房による6次産業化の推進をはじめ、施設の適切な管理運用と有効な利活用の促進を図るとともに、道の駅の登録を目指します。
- 大山千枚田をはじめとした中山間地域の資源活用を継続するため、地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」の実情に即した効果的な施設管理手法の検討を行います。

畜産経営の安定化

- 畜産経営の安定化と生産性の向上を図るため、年間利用計画に基づく酪農ヘルパーの利用などの経費の一部を助成します。また、稲WCS[※]の生産など耕畜連携のための経費を助成します。
- 家畜伝染病予防法に基づく検査料や各種ワクチン接種費を助成し、家畜伝染病の未然防止を図ります。

森林の保全と活用

- 森林環境基本計画に基づき、災害に強い森づくりを推進するとともに、ナラ枯れ対策に努めるなど、森林の持つ多面的機能の回復・維持を図るため、森林環境譲与税を活用し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。
- 森林経営の生産基盤となる林道の適切な管理に努めるとともに、一般車両通行のある併用林道については、法面保護などの災害防止対策を計画的に進め、通行車両の安全確保を図ります。



3-2 水産業の振興

現状と課題

本市は、太平洋に面した豊かな漁場を有し、まき網、定置網、釣り漁業など多様な沿岸、沖合漁業が盛んであり、多種にわたる水産資源を海からの恵みとして享受しています。その活動を支える施設として鴨川、天津、小湊の県営漁港と、江見、浜波太、浜荻、太夫崎、天面の市営漁港の計8漁港がありますが、防波堤や護岸、物揚場、泊地など当初の整備から50年以上経過した施設、設備も多く、計画的に老朽化対策に取り組む必要があります。

また、近年においては、全国的な水揚げ高の減少、漁業従事者の高齢化や後継者不足、生活様式の激変に伴う需要の減少、マグロをはじめとする国際的な漁獲規制の強化など厳しい経営環境に直面しています。

これらを課題として捉え、漁業経営の持続的発展を図るため、生産基盤となる漁港の安定稼働の確保、漁業従事者の確保と育成、さらには、持続可能な開発目標（SDGs[※]）の達成に向けた資源管理などに取り組むことが求められています。

また、本市の高品質な水産物の高付加価値化を図るため、そのブランド力の更なる強化を進めるとともに、漁業従事者の生活の安定と産業としての発展等に中心的な役割を果たしている漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を図るとともに、更なる連携を図る必要があります。

基本方針

漁業生産の基盤となる漁港の安定稼働を図るため、県営漁港については漁港管理者である県と連携し漁港整備を進め、市営漁港については機能保全計画に基づいた施設の長寿命化を進めます。

また、漁業の持続的発展を図るため、関係機関との連携により新規漁業従事者の発掘・育成に向けた取組を進めるとともに、種苗放流などの栽培漁業の更なる促進により、水産資源の適切な管理に努め、安定した水揚げ量の確保と商品供給を図ります。

さらに、漁業経営の安定性と所得の向上を実現するため、水産物の高付加価値化と販売促進を図り、新たな流通網の構築を支援します。

加えて、漁業法の改正により新たな資源管理体制の構築や漁場の有効活用を図るため、民間企業による漁業権の取得を可能とする制度改正など水産政策の改革が進められる中、本市においては、水産業の中心を担う漁業協同組合の経営基盤の安定・強化と、更なる連携強化を図り、その取組を支援します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間漁獲量	4,631t (平成30年)	4,631t	減少傾向にある中、現状を維持
新規就漁者数（累計）	1人 (令和元年度)	6人	平成27年度からの累計 船員手帳新規交付件数 総合戦略KPI

水産業の持続的な発展

- 水産業従事者の安全と漁業経営の安定化を図るため、水難救済会や漁業関係団体の活動を支援します。
- 漁業経営の近代化を図るため、生産施設等へ投資した整備拡充資金の利子補給を行います。つくり育てる漁業を促進するため、アワビやサザエ、ハマグリなどの種苗放流を行うとともに、漁業協同組合が実施するアワビ漁場の整備事業などを支援します。
- 漁業の担い手を育成するため、就業希望者に対する相談会を実施します。
- まき網漁船・定置網漁船等の乗組員として就漁し、経験を積んだ後に独立して個人経営へ移行する「鴨川モデル」を、県・漁業協同組合等と推進・支援し、担い手の確保・育成を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策4》

後継者不足に悩む漁業の再生のため、新しい漁業の鴨川モデルを作る。

水産物の高付加価値化と販売促進

- 一次製品の生産団体の取組を支援し、鴨川ブランドの確立による高付加価値化と販売促進を図ります。
- ふるさと納税の返礼品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。(再掲、3-1)

市民会議提案
《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

漁業生産基盤の整備

- 漁港事業関連団体の活動を支援し、漁業従事者の経営の安定化を図ります。
- 基幹漁港である鴨川漁港、天津漁港、小湊漁港の整備を促進します。
- 地元漁船が円滑に操業できるように、機能保全計画に基づき漁港施設の整備を促進します。



3-3 商工業の振興

現状と課題

本市の商業は、国道128号や主要地方道千葉鴨川線といった幹線道路の沿線を中心に大型店などが進出し、また、市民による消費が東京・千葉にも流出するなど、多様な消費ニーズに応じて消費地の拡大が進む一方、中小小売店舗は、既存市街地の人口減少や、経営者の高齢化や後継者不足など厳しい状況に置かれています。これに加え、インターネット販売やテレビショッピングなどの販売額が大きく増加しており、店舗での販売額は減少傾向にある中で、インターネット社会への対応が求められるなど、大きな変革を迫られています。

しかし、地域の高齢化が進む中であって、身近できめ細かなサービスを提供する地元商店などは、その必要性を増してきており、経営の安定性の確保や、空き店舗対策などによる商店街の再活性化に向けた取組、地場産品を活用した付加価値の高い商品の開発など、市民の地元消費と市外からの来訪客による消費の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

一方、工業に目を転じると、近年、製造品出荷額等こそ上向きに転じる傾向にあるものの、製造事業所数は減少の一途をたどっており、企業としての競争力と雇用の確保のバランスが大きな課題となっています。本市においては、全体の9割以上の事業所が従業員29人以下の小規模なものとなっていることから、新たな企業の立地に取り組みつつ、既存の事業所に対する経営支援、新製品・新技術の開発や事業の拡大などに対する支援を実施し、地域における産業集積の形成と活性化を図ることが必要です。

基本方針

商業については、外房の商業拠点都市としての発展に向け、関係機関・団体との連携の下、商店街の環境・景観整備や空き店舗対策、新たな商業集積の形成誘導を進め、人々が行き交うにぎわいの場の再生と創造を進めます。また、農商工連携を進め、本市の強みである農林水産物をいかした新製品・特産品の開発・販路開拓を行うとともに、鴨川物産の知名度の向上とブランド化を推進します。

工業については、就業機会の拡充と地域経済の発展を目指し、関係機関・団体との連携の下、経営指導や制度資金の活用及び産業間交流の促進等を図り、製品の個性化、技術力の向上等、既存企業の体質強化や新規事業の展開を促進します。

また、本市の恵まれた自然環境や立地条件をいかし、雇用力があり、環境と共生する企業の誘致を戦略的に進めるため、企業立地及び雇用促進奨励制度における対象業種などの見直しを行います。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内事業所数（製造業、卸売・小売業）	626件 （平成28年6月）	657件	
市内就業人口（市内事業所で働く市外居住者を含む就業者数）（製造業、卸売・小売業）	3,556人 （平成27年度）	3,734人	
市内事業所製造品出荷額等及び年間商品販売額	87,698百万円 （平成30年）	92,083百万円	
立地企業及び事業所の増加・拡充件数（累計）	13件 （令和元年度）	18件	平成27年度からの累計 総合戦略KPI

指導団体の育成・強化

- 市内商工業者の指導団体である商工会などが実施する事業者の経営改善や地域振興の取組、事業承継などについて支援します。

中小商工業者の経営支援の推進

- 市内中小企業の経営の健全化・安定化と、起業者の資金調達コストの負担軽減を図るため、資金融資の際に利子補給などを行います。

企業立地と雇用の拡大の促進

- 地域未来投資促進法や本市の関連条例に基づく奨励制度の活用により、新規起業の誘致や市内事業所の拡充を図るほか、対象業種や補助金額など制度のあり方を見直します。
- 里山オフィスの更なる活用により、地域の活性化などに取り組む法人や団体などを支援することで、地域との協働事業の推進や新規雇用の創出、移住・定住の促進を図ります。
- 遊休施設を活用した企業誘致などにも取り組みます。

市民会議提案
《第1分科会 施策2》

廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園、学校跡地を有効に利活用する。

農商工連携、経済交流と販路拡大の促進

- 一次製品の生産団体の取組を支援し、鴨川ブランドの確立を図るとともに、農商工連携や6次産業化の取組を支援することで、一次製品の付加価値化と販売促進を図ります。(再掲、3-1)
- 友好都市等における物産展やインターネットを活用した販売事業など、販路の拡大を図ります。
- ふるさと納税の返礼品としての活用なども図りながら、ブランド力の向上と販売促進を図ります。(再掲、3-1、3-2)

市民会議提案
《第1分科会 施策1》

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。



3-4 観光・リゾートの振興

現状と課題

本市は、豊かな自然環境や歴史的資源、これらをいかしたレジャー施設など数多くの観光資源を有し、首都圏に近接した観光地として発展してきました。

近年、旅行ニーズの多様化や地域間競争の激化などもあり、旅行者は減少傾向にあります。こうした中で、自然災害や新型コロナウイルス感染症^{*}のまん延等を契機に、人々の価値観や生活様式は大きく変化し、それぞれの観光地も様々な魅力を有した「選ばれ続ける旅行地」になるための戦略づくりを進めていくことが求められています。

加えて、少子高齢化や人口減少の進行により、国内旅行市場が縮小する中で、インバウンドの誘致など、新たな客層の開拓や長期間滞在など新たな観光需要への対応に向けた受入れ体制の整備、人材育成などにも積極的に取り組む必要があります。

一方で、コロナ禍^{*}においては、感染拡大を抑えるため、地域住民が近場で過ごすマイクロツーリズム^{*}や、休暇先でテレワーク^{*}を行うワーケーション^{*}などによる誘客の推進も必要となります。

また、近年目覚ましい発展を遂げる情報通信ネットワークは、情報発信の仕組みを大きく変えました。今後は、これまで活用してきたポスターやパンフレットといった紙媒体と、更に増加が見込まれるインバウンドや個人旅行者向けにSNS^{*}等による情報発信の強化を図るとともに、全市的な情報戦略として、地域イメージの確立やブランディング等にも取り組んでいく必要があります。

基本方針

魅力ある観光まちづくりに向け、観光統計調査やマーケティングデータに基づく、来訪者ニーズにあった戦略的な観光プロモーションを行い、誘客を推進します。

道の駅等をはじめとする既存施設の一層の魅力アップを図るとともに、街路灯の更新や観光公衆トイレの整備、有料化も含めた市営駐車場のあり方の検討なども実施していきます。

新たな魅力づくりでは、海辺の魅力づくり事業を推進するため、整備した魅力体験広場の活用を図るとともに、旧市民会館周辺の活用方針について民間事業者参入に向けた取組を行います。また、プロ野球キャンプ地としての知名度や充実したスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムなど、本市の強みをいかした新たな観光・交流資源の開発などにも取り組んでいきます。加えて、コロナ禍^{*}においても有効なマイクロツーリズム^{*}等の推進や、今後も拡大が見込めるインバウンド誘客を推進します。

また、鴨川観光プラットフォーム株式会社を主体として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングやシステムの情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能も充実させていきます。さらに、観光地域づくり候補法人^{*}（候補DMO^{*}）としての機能を強化するとともに、官・民の役割を明確にし、持続可能な観光地域づくりを推進します。

加えて、スポーツを活用した人の流れを作り、地域の活性化を図るため、地域スポーツコミッション^{*}「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」の育成・支援を図り、相互に連携しながら地域資源と掛け合わせた取組を戦略的に推進します。

今後も魅力的な観光地として、観光に求められるトレンドや観光を取り巻くあらゆる要素との連携を図り、本市の特性と強みを最大限にいかした観光地を目指します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
年間観光入込客数	266.1万人 (令和元年)	300万人	
年間宿泊者数	69.0万人 (令和元年)	80万人	
観光地域づくり候補法人（候補DMO [※] ）の取扱件数	4,273人 (令和元年度)	8,500人	総合戦略KPI
外国人宿泊者数	5,159人 (令和元年)	6,817人	総合戦略KPI
里のMUJIみんなみの里、 鴨川オーシャンパーク入込客数	490千人 (令和元年度)	650千人	総合戦略KPI

施策・事業内容

観光振興施策全般の総合的な推進

- 観光まちづくりの舵取り役である観光地域づくり候補法人（候補DMO[※]）鴨川観光プラットフォーム株式会社の活動を積極的に支援するほか、行政との役割分担の下、両者が一体となって観光まちづくりを推進します。また、同社の登録観光地域づくり法人（登録DMO[※]）化に向けた取組を支援します。

観光・交流資源の整備充実

- 温泉資源のイメージづくりやプロモーション活動を支援し、観光客の誘致と地域の活性化を促進します。
- 安全で快適な海水浴場を提供するため、ライフセーバーによる監視救助体制の確保や、快適に利用するための設備などを整備します。
- 市営駐車場の適切な維持管理やあり方の検討を行い、市民や観光客の利便性向上に努めるとともに、受益者負担の原則から有料化を検討します。
- 観光公衆トイレの施設整備や周遊ルートの整備、案内看板の設置などを進め、観光関連施設の充実を図ります。
- 来訪者が快適に利用できるよう、観光公衆トイレの適切な維持管理に努めます。
- 観光客が夜間でも安心して過ごせる環境を確保するため、街路灯協会の活動を支援し、まちなみ景観の美化と明るいまちづくりを促進します。また、老朽化の著しい鴨川地区の街路灯の設備更新に取り組みます。
- 道の駅に求められている休憩機能、情報発信機能、一次産業との連携による多面的な機能の充実を見据え、オーシャンパークの計画的な施設改修を行います。
- 安心・安全で魅力ある海岸づくりを目指すため、関係機関との連携の下、海岸の美化活動を推進します。
- 前原・横渚海岸を中心とした海辺エリアにおいて、エリアマネジメントセンターの整備の検討や、魅力体験広場の整備を進めるとともに、通年型のイベント誘致や様々なレクリエーション機会の提供などにより、海辺利用者の増加と地域活性化に取り組みます。

観光イベント等の充実

- 観光関連団体が実施するイベント等への支援を行うことで、本市の魅力向上と一層の観光誘客を図るとともに、市民の観光まちづくりへの参画を促進します。
- 様々な主体が実施する全国的な知名度を有するイベント等を誘致し、一層の観光誘客を図ります。

受入れ体制の強化

- 観光振興の中核的な役目を担う関係団体の活動を支援します。
- 南房総観光連盟、外房観光連盟、富津市と安房地域の連携による宿泊・滞在型観光推進協議会など、広域連携により房総地域全体の観光誘客を推進します。
- 観光地域づくり候補法人（候補DMO[※]）鴨川観光プラットフォーム株式会社の活動を支援し、観光のワンストップサービスを提供する体制などの強化を図ります。また、同社の登録観光地域づくり法人（登録DMO[※]）化に向けた取組を支援します。

市民会議提案
《第1分科会 施策12》

学校や塾を対象に、臨海学校や林間学校の誘致に取り組む。

市民会議提案
《第2分科会 施策10》

旅行者が、乗ることに魅力を感じられる移動手段（例：馬車・トウクトウク）の導入を検討して渋滞緩和に繋げる。

地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信

- 観光宣伝キャンペーンへの参加や独自のキャンペーンによる情報発信に努め、観光誘客に取り組めます。
- 映画やCMなどの制作者に対し、ロケ地の情報提供や支援を行うフィルムコミッションを推進し、本市の宣伝とイメージアップを図ります。
- ふるさと大使制度を活用し、本市の有する豊かな地域資源を広く宣伝周知することにより、本市のイメージアップと観光振興を図ります。

インバウンドの推進

- 外国人観光客の受入れに対応できる人材の育成と環境の整備を図るとともに、旅行会社などと連携した誘致活動を行います。

千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

- 千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、球団や後援会組織との連携の下、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。

スポーツコミッション[※]による地域活性化の推進

- スポーツを活用し、人の流れを作り、それにより地域の活性化を図るため、地域資源と掛け合わせた取組を戦略的に推進します。また、地域スポーツコミッション[※]の育成・支援により、スポーツビジネスの確立と地域産業の振興、市民のスポーツ習慣化による健康で質の高い生活、スポーツ観光都市の活性化を目指します。



3-5 医療・福祉産業の振興

現状と課題

本市には、全国レベルのサービス水準を誇る総合病院を中心に、医療・福祉関連事業所が集積され、市内就業者の28%、4,000人以上の市民が、医療・福祉産業に従事しています。少子高齢化が進行する本市において、医療・福祉産業は、市民の健やかな暮らしを支える重要な要素であると同時に、地域経済を下支えする雇用の受け皿として、市民生活に欠かせない役割を果たしています。

このように、医療・福祉関連分野は、本市にとって必要不可欠な主要産業の一つであり、今後は恵まれた既存の産業集積をいかして、更なる関連施設・事業所の誘致を図り、新たな雇用の創出や市民所得の向上、関係人口の増加による経済波及効果など、一層の地域活性化に結び付けていくことが求められています。

また、医療・介護分野においては、慢性的な人材不足も大きな課題となっています。

今後、産業としての成長を確保していくためには、将来を担う人材の確保を図ることが急務となっており、地域内に立地する大学・専門学校等との連携による、専門性の高い人材の確保に向けた取組や、近隣市町との協働・ネットワークの強化により、病院や介護施設を中心とした医療・福祉関連産業の持続的発展と地域間の連携強化を図ることも求められています。

基本方針

本市の医療・福祉関連事業の集積された環境を大きな強みと捉え、これらをいかした更なる医療・福祉関連企業等の誘致や、鴨川版CCRC[※]構想の実現に向けた施設の誘致、環境整備などに取り組み、新たな雇用の創出や市民所得の向上を図ります。

また、今後は、高齢化社会の進行に加えて、移住・定住関連施策の推進による医療や介護需要の増加も見込まれることから、看護師及び介護職員等の専門的人材の確保を促進し、地域の産業としての発展を後押しするとともに、質の高い医療や介護サービスの提供を行い、地域包括ケアシステム[※]の構築を推進していきます。

加えて、近隣市町の行政・医療福祉事業の専門職が、情報ネットワーク等の活用により情報共有する仕組みづくりを進め、効率的かつ切れ目のない包括的な医療・福祉サービスの提供を図るなど、地域間の連携強化を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
鴨川版CCRC [※] 関連施設の立地数（累計）	0施設 （令和元年度）	2施設	平成27年度からの累計 総合戦略KPI
医療・福祉人材養成人数（市支援分）（累計）	232人 [※] （令和元年度）	461人	平成23年度からの累計 総合戦略KPI

※平成23年度～令和元年度の看護師等修学資金貸付対象者数

施策・事業内容

医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充

- 新たな雇用の創出や市民所得の向上を図るため、鴨川版CCRC^{*}関連施設の誘致を促進するとともに、受入れ体制の強化を図ります。
- 医療・福祉関連分野における教育・研究機関や、多様な医療・福祉関連企業などの誘致を図ります。

医療・福祉分野における人材の確保

- 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実を促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。
- 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。

医療・福祉分野における地域での連携の強化

- 医療・介護連携を視野に入れ、医療福祉の専門職などをつなぐ情報ネットワークを活用し、地域間の連携強化を図ります。



3-6 雇用対策の推進

現状と課題

我が国の雇用情勢は、国の経済対策や金融緩和などを背景とした景気回復の兆しに合わせて緩やかに改善しつつありましたが、新型コロナウイルス感染症*拡大の影響により、令和2年2月以降は急激に悪化しています。有効求人倍率は、平成31年2月の1.45倍から、令和2年8月には1.04倍と、わずか半年で0.41ポイントも激減し、平成25年度の0.97倍に迫る水準となっています。

安房管内も例外ではなく、有効求人倍率の悪化に加えて、同管内を統括するハローワーク館山に寄せられる求人の5割以上がパートであるなど、企業においては競争力の強化のため、人件費を抑制し、非正規雇用を拡大する傾向にあります。

このため、国や県、近隣市町と連携を図りながら、市民のニーズに合わせた就職相談会の開催などにより、きめ細かい就職情報の提供に努めるとともに、新たな企業の誘致や既存企業の事業拡大を促進し、選択できる職種と雇用機会の拡大を図ることが求められます。

特に、若者の市外への流出を防ぎ、定住を促すため、若年層に焦点を当てた取組を強く推進するとともに、就労意欲の高い高齢者の雇用の場の更なる確保にも努めていくことが必要です。

基本方針

鴨川市ふるさとハローワークを中核として、職を求める市民が、市内はもちろんのこと、全国から寄せられる多くの就職情報の中から、その多様なニーズに合致した情報を取得し、きめ細やかな相談が受けられる体制を確保します。

また、地域において選択可能な職種と雇用機会の拡大を図るため、市外からの新たな企業の立地とともに、市内の既存企業による事業拡大、新規事業への進出、さらには市民の雇用を支援します。

加えて、少子高齢化や人口減少といった課題への対応から、若年層の就職を支援し、アクティブに働き続けることを希望する高齢者の就労の場を確保するため、関係機関との連携を図りながら、特定の層を対象とした就職相談会の開催など、就職情報のより積極的な収集・提供に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市民の就業率	55.5% (平成27年)	58.3%	
ふるさとハローワークの紹介による就職者数 (延べ数・累計)	1,347人 (令和元年度)	1,414人	平成26年度からの累計
市内若年者(15歳以上34歳以下) 就業者数	3,540人 (平成27年)	3,717人	

雇用相談の充実

- 鴨川市ふるさとハローワークによる職業相談や職業紹介などを支援するとともに、就職相談会を開催するなど、雇用の促進に努めます。

多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供

- ハローワークや近隣市町と連携を図り、若年層を主な対象とした就職セミナーの開催などを通じて、都市部への人口流出の抑制と、市内就職率の向上を図ります。
- 高齢者の介護予防^{*}や生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターによる高齢者への就業機会の提供を支援します。

企業立地と雇用の拡大の促進

- 地域未来投資促進法や本市の関連条例に基づく奨励制度の活用により、新規起業の誘致や市内事業所の拡充を図るほか、対象業種や補助金額など制度のあり方を見直します。(再掲、3-3)
- 里山オフィスの更なる活用により、地域の活性化などに取り組む法人や団体などを支援することで、地域との協働事業の推進や新規雇用の創出、移住・定住の促進を図ります。(再掲、3-3)



4-1 学校教育の充実

現状と課題

年少人口が減少し少子化が進行する一方、子育て・教育に対するニーズは多様化しています。本市においては、これまで幼保一元化や小中一貫教育を推進し、特色ある教育環境づくりに取り組んできたところですが、今後は更に、認定こども園、小学校、中学校それぞれの保育・教育における子どもたちの連続した育ちを視野に入れた、より一貫した教育の推進が求められます。

幼児教育においては、認定こども園においても幼児が今をよりよく生き、望ましい未来を創り出す基となる力をつけるための環境づくりが重要であると同時に、幼児期にふさわしい活動を通して、育てるべきことはしっかりと育て、小学校以後の生活や学習における自ら学ぶ意欲や判断力、表現力を培っていくことが求められます。

義務教育においては、次代を担う児童生徒の心身ともに健康で調和のとれた人間形成と、一人ひとりの個性の伸長を図ることが求められています。学習指導要領の改訂に伴い、これからは、「生きる力」の理念を具体化した3つの資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」を育む教育が必要です。また、いじめや不登校への対応、障害を持つ児童生徒の適正就学や教育的支援の充実等、「誰ひとり取り残さない教育」を推進していく必要があります。

また、近年の急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、連携、協働の下、学校づくりと地域づくりを進め、地域と一体となって児童生徒の成長を支えていく必要があります。

学校給食センターでは、小中学校及び認定こども園、安房特別支援学校鴨川分教室の14施設の園児、児童、生徒及び教職員等に対し、1日約2,500食の給食を提供しています。給食業務を支障なく円滑に行い、栄養バランスに優れた安全安心な給食を安定して提供していくためには、施設や厨房機器の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した設備等を計画的に更新していくことにより、衛生管理基準を遵守して事故やトラブルを発生させないよう努める必要があります。また、調理及び配送業務の委託先の民間事業者が持つノウハウや専門性を活用して、より一層の給食業務の合理化・効率化を図るため、老朽化の状態を整理し、更新の必要性を十分検討しながら、高機能・高効率の厨房機器等の導入を進めていく必要があります。

また、市内には、亀田医療大学をはじめとする大学関連教育研究施設が立地しています。こうした環境をいかし、地域や学校、大学との連携を強化することにより、地域への有用な人材の定着を図ることが求められています。

基本方針

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特徴を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身に付けることのできる一貫した教育「保幼小中一貫教育」の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム^{*}の構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践するとともに、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、認定こども園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一

貫した教育のあり方を追求します。さらに、AI^{*}の活用など新時代（Society5.0^{*}）を力強く生き抜いていく子どもたちにとって、教育におけるICT^{*}を基盤とした先端技術の活用は欠くことができません。1人1台の端末と、高速大容量のネットワークを活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育を推進します。また、自然環境の保持と経済活動を両立させ、持続可能な社会を目指すSDGs^{*}の理念に基づく教育を推進するとともに「誰ひとり取り残さない教育」の実現に向け、児童・生徒の就学支援や教育的支援、教育支援センター「ステーション」と連携した不登校支援などの充実にも取り組みます。

さらに、小中学校の適正規模や生徒数の減少に伴う部活動のあり方の検討のほか、安全安心な学校施設の整備に取り組み、児童生徒が生き生きと活動する学校づくりを進めます。

また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参加する学校運営協議会を設置し、「全ては子どもたちのために」学校と地域が力を合わせ地域と一体となった学校づくりを実現します。併せて、育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、地域の創意工夫をいかした特色ある学校づくりを目指します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、食育やアレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進するとともに、学習環境の支援に努めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「お子さんは小学校または中学校生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	93.4% (令和元年度)	100%	総合戦略KPI
「お子さんは認定こども園での生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合（保護者アンケート）	96.5% (令和元年度)	100%	現状値は「幼稚園生活を楽しく送っている」と回答した保護者の割合
授業以外で1日当たり30分以上読書する子どもの割合（小学校6年生・月曜日から金曜日）	35.2% (令和元年度)	50.0%	
小学校5・6年生及び中学生のタブレットPC端末の年間平均活用授業数（1学級当たり）	—	400時間	
学校給食1人1食当たりの残さい量	95g (令和元年4月から7月の平均)	90g	

施策・事業内容

幼児教育の充実

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や学校との連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を推進します。

市民会議提案
《第3分科会 施策5》 就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

義務教育の充実

- 教育振興計画に基づき、小中学校における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。
- 市教育政策研究会による研究成果を踏まえ、小中一貫教育を推進します。また、指定されたモデル校での小中一貫教育の研究を実施します。

市民会議提案
《第3分科会 施策5》 就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。

- 小中学校へ外国語指導助手を派遣し、外国語教育と外国語活動の充実を図るとともに、国際化に対応した人材の育成と国際理解教育を推進します。

市民会議提案
《第3分科会 施策6》 学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- 学校支援ボランティアの登録を進め、地域との連携による教育を推進します。また、学校運営協議会の設置及び地域学校協働活動推進員^{*}の配置を進めます。

市民会議提案
《第3分科会 施策10》 コミュニティスクール^{*}や子どもたちが遊んでいる間の見守り体制などの、子どもとその保護者を地域で見守る仕組み作りを進める。

- 市内小中学校の枠を越えて実施する音楽発表会、科学発表会の実施及び文集ながさっ子の発行を通じて、豊かな心の育成を目指し、社会性を育成します。
- 関係機関等と連携した会議の開催や巡回相談員の派遣などを通して、子ども一人ひとりの発達に合わせたきめ細やかな支援を行います。
- スクールカウンセラーや関係機関等と連携し、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を講ずることにより、児童生徒が健やかに成長できる環境をつくります。
- 不登校児童生徒等のための相談、適応指導、学習指導を行い、社会的自立を支援します。

市民会議提案
《第3分科会 施策8》 保健室登校(不登校)・発達支援学級への支援の充実を図る。

- 学校統合等により遠隔地からの通学・通園となった小中学校・認定こども園の児童生徒・園児に対して通学バスを運行し、安全かつ確実な登下校(園)を確保します。
- 遠距離通学者の保護者に補助金を支給し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- 児童生徒及び教職員の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図ります。
- 情報活用能力を育むために、GIGAスクール構想^{*}等により整備された情報通信ネットワーク及びタブレットPC端末を活用し、ICT^{*}を活用した学習活動の充実を図ります。
- 小中学校への特別支援教育支援員の配置や児童生徒の指導に係る図書や教材を整備することで、教育の充実を図ります。また、小学校での体力向上プロジェクト、中学校でのメディカルチェックによるスポーツ障害の予防等により、児童生徒の体力向上を図ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策8》 保健室登校(不登校)・発達支援学級への支援の充実を図る。

- 経済的な理由により児童生徒の就学が困難とならないよう、保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- 児童生徒の学力及び体力向上に向け、小中学校へ人的支援を行います。併せて、ICT^{*}を活用した事業を推進します。
- 県総合体育大会等に参加する生徒の派遣費を補助し、部活動の振興を図ります。

学校施設の改修

- 子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりを目指し、校舎、屋内運動場の大規模改修を行います。
- 施設の老朽化に伴い、東条小学校校舎及び屋内運動場、鴨川小学校校舎、天津小湊小学校校舎、長狭中学校校舎のトイレ改修工事を行います。

学校給食の充実

- 栄養バランスやアレルギー対応に配慮した、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。また、調理及び配送業務委託について、業務内容を見直し、経費削減や衛生管理の向上に努めます。
- 給食センターの厨房機器の計画的な更新を行い、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- 給食配送車の故障を未然に防止するため、計画的な更新を行います。

高等教育との連携強化

- 市内にセミナーハウスなどの関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。
- 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実を促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。(再掲、3-5)
- 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。(再掲、3-5)



4-2 生涯学習の充実

現状と課題

生涯学習は、一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人がつながり、交流を深めながらお互いを尊重する気持ちを醸成します。幸せと誇りを感じられる、住みよい心豊かな生活の実現に向けたコミュニティづくりに、また、鴨川版CCRC^{*}の推進に向けても、大きな役割を果たすことが期待されます。

今後、更なる推進を図るためには、少子高齢化や個人の価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、市民一人ひとりのニーズを尊重しながら、それぞれのライフステージに応じた学習環境やメニューを提供することが必要となっています。

本市には、社会教育関連施設として、11の公民館やわんぱくハウスなどがありますが、快適な学習環境を維持するために、長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、施設の必要性とともに老朽化の進行や利用者数の推移を考慮し、そのあり方を検討していくことが求められます。

また、亀田医療大学をはじめ、複数の大学の教育研究施設が立地するとともに、自然環境や歴史・文化遺産に恵まれているため、こうした地域資源をいかした生涯学習の振興を図っていくことが求められます。

図書館ではコロナ禍^{*}において、市民一人ひとりのニーズにあったサービスの提供が求められています。市民が知識や情報を得るため、電子書籍の導入等の新たな方策について検討する必要があります。

基本方針

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民がお互いを尊重し合い、教え合い、学び合えるように生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などをいかし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

公民館等社会教育施設については、その必要性に加え長寿命化計画及び今後予定されている市内公共施設の再検証の結果を踏まえ、運営のあり方や適正配置を検討していきます。

図書館では、コロナ禍^{*}によって大きくライフスタイルが変化していくことを踏まえ、更なる利用促進に向けて、自宅での快適な読書環境づくりや学習支援のため、家庭読書の更なる推進や電子書籍の導入等を検討していきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
公民館教室（主催事業）の年間参加者数（延べ数）	6,884人 （令和元年度）	6,860人	減少率を抑制
大学等との連携による生涯学習プログラムへの年間参加者数（延べ数）	552人 （令和元年度）	560人	総合戦略KPI
生涯学習ボランティア登録者数（延べ数）	58人 （令和元年度）	60人	
図書館個人貸出登録者数	9,137人 （令和元年度）	9,221人	

施策・事業内容

多彩な学習活動の促進

- 子どもから高齢者までの幅広い年代の利用を促進するため、魅力ある公民館教室の開催とその周知に取り組むとともに、サークル活動や、多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実を図ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- 社会教育の高度化・多様化に対応するため、社会教育指導員を配置し、社会教育事業への指導や学習相談等を実施します。

- 家庭教育指導員等による家庭教育支援や相談活動の充実を図るとともに、家庭教育学級の開催、子育て学習会への支援、福祉や子育て支援などの関係部署の連携や民間団体との協力などにより、家庭の教育力の向上を図ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

市民会議提案
《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

市民会議提案
《第3分科会 施策8》

保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。

- 地域や社会教育関係団体等と連携し、中学生の職場体験学習などの様々な体験活動の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。

市民会議提案
《第1分科会 施策13》

医療環境が充実している強みを活かし、さらに安心して暮らせるまちを目指し、医療環境、福祉環境の拡充のため、医療産業、福祉産業を積極的に支援する。

市民会議提案
《第3分科会 施策6》

学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。

- 市内にセミナーハウスなどの関係施設を有する大学との連携により、大学が持つ知的財産を市民に還元するため、講演会や実験教室、キャンパスツアーなどを開催し、学習機会の提供を図ります。（再掲、4-1）

市民会議提案
《第3分科会 施策7》

豊かな自然環境を活かした、鴨川ならではの体験学習の充実を図る。

- 学校教育活動や社会教育活動のほか、市主催行事など必要に応じて移動教室バスを運行します。

社会教育団体への補助事業

- 社会教育団体が充実した活動が行えるように取組を支援します。

社会教育関連施設の整備充実

- 公民館について、市民が安心して利用できるように、施設の良い維持管理に努めます。
- 青少年研修センターについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、施設の良い維持管理に努めます。また、指定管理のあり方について検討を進めます。
- わんぱくハウスについて、自然体験学習や社会教育活動を行う場として、施設の良い維持管理に努めます。また、利用状況を考慮し、施設のあり方を検討します。
- 公民館や視聴覚センターなどの社会教育施設について、必要性を踏まえ運営のあり方や適正配置について検討します。

読書・学習環境の充実

- 乳幼児から高齢者までの幅広い世代が利用しやすい図書館運営をしていくため、図書館協議会を活用し、利便性の向上を図ります。
- 多様化する市民ニーズに沿った図書資料や視聴覚資料の整備を図ります。
- 図書館の主催事業として、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が興味・関心を持てるように、セカンドブック^{*}事業などを新たに企画し、利用者の増加を図ります。

市民会議提案 《第3分科会 施策2》	鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。
-----------------------	--
- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をより深く、心豊かに生きる上で、とても大切です。このため、読み聞かせや小中学校への配本事業等を推進することにより、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。



4-3 青少年の健全育成

現状と課題

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、少子高齢化の進行や情報通信技術の進展などにより、ますます多様化・複雑化しています。

特に、近年の情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等のSNS^{*}を介して、いじめや犯罪被害などに巻き込まれるケースが急増しています。

また、少子化や核家族化による家庭環境の変化に伴い、青少年が様々な体験や活動をする場が減っていることから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

こうした中、青少年があらゆる生活の場において、様々な人間関係や活動を通して、豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年育成団体や学校、家庭、地域が更に連携を深め、時代の変化に柔軟に対応した取組を地域全体で進めていくことが重要です。

基本方針

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域の担い手として健全に育成されるよう、学校、家庭、社会教育関係団体との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、子ども会育成連盟による球技大会・ウォークラリー大会・ジュニアリーダー講習会・土曜スクール^{*}によるスポーツ活動・創作活動・文化体験活動・タグラグビー^{*}フェスティバル・亀田医療大学交流事業等への参加機会の拡充、更には地域学校協働本部による地域と学校の連携・協働体制の強化、青少年育成鴨川市民会議や青少年相談員連絡協議会による指導者育成の研修会等を支援します。このような取組を通して、地域全体で青少年を支え育てるための基盤づくりを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
市内青少年育成団体が主催する青少年育成事業への児童の年間参加者数（延べ数）	348人 （令和元年度）	320人	減少率を抑制
土曜スクール [*] （放課後子ども教室）での活動に満足した参加児童の割合	98.7% （令和元年度）	100%	

啓発活動の推進

- 地域で青少年育成活動が活発に展開されるよう、青少年育成鴨川市民会議が開催する「青少年健全育成推進大会」及び「青少年育成指導者研修会」を支援します。

青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

- 地域の様々な団体と連携を図り、学校休業日である土曜日等に、小学生が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う青少年の健全育成を支援するため、小学校区を目安とした通称「鴨川市土曜スクール^{*}」(放課後子ども教室) や子ども会等の活動を推進します。

市民会議提案
《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール^{*}）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。



4-4 文化の振興

現状と課題

文化・芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与え、真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせない重要なものです。

本市では、音楽、演劇や舞踊などの舞台芸術、地域に伝わる伝統芸能など、様々な分野で市民の自主的な文化・芸術活動が展開されています。

文化・芸術の振興を期すためには、文化・芸術団体等と連携し、多くの市民が様々な分野の文化・芸術活動に参加し、これに触れ親しみ、交流することによって活動が充実する環境づくりを進めることが必要です。参加者の固定化と高齢化が進む傾向が見られる文化・芸術団体においては、若年層の参加や団体間の交流を促進するなど、活動内容のより一層の活性化を図る必要があります。

加えて、これまで活動拠点として利用されてきた市民ギャラリーや市民会館などの施設の休館や廃止は、各団体の活動成果の発表の場の確保が困難になるなど、文化芸術活動の推進に影響があり、代替機能を持つ施設の確保や、新たな拠点の整備などが求められています。

また、地域の歴史・伝統は、大切に守り育て、後世に伝えていくことで、郷土を愛する心の育成や新たな文化の創造につながります。

本市には、県指定文化財の「大山寺不動堂」、国登録文化財の「旧水田家住宅」や特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」、県指定名勝「鴨川大山千枚田」や江戸幕府直轄牧「嶺岡牧」の遺構など、歴史的建造物や天然記念物、史跡、民俗芸能、伝統行事など、指定・未指定を問わず数多くの貴重な文化財が存在します。

これらの文化財を適切に保全し、次世代へ継承するため、文化財所有者や地域の方々と協力し、文化財保護の取組を継続していく必要があります。そのためには、今後も、調査・研究の推進、郷土を愛する心を育む人材育成とともに、関係部署が連携し、文化財を地域資源として有効に活用することにより、積極的に地域活性化につなげていくことがより一層求められています。

基本方針

市民一人ひとりがふるさとの文化・芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、世代を問わず多くの市民が文化・芸術に親しむ機会の提供に努め、文化・芸術活動への参加を促進するとともに、現在行われている文化・芸術活動の活性化に向け、団体間の交流や連携を図ります。

また、文化・芸術活動の促進に向け、活動成果の発表と鑑賞の場を確保するため、市民会館や市民ギャラリー一等の代替機能を持つ施設の確保に向けた支援を行うとともに、市民会館に替わる施設の整備について、財政状況を踏まえつつ検討を進めていきます。

さらに、郷土資料館・文化財センターでは、広く市内外へ本市の歴史や文化に対する理解を促すための展示や講座の開催などに加え、様々なコンテンツを利用した情報発信に努めます。

引き続き、貴重な文化財の保護・保全に取り組むとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしと、これらの資源の有効活用を図るとともに、文化財保存活用地域計画の策定の検討と準備を進めていきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
文化芸術団体の年間活動人数（延べ数）	1,931人 （令和元年度）	2,000人	
文化祭、市民音楽祭、公民館まつり等の内容に満足した市民の割合（アンケート）	89.0%	95.0%	
郷土資料館・文化財センターの年間利用者数（延べ数）	1,869人 （令和元年度）	4,600人	平成30年度3,615人
展覧会・講座・見学会の内容に満足した参加者の割合（参加者アンケート）	66.0% （令和元年度）	75.0%	総合戦略KPI

施策・事業内容

文化・芸術の振興

- 市内の各文化芸術団体などの活動を支援し、文化・芸術の振興に努めます。また、市民音楽祭や市文化祭、公民館まつりを開催し、市民が地域の文化や多様な芸術に参加し、触れ親しむ環境づくりを進めます。さらには、異なる分野の文化・芸術団体間の連携を図り、文化・芸術活動の活性化を図ります。

文化施設の管理運営

- 市民の文化・芸術活動の拠点となる新たな施設の整備について検討を進めます。
- 郷土資料館・文化財センターの管理運営等について、文化施設運営協議会の意見を伺いながら点検・評価を行い、適正な管理運営等に努めます。

歴史・文化の保全と活用

- 市内に所在する文化財の適正な保護のため、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、市内に所在する指定・未指定の文化財を保護し、それらを有効に活用するための文化財保存活用地域計画の策定について検討し、準備を進めます。
- 郷土資料館及び文化財センターについて、民俗資料や考古資料を収集保存し、貴重な文化遺産を後世に伝えるとともに、様々な分野の資料を良好な状態で保管・展示し、本市の歴史と文化を広く周知するため、施設の維持管理に努めます。
- 郷土資料館において、地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を進め、その成果をいかした展覧会や見学会を開催し、本市の歴史と文化を市内外に広く周知することに努めます。
- 本市の歴史の変遷を明らかにし、市民の地域に対する理解と愛郷心を深めるため、古文書資料の収集・整理、保存を進めます。また、「あゆみ」シリーズなどの市史編さん関係書籍を発行します。



4-5 スポーツの振興

現状と課題

近年、スポーツ活動が持つ意義や役割は大きく変容し、単に「する人」個人の自己実現・健康維持の手段といった枠を越え、「見る人」、「支える人」が加わることにより、豊かな生活の実現やコミュニティの醸成など、まちづくりとの関わりが深くなっています。

本市においては、県南随一の規模を誇る総合運動施設をはじめ、社会体育施設の整備、学校体育施設の開放整備・活用等により、市民スポーツの振興やスポーツイベント・合宿の誘致を進めてきました。

近年、これらの施設の老朽化や、それに伴う維持管理コスト、改修コストの増加が課題となり、各施設の配置や、そのあり方について総合的に見直すことが求められています。

また、スポーツ基本法の制定により、誰もが生涯にわたり、様々な形でスポーツに親しめる環境づくりがこれまで以上に求められており、本市においても、市民スポーツの活性化やスポーツの日常化によるウェルネス（健康で充実した暮らし）を実現するため、市内運動施設の利便性向上や市民ニーズに対応したスポーツ施策を積極的に整備していく必要があります。

加えて、プロスポーツ等の関連合宿の誘致、競技スポーツ・ユニバーサルスポーツ^{*}の普及啓発などを通じ、スポーツを市民福祉の向上や地域振興に結び付ける取組が求められています。

このような中、既存の社会体育振興に加え、スポーツによる地域資源をいかしたまちづくりや健康まちづくり等の地域振興施策を強力に推進するため、平成29年度からスポーツ振興課を教育委員会事務局から市長事務局へ所管替えを行うとともに、スポーツを通じた地域振興基本計画を策定しました。それに基づき、地域スポーツコミッション^{*}「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」が設立され、相互の連携の下、スポーツを通じた地域の稼ぐ力推進事業に取り組んでいます。

基本方針

市民一人ひとりが、各自の適性や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、地域スポーツコミッション^{*}と連携し、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これらの充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力・資源を最大限に活用した取組を推進するとともに、2020オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

さらに、地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設である（仮称）小湊さとうみ学校を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

加えて、地域スポーツコミッション^{*}「一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川」の育成・支援を図り、スポーツと地域資源を掛け合わせた取組や、市民の体力向上・健康増進に資する取組を積極的に推進します。

また、総合運動施設については、民間活力の導入と効率的な運営を目指し、指定管理者制度の導入を推進するとともに、社会体育施設については、各地域のバランスや利用率、費用対効果等を考慮しながら、施設統廃合や遊休施設等の活用を検討します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
総合運動施設の年間利用者数（延べ数）	8万人 （令和元年度）	10万人	総合戦略KPI
鴨川オーシャンスポーツクラブの会員数	109人 （令和元年度）	160人	
本市において合宿等を実施した全日本クラス以上またはプロスポーツ団体の年間団体数	3団体 （令和元年度）	6団体	総合戦略KPI

施策・事業内容

市民のスポーツ振興事業

- 子どもから高齢者までスポーツに親しめる環境づくりのため、スポーツ活動への補助等を行い、市民スポーツの振興を図ります。また、オルカ鴨川FCを地域資源と捉え、市民等が一丸となって応援・支援することで、地域の活性化及び市民スポーツの振興を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッテのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動

- 本市におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進委員を委嘱し、事業実施に係る連絡調整や市民に対するスポーツの指導、普及などを進めます。

スポーツコミッション^{*}による地域活性化の推進

- スポーツを活用し、人の流れを作り、それにより地域の活性化を図るため、地域資源と掛け合わせた取組を戦略的に推進します。また、地域スポーツコミッション^{*}の育成・支援により、スポーツビジネスの確立と地域産業の振興、スポーツ観光都市の活性化、市民のスポーツ習慣化による健康で質の高い生活を目指します。（再掲、3-4）

2020オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致

- 地域スポーツコミッション^{*}と連携し、2020オリンピック・パラリンピック東京大会に関連する各種競技団体の合宿を受け入れ、市民が見学や体験をすることにより、本市のスポーツ振興や、国際交流、障害者スポーツへの理解、本市の知名度の向上、観光振興など地域の活性化を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッテのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。

（仮称）小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進

- 地域内外の人々が交流できるオープンスペースを有したスポーツ等合宿施設を活用することにより、地域内外・多世代間のスポーツ・文化交流の促進を図ります。

総合運動施設の整備

- 総合運動施設について、施設利用者が安全で快適にスポーツ活動に参加でき、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。また、サービスの向上と維持管理経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めます。

社会体育施設の整備

- 社会体育施設について、市民が安全で快適にスポーツ活動に参加できる場を提供するため、施設を適切に維持管理するとともに計画的な整備を進め、安全な施設運営に努めます。また、各地域のバランスや利用度、費用対効果等を考慮しながら、施設の統廃合や遊休施設等の活用を検討します。

千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

- 千葉ロッテマリーンズの鴨川キャンプを引き続き誘致し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を全国へ情報発信することにより、地域の活性化を図ります。また、球団や後援会組織との連携の下、各種イベントや地域交流を行い、市民スポーツの振興を図ります。(再掲、3-4)

市民会議提案
《第1分科会 施策6》

オルカ、ロッテのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツの振興を図り、スポーツ産業を育む。



4-6 国際交流・地域間交流の推進

現状と課題

本市の国際交流は、平成5年に米国ウィスコンシン州のマニトワック市と国際姉妹都市提携を締結して以来、中高生をはじめ市民の相互派遣事業や民間音楽団体主体の交流事業など、幅広い分野での交流活動が展開されています。令和5年には、国際姉妹都市提携30周年を迎えますが、これを契機に市民の国際意識の向上を図るため、両市の交流を充実させていく必要があります。

また、市内には、永住者をはじめ、大学、専門学校等の留学生など、多くの外国人が在住し、異なる文化や言語に適応しながら、学び、働き、暮らしています。これまで、本市では、多言語による行政・生活情報の提供や相談窓口の設置などのコミュニケーション支援に加えて、国際交流協会等との連携の下、外国人の生活に密着した日本語教室や防災教室の開催など、外国人が地域で暮らしていくための生活支援を行ってきましたが、地域の国際化が進む中で、今後も、本市で暮らす外国人が安心して生活していくことができる多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

国内の姉妹都市等は、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区、君津市やさいたま市と姉妹都市、友好都市等の関係にあり、産業、消防、教育など、様々な分野での相互協力や交流活動を行っています。

地域間交流は、地域活性化に大きな効果があると考えられることから、農林水産資源や歴史資源をはじめとする多様な地域資源を活用しながら、特に市民レベルでの交流や活動の輪を広げ、交流人口の増加を図っていくことが重要です。

基本方針

国際交流員や国際交流協会等との連携の下、マニトワック市等との国際姉妹都市交流や国際交流を推進するとともに、外国人住民が暮らしやすい多文化共生の地域づくりを進めます。

具体的には、多文化共生をテーマにしたイベントや場づくりを通して、市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解と尊重を深めるとともに、外国人コミュニティの核となる人材発掘やネットワークづくりを支援するなど、外国人住民の社会参画を支援していきます。

外国人住民と連携・協働することで、地域活性化やグローバル化への貢献が期待されます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区やさいたま市をはじめとする国内姉妹都市等との多様な交流活動を推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
マニトワック市との相互派遣交流の参加者数	10人 (令和元年度)	12人	
多文化共生を支える人数	9人 (令和元年度)	15人	
国内姉妹・友好都市との交流事業への年間参加者数(延べ数)	108人 (令和元年度)	123人	

国際化の推進

- 国際感覚に優れた人づくりや国際性に富んだ地域社会の実現のため、国際交流員として外国青年等を招致するほか、民間の国際交流団体が行う活動などを支援し、国際化を推進します。
- 国際的視野、国際的感覚の豊かな人材を育成するため、国際姉妹都市マニトワック市との中学生・高校生の相互派遣を行います。

多文化共生の推進

- 市民一人ひとりが国籍や民族などの違いにかかわらず、地域社会で安心して暮らせるように、環境づくりや交流の機会の充実に努め、多文化共生を推進します。特に、母国と制度が違う住民登録や医療・福祉、防災、教育等について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供を行います。
- 外国人の生活支援や相談体制の強化に向け、庁内連絡会議の開催や相談窓口の設置を行います。

国内姉妹都市等との交流の促進

- 国内姉妹都市・友好都市との文化的・人的交流活動を推進します。



5-1 保健・医療の充実

現状と課題

近年、食生活の多様化や生活環境の変化により、生活習慣病等が増加傾向にあります。

本市では、健康寿命^{*}延伸のため、小児からの生活習慣病対策や、妊産婦・乳児への総合的な支援のほか、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の実施とともに、食生活改善の促進、健康づくりに関する各種団体との連携に努め、高齢期を迎えても寝たきりや認知症にならないよう介護予防^{*}事業、フレイル^{*}対策（口腔、運動、栄養等）を推進しています。

今後は、特定健診・各種がん検診受診率の更なる向上を図るとともに、市民一人ひとりの健康意識をより一層高め、生活習慣病や、メタボリックシンドローム^{*}の予防、さらには、ソーシャルキャピタル^{*}を活用した健康づくり施策のほか、高齢者の保健事業と介護予防^{*}事業を一体的に取り組むことが求められます。

医療については、本市には高度医療機能を有する大規模民間病院をはじめ市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されています。高齢化や過疎化が進む中、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、更なる救急医療体制や在宅医療の充実、バランスのとれた医療機能の分化と連携などを図る必要があります。

市立国保病院は、地域の中核医療機関としての役割を踏まえ、安房保健医療圏及び周辺地域との連携促進と新たな機能強化が必要です。また、医療を軸とした子どもから高齢者に至る包括的な支援体制づくりとともに、介護保険事業との整合性を確保しつつ在宅医療・介護の連携支援、健康づくりに取り組むことが求められており、こうした取組を支える病院事業の経営改革が必要です。

基本方針

第3期健康福祉推進計画に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに即し、さらには地域でのつながりやささえあいによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、健康長寿のまちの実現を目指します。

市立国保病院は、「災害時に市民を支える」、「これからの公的医療を推進する」、「まちの活性化を支える」という3つの柱の下に、地域医療の拠点として充実強化を図り、安房保健医療圏内の医療機関との役割分担の下に連携を促進します。また、かかりつけ医としてプライマリケア^{*}の実践や、「地域包括ケア^{*}センター」設置による医療や介護、予防、生活支援等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム^{*}」構築に向けた事業を推進するとともに、その基盤を支える病院事業の経営改革に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
特定健診の受診率	29.4% (平成30年度)	60.0%	
特定健診受診者に占めるメタボリックシンドローム*該当者の割合	男性25.4% 女性7.5% (平成30年度)	男性5.5% 女性5.8%	
市の魅力を「保健・医療・福祉が充実した都市」と考える市民の割合(まちづくりアンケート調査)	36.0% (令和元年度)	増加	総合戦略KPI
福祉総合相談センター新規相談受付件数	564件 (令和元年度)	564件	現状維持 総合戦略KPI
自分が健康だと思う市民の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	40~64歳 82.6% (令和元年度)	40~64歳 85.7%	総合戦略KPI

施策・事業内容

健康福祉施策全般の総合的な推進

健康福祉関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康福祉推進計画を策定し、これを推進します。

保健サービスの充実

- 特定健康診査・特定保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に努めます。
 - 特定健康診査未受診者に対してソーシャルマーケティング*を活用した受診勧奨を実施し、特定健康診査の受診率向上を図ります。
 - 各種がん検診や保健指導等を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
 - 妊婦・乳幼児の健診の受診率向上を図るとともに、各種相談・教室・指導により母子保健を推進します。
- 市民会議提案
《第3分科会 施策2》 鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。
- 市民会議提案
《第3分科会 施策3》 結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。
- 幼児歯科健康診査やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業などの実施により、学童期からの歯の健康づくりを促進します。
 - 各種予防接種の実施により、各種疾病の罹患・流行の防止を図ります。
 - 市民自らが健康を意識し、自主的な健康づくりを推進するため、健康教室や健康相談、かもがわ健康ポイント事業等により支援します。
 - 感染症のまん延及び拡大の防止のため、市民に対する普及啓発や感染症発生に備えて感染症予防物品等の確保を行います。
 - 鴨川市自殺予防対策計画に基づき、休養・こころの健康についての知識の普及を図り、自殺防止に努めます。
 - ドナー*やドナー*となる方が就業する事業所に助成金を交付し、ドナー登録*・骨髄等移植の促進を図ります。

地域における健康づくり組織の育成・支援

- 食生活改善推進員と協働しながら、食育・栄養改善事業を実施します。
- 地域で健康づくりを推進する団体・ボランティアを育成し、活動を支援します。

地域医療環境の充実

- 安房郡市広域市町村圏事務組合による、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、二次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用に向けた啓発を行います。

市立国保病院の充実

- ①災害時に市民を支える、②これからの公的医療を推進する、③まちの活性化を支える、という新病院のコンセプトに基づき、地域医療等の推進とともに、「地域包括ケアシステム^{*}」構築に向け、計画的に施設や医療機器の整備、地域特性をいかした事業を行います。
- 不採算医療^{**}等に加え、安房保健医療圏における医療機能の役割分担の下に地域医療を支えるため、公立病院改革プランを策定し、病院事業の経営改革に取り組みます。

医療・福祉分野における人材の確保

- 医療・福祉産業の持続的な成長と医療環境の充実に促進するため、安房郡市内での就職を希望する看護学生に修学資金の貸付けを行い、看護師の確保を図ります。(再掲、3-5、4-1)
- 要介護高齢者等の増加による介護人材不足の解消と市内の雇用促進を図るため、資格取得に対する補助を行い、介護人材の確保・育成を支援します。(再掲、3-5、4-1)

保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

- 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に、関係機関と連携を取りながら支援していきます。

市民会議提案
《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。
- 福祉総合相談センター・長狭及び在宅医療・介護連携支援機能等を一体化した「地域包括ケア^{*}センター」を設置し、包括的な支援体制の構築を目指します。



5-2 地域福祉の充実

現状と課題

国では、平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の発表以来、制度・分野ごとの「縦割り」「ささえ手」という関係を超えて、地域の多様な主体が分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

本市においても、「健康福祉推進計画」に基づき、市民と行政との協働による自助・共助・公助^{*}の役割分担の下、地域におけるささえあいの仕組みづくりに取り組み、これまで、福祉総合相談センターや権利擁護推進センターの設置をはじめ、相談・支援体制の充実に努めてきました。

しかし、少子高齢化の進行、若者の首都圏への流出等に伴う人口減少や、地域のつながりの希薄化等により、従来から機能していた相互扶助機能が低下する中で、孤独死や虐待の発生、認知症高齢者の増大、生活困窮など、多様化する福祉ニーズへの対応が急務となっています。

また、その一方で、地域福祉活動の中核的役割を果たす民生委員・児童委員、福祉ボランティア団体においては、高齢化や後継者不足等による登録人数の減少など、これらの担い手の確保をはじめとする体制の強化が求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「協働・連帯」の考え方を踏まえた「自立」「共生」「公共」による新たな地域共生社会に向けた取組の下、行政や専門機関だけでなく、地域自治組織、ボランティア団体、NPO、企業等が一体となって地域づくりを行えるような重層的な支援体制を構築することが必要です。

基本方針

今後、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、第3期健康福祉推進計画を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、地域共生社会を実現していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮できるよう、保健・医療・福祉・介護が連携し、ささえあいによる地域づくりと、地域包括ケアシステム^{*}の一層の充実に努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、市社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手を確保し充実を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
見守りネットワーク事業協定を締結した事業所数（累計）	16事業所 （令和元年度）	22事業所	協定締結開始当初(平成25年度)からの累計総合戦略KPI
福祉関連ボランティア登録者数	548人 （令和元年度）	520人	減少率を抑制

ふれあい・ささえあいのネットワークの形成

- 一人暮らし高齢者やひとり親世帯、生活に困窮する世帯などの身近な相談役であり、関係機関へのパイプ役である民生委員・児童委員の活動を支援し、適切な福祉サービスの利用促進を図ります。
- 児童、高齢者、障害者の虐待防止に関わる関係機関等が連携を強化し、分野の枠に捉われず、虐待の予防、早期発見と対応、再発防止といった虐待防止全般に対する取組を行います。
- 地域福祉の中核的な役割を担う市社会福祉協議会の運営を支援します。
- 民間事業者等との見守りネットワーク事業の協定締結により、地域における見守り体制の強化を図るとともに、買い物などの日常生活の支援、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進めます。
- 成年後見制度^{*}や日常生活自立支援事業を積極的に活用し、認知症高齢者等の意思を丁寧に酌み取り、その生活を守り、権利を擁護していきます。
- 意欲のある地域住民を対象に市民後見人養成研修及びフォローアップ研修を開催し、市民後見人候補者を養成します。
- 生活支援コーディネーターが、地域での見守りやささえあい体制を構築するため、地域住民・地域ボランティア・専門職との関係づくりを行うとともに、地域からの相談を受け付けて課題解決に向けたコーディネートを行います。
- 保健・医療・福祉・介護等に関する相談に、関係機関と連携を図りながら支援していきます。(再掲、5-1)

市民会議提案
《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。



5-3 子育て支援の充実

現状と課題

少子高齢社会が本格化し、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境は著しく変化し、子育てにおける父母の負担やストレスの増加、育児不安、児童虐待などの問題が発生しています。また、女性の就業率が高まる中で、子育て支援は更なる対応を求められています。

平成24年に子ども・子育て関連3法が施行され、平成27年からスタートした子ども・子育て支援新制度では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的かつ効率的に推進することとされています。

本市においては、認定こども園への移行が完了し、これまで以上に子育てをしやすい環境が整う一方、母親の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの増加、子育てに対して不安な気持ちを抱えている保護者が一定数存在するなど、引き続き子育て世代への様々な支援が求められています。今後も、保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズにきめ細かく対応するため、延長保育、一時預かり事業に加え、病児・病後児保育など、保育サービスの充実を図る必要があります。

また、子育て中の父母への支援では、子育てに関する相談や情報提供の充実と交流の促進に努めています。今後は、地域で子育てを支える体制づくりとして、ファミリー・サポート・センター事業をより一層推進していくことが求められます。

学童保育は、市内全地区の児童を対象に実施されるようになりましたが、更なる支援が必要です。

深刻な社会問題となっている児童虐待等への対策については、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童^{*}対策地域協議会において関係機関との連携を図りながら、その予防や相談・対応に努めています。

ひとり親家庭等については、経済的安定と自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

今後も、市民・地域・企業・行政機関が協働し、地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、生まれる前から18歳まで切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進していく必要があります。

基本方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組を総合的に進めます。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て環境や保育ニーズの多様化が進む中、家庭における負担や不安解消のための相談体制の充実を図ります。

また、多様な子育て家庭への経済的支援や児童虐待防止対策等、体制の強化を進めるとともに、生まれる前から18歳まで切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てる基盤づくりを推進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
合計特殊出生率*	1.23人 (令和元年度)	1.80人	総合戦略KPI
子育て支援室の年間利用者数(延べ数)	10,226人 (令和元年度)	6,108人	減少率を抑制 総合戦略KPI
学童保育を利用した児童数	386人 (令和元年度)	217人	減少率を抑制
「子どもが欲しいと思う」市民の割合(結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査)	71.7% (令和元年度)	80.0%	
経済的支援の充実を子育てしやすい環境づくりのために重要だと思う市民の割合(結婚・出産・子育て等に関する市民アンケート調査)	58.7% (令和元年度)	減少	総合戦略KPI

施策・事業内容

子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進

- 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを推進します。

教育・保育サービスの充実

- 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対し総合的な子育て支援を推進します。
 - 市民会議提案《第3分科会 施策5》 就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。
- 認定こども園に在籍する0歳児から5歳児までのすべての園児が一体型施設の中で生活、活動できるよう、分離型施設である認定こども園の今後の方針決定及び施設改修を行います。
- 市内の教育・保育施設における教育・保育時間以外の保育(延長保育事業)を実施し、安心して子育てをすることができる環境を整備します。
- 保育人材の確保、定着及び離職の防止を図るため、民間教育・保育施設及び企業主導型保育事業所[※]に勤務する保育士等に対する支援を行います。
- 保護者の就労、疾病等の理由で、家庭において保育をすることが一時的に困難である子どもを施設で一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備します。
- 市内の教育・保育施設へ施設型給付費[※]を給付するとともに、未移行幼稚園、認可外保育施設等において預かり保育を利用している子どもの保護者へ、子育てのための施設等利用給付費を給付します。

地域子育て支援の充実

- 家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係部署の連携の下、関係機関と連携を図りながら相談・助言を行います。
 - 市民会議提案《第3分科会 施策2》 鳴川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。
- 子育て支援室を市内4か所に開設し、就園前の親子の交流、子育てに関する相談や情報提供を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。
 - 市民会議提案《第3分科会 施策2》 鳴川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。
- 乳児家庭の全戸訪問を行うことで、支援が必要な家庭の把握をし、必要に応じた養育支援につなげます。
 - 市民会議提案《第3分科会 施策2》 鳴川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。
- 子育てが十分にできないひとり親家庭の父母及びその児童を保護するとともに、自立の促進のために生活支援等を行います。
- 発達に心配があり、専門的な援助が必要な就学前の子どもと保護者を支援するため、障害児親子通所支援センター「マザーズホーム」を開設し、集団や個別で生活習慣の習得や特性に合わせた指導の実施、保護者に対して相談・助言を行います。
- 市内にある民間の教育・保育施設において、公立の教育・保育施設と同様に障害児等の受入れを促進し、発達に応じた個別支援を実施するため、専門職の加配に必要な費用を補助します。
- 一時的に保育等が必要な病児について、病児保育施設で預かり、保護者が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備することにより、子育て支援の充実を図ります。
- 生後6か月から小学6年生までの預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

市民会議提案
《第3分科会 施策2》

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

市民会議提案
《第3分科会 施策3》

結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。

- 学校や医療機関等の専門職や関係機関をはじめ、市民に児童虐待に関する理解を深めてもらい、虐待の予防と早期発見・早期対応を進めます。
- 近年、増加傾向にある児童虐待相談において、弁護士や医師に相談・協力を依頼し、早期に虐待防止の対応を図ります。
- 保護者の緊急時等により、児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に養育、保育できる施設を確保します。
- 児童の放課後等の適切な遊び及び安全な場所を確保するため、放課後児童健全育成事業を行う団体へ運営補助をするとともに、保護者の経済的負担を軽減し、学童保育を利用しやすい環境を作ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策4》

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール[※]）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

- 0歳～2歳未満の子育てを行う世帯の孤立の防止とリフレッシュのため、鴨川シーワールドの入園費用を補助します。また、市が実施している子ども・子育てに関する事業等一覧を配布し、子育て世帯に周知を図ります。

市民会議提案
《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

子育て家庭への経済的な支援の推進

- 子ども医療費の無料化により、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭等に対し、医療費の全部又は一部を助成することにより、家計への負担の軽減や健康増進に寄与します。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の適正な支給に努めます。
- 家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を給付します。
- 特定教育・保育等に必要な物品の購入や行事への参加などに要する費用の一部を助成し、低所得世帯にある子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。
- 医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ります。
- ひとり親家庭の母又は父や寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な支援を行います。



5-4 高齢者施策の充実

現状と課題

少子高齢化の急速な進行、生活形態の多様化等により高齢者を取り巻く状況は大きく変化しています。本市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加していることから、高齢者の社会的孤立や虐待等に対応した地域ぐるみの見守り事業や地域包括ケアシステム^{*}の更なる充実が求められています。

一方で、高齢化の進行や鴨川版CCRC^{*}構想の推進などにより、介護等を必要とせず、豊かな知恵や経験を持つ、いわゆる「アクティブシニア」層の増加も見込まれることから、関係団体等との連携により、意欲や能力のある高齢者が、まちづくりの担い手として生きがいを持って活躍できる環境づくりをより一層促進していくことが求められます。

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える制度として定着してきましたが、要介護認定者数と保険給付費は年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者の増加など医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、地域における高齢者の生活支援や介護予防^{*}・フレイル^{*}対策を進めるとともに、引き続き介護保険制度の運営の健全性を確保していくことが求められます。また、介護サービスの需要の増加に適切に対応できるよう、外国人材の活用など介護人材の確保と定着を図ることも必要です。

基本方針

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中核機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア^{*}体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、外国人材の活用など介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、医療と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防^{*}事業を一体的に取り組みます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、成年後見制度^{*}の利用促進をはじめ認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者が生涯活躍できる生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
高齢者に占める要介護認定者数の割合	19.5% (令和元年度)	21.3%	増加率を抑制 総合戦略KPI
生活支援・介護予防 [※] サポーターの登録(育成)人数	197人 (令和元年度)	250人	
シルバー人材センターの会員数	208人 (令和元年度)	210人	
自分が健康だと思う市民の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	一般高齢者 76.2% (令和元年度)	一般高齢者 78.5%	総合戦略KPI

施策・事業内容

高齢者福祉等施策全般の総合的な推進

- 高齢者福祉等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、これを推進します。

介護予防[※]の推進

- 介護予防[※]が必要な要支援認定者及び介護認定非該当の者に対して、訪問型・通所型サービス等を提供するとともに、介護予防[※]ケアマネジメントを実施します。
- 生活支援・介護予防[※]サポーターの育成や、市民主体の介護予防[※]活動を支援し、地域における介護予防[※]の推進を図ります。
- 介護予防[※]教室の開催や栄養改善に取り組み、介護予防[※]に関する知識の普及、啓発を図ります。
- 健康相談やフレイル[※]健診質問票等を活用し、生活機能が低下している高齢者を早期に把握し、介護予防[※]活動につなげます。
- 理学療法士等と連携し、地域サロン等の場において、サロン参加者やボランティアに対して介護予防[※]体操などを実施し、地域における介護予防[※]活動の充実を図ります。

地域包括支援センターの推進

- 介護保険における要支援認定者に対して介護予防[※]計画を作成し、介護予防[※]や生活支援の推進を図ります。
- 高齢者等への虐待防止や成年後見制度[※]の利用など、必要な支援を行い、高齢者等が不利益を被ることなく安心した生活が送れるよう支援します。
- 介護支援専門員等の専門職と地域住民との連携・協働による支援の充実を図るため、専門職や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- 鴨川市福祉総合相談センター天津小湊を設置し、天津小湊地区等の住民に対して、福祉の相談支援を行うとともに、民生委員や地域ボランティア等とのネットワークづくりを推進します。
- 地域包括ケア[※]の推進と、保健・医療・福祉・介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供し、生活の困りごとを解決することで市民が安心して生活できることを目指します。

在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療や介護の専門職、地域の関係者との連携を図り、包括的な在宅医療・介護サービスを実施するため、医療や介護に関する相談窓口を設置するとともに、関係者による意見交換会等を開催します。

生活支援の充実

- 認知症高齢者の徘徊などを予防し、早期に発見、安全に保護するため、徘徊高齢者の見守り登録の仕組みやQRコード^{*}付き見守りシールの配布及び活用方法を周知します。
- 在宅で高齢者等を介護している家族等の経済的・精神的な負担軽減を図るため、介護用品の支給や介護方法の助言等を行うことにより、在宅介護が継続できるよう支援します。
- 認知症高齢者等を介護している家族等の負担軽減を図るため、認知症に対する介護方法の習得や悩みを共有することにより、在宅介護が継続できるよう介護者を支援します。
- 介護相談員が介護施設等を訪問し、入所者から施設での生活状況を聞き取り、施設側へ伝えることにより、介護施設等の公正な運営及びサービスの質的向上につなげます。

認知症高齢者支援の充実

- 初期認知症が疑われる高齢者に対して、早期診断・早期対応を図るため、認知症サポート医や看護師、介護福祉士等の専門的な知識により、必要な医療や介護サービス等につなげられるよう支援します。
- 認知症高齢者やその家族に対する支援の充実や認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、専門的な相談支援を行います。
- 認知症高齢者に対する正しい知識啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症高齢者本人とその家族に対して必要な支援を行います。

ひとり暮らし高齢者の支援

- 緊急時の不安を解消し、定期的な安否確認が行えるよう、ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報システムの整備を図ります。
- 適切な福祉サービスへの連携や孤独感の解消を図るため、ひとり暮らし高齢者世帯等への訪問による安否確認を実施します。

配食サービスの促進

- 独居高齢者や高齢者世帯等へ食事を届けることにより、安否確認を行うとともに、介護支援専門員等と連携を図りながら、食の自立に向けた支援を実施します。

高齢者の生きがいづくり活動の促進

- 地域における高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、老人クラブが行う地域社会活動・健康づくり事業等を支援します。
- 高齢者の介護予防^{*}や生きがいづくりを促進するため、シルバー人材センターによる高齢者への就業機会の提供を支援します。(再掲、3-6)

敬老事業の促進

- 一定年齢に達した高齢者に、その長寿を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するため、敬老祝品等を贈呈します。



5-5 障害者施策の充実

現状と課題

国では、障害者総合支援法や障害者差別解消法に基づき、障害者の地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講じています。また、近年は、我が国全体の高齢化に伴い障害者本人はもとより保護者の高齢化も進み、いわゆる「親亡き後」を見据えた障害者の生活のあり方が課題となっています。

本市においても、これらの動向を踏まえ、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、これまで、鴨川市障害者（児）福祉総合計画を策定し、福祉サービス及び保健・医療サービスの提供、相談体制の整備、社会参加の促進など、障害者への支援を総合的に推進してきました。

しかし、障害者に占める高齢者の割合の増加や、発達障害児への対応の充実など、福祉的課題やニーズはますます多様化しているため、今後においても、こうした市民のサービス需要を踏まえた障害者及び障害児施策の更なる充実を図ることが求められます。

基本方針

鴨川市障害者（児）福祉総合計画で掲げる基本理念「手を取りあって ともに暮らす いきいきかまがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実をめめます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を促します。併せて、障害児が身近な場で療育や放課後等デイサービス等の支援が受けられるよう、サービス提供体制の更なる充実を図ります。

加えて、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無にかかわらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョン[※]が実現した社会を目指します。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
グループホームの利用者数	52人 (令和元年度)	55人	
地域活動支援センター I 型 [※] の年間相談件数(延べ数)	264件 (令和元年度)	442件	
公共施設の安全性(段差解消や手すりの使いやすさ)に不満を持つ市民の割合(まちづくりアンケート調査)	44.2% (令和元年度)	減少(改善)	
障害児通所支援施設数	1施設 (令和元年度)	2施設	総合戦略KPI

障害者関連施策全般の総合的な推進

- 障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな障害者（児）福祉総合計画を策定するとともに、これを推進します。

総合相談体制の整備

- 障害者の福祉の増進を図るため、障害者相談員を配置し、身体障害者や知的障害者の相談支援を行うとともに、地域活動の推進や障害者に関する援護思想の普及を図ります。
- 障害者の権利利益の養護に資するため、障害者の養護者による虐待について、保護及び自立のための措置や、養護者の負担軽減を図ります。

障害者の経済的支援の推進

- 障害者の経済的な負担軽減とともに、福祉の向上と生活の安定を図るため、重度心身障害者（児）の医療費を助成するほか、各種手当を支給します。

障害者の社会参加の促進

- 障害者の社会参加を促進するため、重度心身障害者が利用したタクシー料金の一部を助成します。
- 障害者（児）の社会活動への参加を促進するため、介護給付及び訓練給付、通所給付等を支給し、介護や訓練、就労等を支援します。
- 医療型児童発達支援センターの整備を行い、支援の拡充を図ります。
- 地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型^{*}の運営により、障害者に対し地域との交流活動や創作的活動等の機会を提供するとともに、成年後見制度^{*}の利用を推進し、権利を擁護します。
- 障害者の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン^{*}の視点に立った公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、「心のバリアフリー」の実現に向け、市民の意識啓発に取り組めます。



5-6 社会保障の充実

現状と課題

[低所得者福祉]

本市における生活保護の状況は、東日本大震災の影響により、被保護世帯が一時的に増加に転じ、その後は横ばい傾向にあります。しかし、令和元年房総半島台風^{*}などによる被害や、新型コロナウイルス感染症^{**}の拡大による経済の悪化を受け、有効求人倍率が急速に悪化し、生活に困窮する市民からの相談が大幅に増加しているところです。

こうした中で、生活に困窮している市民の困りごとに、きめ細かい相談により対応し、生活保護に至る前の段階において、経済的・社会的自立を支援していくことが求められています。

生活保護制度においては、保護の必要な方に確実に保護を実施するという制度の基本を踏まえ、高齢者や、疾病などのハンディキャップを持った方など、支援を必要とする方に確実に支援が届くよう、関係機関や民生委員・児童委員と連携の下、生活実態を把握し、適正な保護又は自立支援に努めることが必要です。

[医療保険等]

本市の国民健康保険については、被保険者数は減少傾向にあります。また、医療技術の高度化、疾病構造の多様化等により、医療給付費が年々増加していることから、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続いています。

このようなことから、国において、国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同運営による広域化が始まりました。

今後、後期高齢者医療と併せ、国・県の動向と社会情勢を適切に踏まえつつ、適正かつ安定的な医療保険制度の運営に努めていくことが必要です。

国民年金については、国における年金制度の動向を踏まえ、今後も、国民年金制度に対する理解の促進、市民の年金受給権確保に努めることが必要です。

基本方針

[低所得者福祉]

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るため、関係機関や民生委員・児童委員との連携の下、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

[医療保険等]

国民健康保険の健全性を高めるため、被保険者の健康意識の高揚と自主的な健康づくり、ジェネリック医薬品^{**}への利用促進を図ります。

後期高齢者医療については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上につながるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

令和3年3月から「オンライン資格確認[※]」が導入されます。マイナンバーカードで医療保険の資格を確認し、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保のため、積極的な周知を図ります。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
生活保護からの自立世帯数（累計）	30世帯 （令和元年度）	68世帯	平成28年度からの累計
人間ドック助成件数（国民健康保険）	269件 （令和元年度）	310件	
人間ドック助成件数（後期高齢者医療）	52件 （令和元年度）	70件	
ジェネリック医薬品 [※] 普及率	73.1% （令和元年度）	78%	

施策・事業内容

低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用

- 生活困窮者及び低所得者が活用可能な各種福祉政策や資金貸付制度などの周知に努めるとともに、民生委員及び市社会福祉協議会などとの連携により、就労や生活全般に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- 生活困窮者が抱える金銭面や就労などの問題について、相談・情報提供・助言等を行いながら生活困窮者が社会的に自立できるように支援を行います。
- 自立支援プログラム及び生活保護受給者等就労自立促進事業による就労支援の充実・強化を図るとともに、電子レセプトの効果的活用やジェネリック医薬品[※]の使用促進による医療扶助の適正化を進めます。

医療費の適正化と健康増進施策の充実

- 医療費適正化と健康増進のため、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の短期人間ドック受検費用の一部を助成します。
- 国民健康保険医療費の適正化のため、専門の民間業者によるレセプト点検を行います。

各種医療給付事業の周知及び適正運用

- ジェネリック医薬品[※]への切替えによる医療費自己負担分等の軽減額を試算し、被保険者へ通知するなど、更なる普及促進に取り組み、医療費の抑制を図ります。



6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進

現状と課題

本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されています。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織における会員数が減少するなど、地域コミュニティの機能低下が顕著となっています。

一方で、地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修など、施設の充実を促進する必要があります。

また、市域のコミュニティの維持・強化を図る上では、過疎化が進む地域における対策が急務であるといえます。清澄・四方木地区などの過疎地においては高齢化率が全市の平均を大きく上回るなど、地理的条件の点からも集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められます。

加えて、地域コミュニティを支える新たな人材の確保、人口増への取組も急務となっています。

基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織等の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進めます。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

また、この自治組織等の活性化に当たっては、近年の人口減少と高齢化の進行、ライフスタイルの多様化により加入率が減少していることから、令和元年房総半島台風^{*}などを契機とした地域防災組織としての機能強化、新たな組織化により、加入率の減少傾向に歯止めをかけます。

さらに、過疎化が進む地域においては、集落機能の維持、さらにはその持続的発展に向けた住民主体の新たな取組を積極的に支援し、地域の自立と活性化を図ります。

加えて、都市住民のふるさと回帰志向による田舎暮らしへのニーズの高まりに応えるため、ふるさと回帰支援センターの機能強化により、移住者を積極的に受け入れるとともに、豊かな自然環境と充実した医療・福祉産業など、本市の特色と強みをいかした鴨川版CCRC^{*}構想を推進し、生きがいを持っていつまでも安心して快適に暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
自治組織加入率	57.4% (令和2年度)	57.4%	現状維持 総合戦略KPI
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数(累計)	11組 (令和元年度)	16組	平成27年度からの累計 (市内に居宅を構えた組数) 総合戦略KPI
若年層(40代以下)の移住者数(増加分)(累計)	135人 (令和元年度)	200人	平成27年度からの累計 総合戦略KPI
熟年層・高齢者(50～70代)の移住者数(増加分)(累計)	50人 (令和元年度)	100人	平成27年度からの累計 総合戦略KPI

施策・事業内容

自治組織の強化

- 自治組織への加入率が低下傾向にあることから、啓発パンフレットの作成や配布、未加入世帯への訪問などを実施するほか、マンション等での新たな自治組織の立ち上げ支援や相談対応に取り組むことで、自治会等の加入率の維持を図ります。

地域コミュニティ施設等の充実

- 各地区の集会施設が、地域コミュニティの様々な活動拠点としての機能を果たせるよう、補助金の交付により施設整備を継続的に支援します。

結婚支援の充実

- 少子化対策や定住促進のため、結婚希望者を対象とした出会いの機会の創出など、関係団体との連携の下、結婚の成立に向けた支援を行います。

過疎地域における活性化施策の総合的な推進

- 過疎化が顕著な清澄・四方木地区において、基本構想及び基本計画に基づく交流人口の増加等、各種活性化に向けた施策を推進します。また、他地区において、自治組織等が自主的に行う活性化に向けた取組を支援する施策を推進します。
- 地域の声を県当局へ届けることで道路等の整備につなげるため、追原周辺地域活性化委員会が実施する要望活動を支援します。

移住定住の促進

- 移住定住に向けた支援体制の充実を図り、移住者の増加及び定住の促進、地域コミュニティの維持・強化を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策5》

空き家バンクをつくり、移住促進、商業振興に寄与する。

鴨川版CCRC[※]構想の推進

- 東京圏等に居住する高齢者が、自らの希望に応じて本市に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを進めます。



6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報が分かりやすく市民に周知されるとともに、市民の意見が市政に的確に反映されることが必要不可欠です。

このため、読みやすさ、親しみやすさに配慮した広報誌、ホームページやSNS^{*}による迅速な情報提供、インターネットによる議会中継など、提供手段の多様化を図るとともに、市長への手紙、市民懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、附属機関等の会議や委員の公募、市民参加の事業仕分けの実施等による市民参画を推進しています。

今後も、これら広報・広聴の取組や、本市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取組を一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していく必要があります。

一方、新聞折込みや回覧板による周知範囲の現状やスマートフォン・タブレット等の情報端末を活用したコミュニケーション手段が多様化している状況から、今後の市政情報の発信、伝達手段のあり方については、ICT^{*}技術の進展や市民のデジタルリテラシー^{*}の状況等を踏まえ、総合的に検証すべき時期にあります。

地方分権の進展により、市民にとって最も身近である市の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていることから、創意と工夫に満ちたまちづくりを展開していくため、市民活動団体をはじめ、あらゆる主体が、適切な役割分担の下でまちづくりに参画していくことが求められます。

基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりの一層の推進に向け、市政情報の主たる提供手段である広報誌やホームページ、SNS^{*}について、そのあり方を検証し、それぞれの役割に沿った見直しを行うとともに、新聞折込みや回覧板などの紙媒体も含めた情報伝達の手段についても検討を進め、対象者に迅速かつ的確に情報を伝えるための仕組みづくりを進めます。

加えて、市民による事業仕分けや住民協議会など、より直接的に市政に参加する仕組みの拡充を図ることにより、市民の、市役所の仕事に対する理解の促進と、市政に関する意識の向上に努めます。

さらに、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	27.6% （令和元年度）	31.8%	
新たにまちづくり支援補助金を活用した団体数（累計）	33団体 （令和2年度）	58団体	制度開始当初（平成22年度）からの累計 総合戦略KPI
「市民と行政との協力によるまちづくりの推進」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	15.4% （令和元年度）	17.9%	

広報・広聴活動の推進

- 市政情報や地域の話題などを分かりやすく周知するため、「広報かもがわ」を定期的に発行するほか、スマートフォンアプリなどを活用し、幅広い年代層に対し広報誌の閲覧数を増やすよう努めます。

市民会議提案
《第3分科会 施策1》 支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- 市政情報や観光・移住情報を市内外に提供するため、ホームページ掲載内容の充実と速やかな発信を図るほか、SNS*など新たな情報ツールを活用し、幅広い年代層に対し閲覧数やフォロー数を増やすよう努めます。

市民会議提案
《第3分科会 施策1》 支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- 市民が抱えている不安や悩みごと、行政に対する苦情や要望等に対し、問題解決に向けた助言を行う身近な窓口として相談業務を行います。
- 市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント制度を活用し、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見を募り、市政に反映させていきます。
- 市民の意見や要望、提言等を的確に市政へ反映させるため、市長への手紙・メールや市民懇談会などを通じて、市民の声の把握に努めます。

情報公開・個人情報保護の推進

- 情報公開条例に基づく市政情報の積極的な提供とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いを確保します。

行政協力体制の整備

- 行政情報伝達手段の一つである「回覧板」を通じて、地域コミュニティと市民一人ひとりに、きめ細やかな情報伝達を実現するため、区・町内会・隣組などから市政協力員を選任します。

市民活動の支援

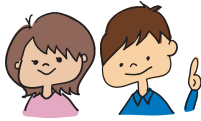
- 地域の自主的・自発的活動を推進するため、市民団体等が提案する活動に対し、事業実施に係る活動費の全部又は一部を補助する制度により活動団体を支援します。また、協働のまちづくりを実践している市民活動団体や個人に対して、感謝の意を表し、市民活動の推進へ向けて、広く市民に周知する市民活動表彰制度を創設します。

民間団体による公益的活動への支援

- 公益活動支援基金により、NPO法人や公益的法人が行う公益活動を積極的に支援し、本市における公益活動の一層の推進と活性化を図ります。

市民参加機会の拡充

- 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。
- 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。



6-3 男女共同参画社会の形成

現状と課題

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置付けるとともに、平成25年7月のDV^{*}防止法改正、27年8月の女性活躍推進法制定などを通じ、今後、あらゆる暴力の根絶と女性の職業生活における活躍をより一層推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

国際社会はもとより国内各分野においてもSDGs^{*}のグローバル目標である「ジェンダー平等^{*}」の実現に向けた取組が加速的に進んでいることに加え、頻発する災害対策や新型コロナウイルス感染症^{*}の拡大を契機とする新しい生活様式下での働き方対策など、男女共同参画の視点からの対策が求められる場面も増加しており、その重要性が再認識されています。

本市においても、平成28年度に策定した第2次男女共同参画計画に基づき、市内の中学生を対象としたセミナーの開催や男女共同参画週間における啓発活動を実施してきました。これらの事業実施により、一定の成果が認められるものの、市民意識調査の結果から、目標とする男女共同参画社会の実現には、更なる取組が求められています。

このため、今後も男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指すとともに、SDGs^{*}の理念に基づく社会の実現に向け、本市における新たな男女共同参画計画を策定し、これに基づく関係施策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

また、DV^{*}は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女共同参画の妨げとなっていることから、配偶者・パートナーからの暴力を許さない社会の実現に向け、DV^{*}被害者の相談への対応及び自立に向けた支援を行う必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現と、SDGs^{*}が目指すジェンダー平等^{*}の目標実現に向け、新たな男女共同参画計画を策定し、啓発セミナーの開催など、市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV^{*}被害者に対しては、被害者の立場にたった相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	19.2% (令和2年度)	25.0%	総合戦略KPI
DV [*] 被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	49.2% (令和2年度)	40.0%	

男女共同参画施策の総合的な推進

- 男女共同参画社会の実現に向け、市民意識や社会情勢が反映された、新たに第3次男女共同参画計画を策定します。また、男女共同参画推進審議会を活用し、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

男女共同参画に関する市民啓発の推進

- 男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るため、男女共同参画週間に併せた啓発活動を行うほか、幅広い年代層に対し啓発チラシの配布やセミナー参加の機会を設けることで、一層の情報発信に努めます。

DV^{*}被害者の相談・支援の推進

- DV^{*}被害者等の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、DV^{*}に関する相談支援を実施するほか、配偶者や親密な関係にある方からの暴力により、緊急的な避難が必要な世帯に対して、交通費等を支給することにより支援します。

性的少数者に対する配慮の取組の推進

- 性的少数者への理解不足による、いじめや偏見など人権侵害を防ぎ、誰もが自分らしさを認め合える社会環境を実現するため、広報誌やホームページ、啓発チラシ等により性の多様性に関する理解促進に努めます。



6-4 効率的な自治体経営の推進

現状と課題

人口減少と少子高齢化の急速な進行、AI^{*}やSociety5.0^{*}といったICT^{*}の高度化、地球環境規模での持続可能な環境問題への取組の広がりなど、地方公共団体を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

また、地方分権が加速していく中で、基礎的自治体として「自己決定」と「自己責任」の下、地域が有する資源と人材を有効に活用し、地域の活性化、多様化する行政ニーズに対応したきめ細かな住民サービスを展開していくことが求められています。

このため、平成28年3月に、行政サービスの質の向上と業務プロセスの見直し、財政マネジメントの強化及び行政運営に対する信頼の確保に向けた取組を柱とする行政改革指針を策定し、業務改善や人事管理の適正化、予算事業評価や行政評価などに取り組んできました。

しかし、普通交付税の合併算定替^{*}が縮減される中、東日本大震災を契機とする災害に強いまちづくりの取組などを進めた結果、財政調整基金^{*}は大幅に減少し、財政運営に支障を来す恐れが生じたため、平成30年8月に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、庁内仕分けを核とする内部マネジメントシステムの整備による歳出抑制や、自主財源の確保などの取組を進めてきました。しかしながら、激甚災害指定された令和元年房総半島台風^{*}及び一連の災害、新型コロナウイルス感染症^{*}の影響による取組の停滞により、財政状況はより一層厳しさを増し、もはや緊急事態といえる状況にあります。

将来に向けて安定した市民サービスを継続していくためには、財政基盤の安定は不可欠です。このため、これまで取り組んでいる内部マネジメントの一層の推進を図るとともに、人材の育成及び活用、公共施設の運営や資産の活用など、すべての活動を経営的な視点から検証し、効率的かつ効果的な行政運営を確立していくことが求められます。

また、総合計画事業の検証及び見直しの取組と併せ、次期総合計画のあり方についても検討を進めます。

基本方針

安定した財政基盤の確立に向け、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人材育成の推進、民間委託の拡充、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

特に、事業シートを活用した予算事業のマネジメントサイクルの確立を図るとともに、これを各種行政計画の進行管理につなげる仕組みや事業仕分けへの展開など、内部マネジメントの取組の拡充を図ります。

加えて、公共施設等総合管理計画及び施設ごとの個別計画に基づき、施設のあり方を総合的視点から見直し、適正配置、適正管理を推進するとともに、安全かつ快適な利用環境の創出に努めます。

学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後の行政需要や多様化する市民ニーズへの対応など、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

また、ごみ処理広域化や水道事業の統合とともに、他の市町村との連携による業務の効率化に向けた検討を進めます。

さらに、デジタル手続法^{*}による行政手続や手数料納付のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進とこれを活用したマイナポータルの子育てワンストップサービスなど、市民の利便性向上と行政事務の効率化の両立を図る取組を推進するとともに、市民のデジタルリテラシー^{*}の向上に資する取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	22.0% （令和元年度）	19.8%	
将来負担比率*	97.7% （平成30年度）	97.7%	
ふるさと納税額（災害支援寄附金を除く）	360,417千円 （令和元年度）	400,000千円	総合戦略KPI
学校跡地等遊休施設(22施設)のうち活用方策等を決定した施設数(累計)	6施設 （令和元年度）	22施設	平成25年度からの累計 総合戦略KPI

施策・事業内容

ファシリティマネジメント*の推進

- 鴨川市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進します。
- 全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。

市民会議提案
《第1分科会 施策2》

廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園、学校跡地を有効に利活用する。

行政サービスの利便性向上

- コンビニエンスストアで、早朝・夜間・休日の証明書等の交付を実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。
- コンビニエンスストアなどで市税などを納めることができる環境を整備し、利便性の向上に努めます。
- マイナンバーカードの普及促進と利便性の向上に努めます。

ふるさと納税の推進

- ふるさと納税を推進し、寄附金の更なる増収による自主財源の確保を図るほか、地域の特産品などを返礼品とすることにより、本市のPRと地域経済の活性化を図ります。

新たな財源の確保

- 市が所有する有形・無形の様々な資産を、広告媒体として積極的に有効活用し、新たな財源の確保及び事業経費の縮減を図ります。

人材管理の適正化の推進

- 地方分権の一層の進展や行政需要の拡大・多様化に的確に対応し、安定した市民サービスを提供するため、適正な定員管理に努めます。

人材育成の推進

- 人事評価制度や各種研修等を活用し、職員の職務に対する意欲や向上心を高め、人材育成、組織の活性化に努めるとともに、市民サービスの向上を図ります。

行政改革及び健全な財政運営の推進

- 財政等適正化基本方針等に基づき、財政調整基金*の確保に努め、健全な財政運営の推進を図ります。
- 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。（再掲、6-2）

- ICT^{*}の活用や委託等を通じて業務プロセスや仕組みの転換を図り、行政サービスの質を担保しつつ、少数精鋭・低コスト自治体の実現を目指します。

基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進

- 住民情報や税・健康福祉情報などを扱う市の基幹系システムの安定稼働に努めます。併せて、セキュリティ対策を確実に実施します。
- 標準準拠システム^{*}への移行に対応するとともに、自治体クラウド^{*}の導入を目指します。

情報化による事務事業の効率化

- 情報システムを安定稼働させるため、点検や耐用年数を経過した機器の更新を行います。
- システム及びデータを守るため、必要なセキュリティ対策を実施します。
- 統合型GIS^{*}の導入等、情報化による事務の効率化を進めます。

地域情報化の推進

- 公共施設における公衆無線LANサービスの提供や、通信事業者へのサービス提供要望を行うことにより、市内通信環境の向上を図るとともに、市民のデジタルリテラシー^{*}の向上に資する取組を進めます。

市民会議提案
《第1分科会 施策11》

鴨川市民のデジタルリテラシー^{*}向上を図る。

旅券の交付

- 市役所庁舎内において旅券の申請受付から交付までの事務を行うことで、市民の利便性向上を図ります。

広域行政の推進

- 他市町村との広域的な連携による業務の効率化を図るため、安房郡市広域市町村圏事務組合による共同処理事務の執行とその適正な運営を図ります。また、共同処理する事務について、更なる効率化に向けた検討を進めます。
- 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設を抜本的に見直します。(再掲、2-3)
- 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。(再掲、2-3)
- 安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。(再掲、2-4)
- 安房郡市広域市町村圏事務組合による、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、2次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用に向けた啓発を行います。(再掲、5-1)
- 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体^{*}の統合を進めるほか、関係事業体との連携により、安全で良質な水を将来にわたり、安定的に供給します。(再掲、1-5)
- 平成30年4月に発足した6市1町(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町)の協議会による広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査^{*}、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和9年4月の操業開始を目指します。(再掲、2-3)

総合計画の推進

- 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。(再掲、6-2)

5

SDGs の推進

SDGsの達成に向けた取組の推進

SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が示されています。

鴨川市におけるSDGsの達成に向けた取組

国は、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対し、目標に向かって取組を進めていくことを求めています。

本市においては、これまでも持続可能な社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

こうした中、本計画の推進によって、SDGs達成に向けた取組を推進することになるものについては、本計画の施策をSDGsの17の目標に位置付けることとし、対応表を整理しました。SDGsの理念を踏まえ、その掲げる目標を内包させた施策を通じて、総合計画とSDGsの取組を推進していきます。

また、SDGsの理念を市民へ周知するため、ホームページ等により普及啓発活動に努めます。

SDGsの17の目標の詳細



<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>貧困</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>保健</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>教育</p> <p>すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>水・衛生</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>エネルギー</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>経済成長と雇用</p> <p>包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。</p> <p>インフラ、産業化、イノベーション</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内および各国間の不平等を是正する。</p> <p>不平等</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。</p> <p>持続可能な都市</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>持続可能な消費と生産</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p> <p>海洋資源</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  <p>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。</p> <p>陸上資源</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p> <p>平和</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>実施手段</p>	

計画における SDGs への取組（対応表）

基本方針	基本施策	施策	SDGs17の目標																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
1 快適で暮らしやすい交流拠点のまち	1-1 市街地の整備	良好な市街地環境の形成									●	●							
		景観施策の推進											●						
		安全で快適な住まいづくりの促進									●	●							
		太海望洋の丘を拠点としたまちづくりの推進								●	●								
	1-2 居住環境の充実	快適な居住環境の実現									●	●							
		安全で快適な住まいづくりの促進									●	●							
		市営住宅の維持管理	●									●							
	1-3 道路網の整備	一般市道等の整備									●	●							
		幹線道路の整備									●	●							
		橋梁等の維持管理の整備									●	●							
		舗装・法面等の維持管理									●	●							
		道路台帳の整備										●							
	1-4 公共交通網の充実	地域公共交通網の維持確保									●	●							
		生活交通の維持確保									●	●							
	1-5 上下水道の整備	安全で良質な水の安定供給					●												
水道事業の運営基盤の強化						●					●								
下水処理機能の充実						●		●		●									
2 環境と調和した安心・安全のまち	2-1 環境施策の推進	環境施策全般の総合的な推進					●					●	●	●	●				
		地球温暖化対策の推進						●					●						
		生活環境の保全施策の推進										●	●						
		自然環境・景観の保護・保全施策の推進										●	●			●			
		環境美化に関する啓発活動等の推進										●	●						●
	2-2 公園・緑地の整備	公園・緑地の整備		●								●							
		首都圏自然歩道の維持管理														●			
		国道等美化花壇の整備										●							
	2-3 環境衛生対策の充実	ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実										●	●						
		ごみの減量化、再資源化の推進											●						
		し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理					●												
		火葬場の整備充実					●												
	2-4 消防・防災対策の充実	公衆衛生対策の充実					●												
		防災対策の強化		●							●	●							●
		高潮・津波・水害対策の推進									●	●			●				
		土砂災害対策の推進		●							●	●				●			
	2-5 交通安全・防犯対策の充実	消防・救急体制及び施設設備の整備										●							●
		交通安全対策の推進									●	●							
2-6 消費者対策の充実	防犯対策の推進										●						●		
	消費生活の安定と充実											●					●		
		消費生活相談の充実及び情報の提供										●					●		

基本方針	基本施策	施策	SDGs17の目標																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
3 活気あふれ人が集う産業のまち	3-1 農林業の振興	持続的発展が可能な営農環境の創出		●				●	●							●	●		
		農産物の高付加価値化と販売促進		●					●	●		●							
		農業生産基盤の整備等促進		●								●							
		有害鳥獣対策の強化		●												●			
		農業の有する多面的機能の発揮の促進		●								●				●			
		都市農村交流事業の展開		●						●	●							●	
		畜産経営の安定化		●			●												
		森林の保全と活用		●												●			
	3-2 水産業の振興	水産業の持続的な発展													●				
		水産物の高付加価値化と販売促進								●	●		●						
		漁業生産基盤の整備													●				
	3-3 商工業の振興	指導団体の育成・強化								●									
		中小商工業者の経営支援の推進								●									
		企業立地と雇用の拡大の促進								●	●								
		農商工連携、経済交流と販路拡大の促進		●						●	●		●						
	3-4 観光・リゾートの振興	観光振興施策全般の総合的な推進								●									
		観光・交流資源の整備充実					●		●	●		●		●					
		観光イベント等の充実								●									
		受入れ体制の強化								●	●							●	
		地域イメージの確立及び観光関連情報のシステムの発信								●									
		インバウンドの推進								●			●						
		千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致								●									
	3-5 医療・福祉産業の振興	スポーツコミッションによる地域活性化の推進			●				●									●	
		医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充			●				●	●									
		医療・福祉分野における人材の確保			●				●										
	3-6 雇用対策の推進	医療・福祉分野における地域での連携の強化			●														
		雇用相談の充実								●									
		多様なニーズに即したきめ細やかな就労情報の提供		●						●									
	4 ともに学び未来を育む 教育文化のまち	4-1 学校教育の充実	企業立地と雇用の拡大の促進							●	●								
			義務教育の充実		●	●	●												●
幼児教育の充実						●													
学校施設の改修						●				●									
学校給食の充実				●	●	●													
4-2 生涯学習の充実		高等教育との連携強化			●	●			●									●	
		多彩な学習活動の促進				●	●		●		●							●	
		社会教育団体への補助事業				●												●	
		社会教育関連施設の整備充実				●													
		読書・学習環境の充実				●													

計画における SDGs への取組（対応表）

基本方針	基本施策	施策	SDGs17の目標																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
4 ともに学び未来を育む教育文化のまち	4-3 青少年の健全育成	啓発活動の推進				●												●	
		青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化				●													
	4-4 文化の振興	文化・芸術の振興				●													
		文化施設の管理運営				●													
		歴史・文化の保全と活用				●													
	4-5 スポーツの振興	市民のスポーツ振興事業				●	●												
		スポーツ推進委員によるスポーツの指導、普及活動				●	●												
		スポーツコミッションによる地域活性化の推進				●			●										●
		2020 オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした関連合宿等の誘致								●									
		(仮称) 小湊さとうみ学校によるスポーツ・文化交流の促進								●	●								
		総合運動施設の整備				●				●	●								
		社会体育施設の整備				●													
	4-6 国際交流・地域間交流の推進	千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致								●									
国際化の推進					●					●									
多文化共生の推進			●								●								
5 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち	5-1 保健・医療の充実	国内姉妹都市等との交流の促進				●												●	
		健康福祉施策全般の総合的な推進				●													
		保健サービスの充実		●		●	●	●											
		地域における健康づくり組織の育成・支援		●	●	●													●
		地域医療環境の充実			●														
		市立国保病院の充実			●														
		医療・福祉分野における人材の確保			●				●										
	5-2 地域福祉の充実	保健・医療等に関する情報ネットワークの構築			●														
		ふれあい・ささえあいのネットワークの形成			●														●●
		5-3 子育て支援の充実	子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進			●													
	教育・保育サービスの充実				●	●			●										
	地域子育て支援の充実			●	●	●	●												●●
	子育て家庭への経済的な支援の推進			●	●	●	●												
	5-4 高齢者施策の充実	高齢者福祉等施策全般の総合的な推進			●														
		介護予防の推進			●														
		地域包括支援センターの推進			●						●								
		在宅医療・介護連携の推進			●														
		生活支援の充実			●														
		認知症高齢者支援の充実			●														●
ひとり暮らし高齢者の支援				●															
配食サービスの促進			●	●															
高齢者の生きがいづくり活動の促進				●					●										
敬老事業の促進			●																

基本方針	基本施策	施策	SDGs17の目標																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	
5 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち	5-5 障害者施策の充実	障害者関連施策全般の総合的な推進			●						●									
		総合相談体制の整備			●						●									
		障害者の経済的支援の推進			●						●									
		障害者の社会参加の促進			●						●									
	5-6 社会保障の充実	低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用	●	●																
		医療費の適正化と健康増進施策の充実			●															
各種医療給付事業の周知及び適正運用				●																
6 みんなが主役となる協働・自立のまち	6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進	自治組織の強化																●		
		地域コミュニティ施設等の充実																●		
		結婚支援の充実																	●	
		過疎地域における活性化施策の総合的な推進																	●	
		移住定住の促進																	●	
		鴨川版 CCRC 構想の推進																	●	
	6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進	広報・広聴活動の推進																		
		情報公開・個人情報保護の推進																		
		行政協力体制の整備																	●	
		市民活動の支援																	●	
		民間団体による公益的活動への支援																	●	
		市民参加機会の拡充																		
	6-3 男女共同参画社会の形成	男女共同参画施策の総合的な推進				●														
		男女共同参画に関する市民啓発の推進				●														
		DV被害者の相談・支援の推進				●												●		
		性的少数者に対する配慮の取組の推進				●														
	6-4 効率的な自治体経営の推進	ファシリティマネジメントの推進							●	●										
		行政サービスの利便性向上																		
		ふるさと納税の推進							●											
		新たな財源の確保																		
		人材管理の適正化の推進			●															
		人材育成の推進																		
		行政改革及び健全な財政運営の推進																	●	
		基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進																		
		情報化による事務事業の効率化																		
		地域情報化の推進																		
		旅券の交付																		
広域行政の推進				●		●					●							●		
総合計画の推進																				

5

用語解説

	用語	解説
あ	アウトカム	行政活動の直接成果であるアウトプット（活動実績）がもたらした政策効果のこと。
い	一般廃棄物中継施設	鴨川清掃センターで処理または一時保管を行っている燃やせるごみ、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを、他地域へ搬出または一時保管するための中継施設。効率的な収集運搬のために市が整備を計画している施設。なお、不燃ごみ及び資源ごみは、収集後に一時保管が必要なことから、その施設にはストックヤードの整備も予定している。
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
お	温室効果ガス	地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどをいう。
	オンライン資格確認	医療機関・薬局（オンライン資格確認を導入しているものに限る。）で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組み。
か	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行われる取組のこと。
	合併算定替	合併後の市町村に交付すべき普通交付税の額は、合併年度とこれに続く10年度については、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後の5年間については、激変緩和期間として増額分の0.9→0.7→0.5→0.3→0.1をそれぞれ乗じた額を算定額とする特例措置のこと。
	環境影響調査	開発事業を進めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度。環境アセスメントともいう。
	観光地域づくり法人	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
き	企業主導型保育事業所	会社が主に従業員向けに設置する保育施設。制度上は、他企業との共同利用や地域住民の子どもの受入れも可能であり、運営費・整備費等について認可施設並みの助成が受けられる。
	基礎的財政収支（P/B）	プライマリー・バランス。国の税収・税外収入と、国債費（国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標。
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	高規格幹線道路網／地域高規格道路	高規格幹線道路網は、国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成するもので、国土開発幹線自動車道建設法に基づく高速自動車国道と、国土交通大臣の指定に基づく一般国道自動車専用道路の2種類がある。地域高規格道路は、高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路。自動車専用道路又はこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
	国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものが国土強靱化計画。地域計画は、国土強靱化に係る都道府県・市区町村の他の計画等の指針となるべきものとして地方公共団体が作成するもの。
	コミュニティスクール	保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支えていくための仕組み。
さ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置する基金。
	残留塩素濃度	衛生上必要な措置として、蛇口で0.1mg/L以上であることが義務付けられている。また、濃度が高いと塩素においがすることから、上限は1.0mg/L（水質管理目標値）とされている。
し	ジェネリック医薬品	後発医薬品ともいい、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のこと。
	ジェンダー平等	SDGsの17の目標のうちの一つ。あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するなどの取組。
	自助・共助・公助	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が「公助」。
	施設型給付費	子ども・子育て支援法に基づく給付。「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担）を控除した額を、市町村の確認を受けた施設・事業に対して給付するもの。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ	平成27（2015）年に国連総会で採択された、人間、地球及び繁栄のための行動計画であり、17の持続可能な開発のための目標（SDGs）と、169のターゲットが成果文書として示されている。
	自治体クラウド	クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行うこと。情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図ろうとするもの。
	実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
	住宅ストック	既存住宅。ストックは、整備された社会資本（インフラ）をいう。
	将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
	新型コロナウイルス感染症／withコロナ／コロナ禍	令和2年政令第11号で定められた指定感染症であり、同年1月に中華人民共和国から世界保健機構に新型コロナウイルスとして報告された。Withコロナは、新型コロナウイルスと共存する時代をこのように表現している。コロナ禍は、新型コロナウイルス感染症の流行期にある状態をこのように表現している。

	用語	解説
す	ストック効果	道路のストック効果とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果と、安全・安心効果、生活の質の向上効果、生産性向上効果のこと。
	スポーツコミッション	地方公共団体とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって組織された団体。
せ	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
	セカンドブック	新生児に絵本を贈るブックスタート事業に続き、読書習慣の更なる定着のため、2冊目の本を贈るもの。
そ	ソーシャルインクルージョン	全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から保護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包みこみささげあうこと。
	ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的資本または社会関係資本。
	ソーシャルマーケティング	マーケティングの考え方を、社会全体の利益向上を追求するために適用すること。
た	ダウンサイジング	規模を小さくすること。
	タグラグビー	普通のラグビーからタックルなどの接触プレーをなくしたボールゲームで、性別や年齢を問わず誰でも安全に楽しむことができる。プレーヤーは、腰にベルトを着け、両腰のワンタッチテープの部分にタグ（ビニール製のリボン）を着けてプレーする。相手の陣地（ゴールライン）にボールを持ち込んで置くことで点が入る。平成20年に改訂された文部科学省「小学校学習指導要領解説体育編」にタグラグビーが例示されたことを受け、主に小学校の体育授業において活用されている。
ち	地域学校協働活動推進員	教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う。社会教育法に位置付けがあり、従来の学校支援地域本部や放課後子ども教室等の活動において、地域住民等と学校の連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能となった。
	地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型	地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業。 地域活動支援センターⅢ型 地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業など。
	地域公共交通計画	目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画であり、上位にある“まちづくり計画（自治体が目指す姿）”のどの部分をどのような交通で実現するのを示したものの。
	地域包括ケア／地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。
て	低公害車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。
	低燃費自動車	低公害車に含まれ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車
	デジタル手続法	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の略称。情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずることを目的とする。
	デジタルリテラシー	もともとは「識字力＝文字を読み書きする能力」という意味だが、近年は「情報リテラシー」や「ICTリテラシー」のように、その分野における知識、教養、能力という意味で用いられることが多い。デジタル技術などICTを理解し、使いこなせる知識。
	テレワーク	テレ（tele＝離れたところ）とwork（働く）を合わせた言葉。ICTを活用することによる、場所や時間にとらわれない働き方のこと。企業などが行う雇用型テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスなど）と、個人や小さな会社などが行う自営型テレワーク（SOHO（ソーホー）、在宅ワーク）などに大別される。
と	統合型GIS	地形図を市の各課で共有し、同一のものを使用することで効率化を図る仕組み。
	都市計画区域	中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域や、新たに開発、保全する必要がある区域をいい、都市計画区域を指定すると、都市計画の決定、都市施設の整備、市街地開発事業の施行等を行うことができる。
	都市下水路	主に市街地の雨水を排除することにより浸水被害を防ぐ施設であり、設置及び管理などは原則として市町村が行う。
	土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、土砂災害防止法に基づき県が指定する。
	（骨髄等移植の）ドナー／ドナー登録	ドナーとは、骨髄または末梢血幹細胞を提供する人のこと。ドナー登録とは、骨髄などを提供する意思がある人たちがドナー候補者として骨髄バンクに登録すること。
土曜スクール	小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに学習やスポーツ・文化活動等の取組。鴨川市では、これを「土曜スクール」として各地域単位で実施している。	
に	日本型直接支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度。
の	農業用ため池	農業用に利用されるため池をいう。近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生したことから、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定された。これにより、所有者や管理者は、施設に関する情報を県への届出が必要になるなど、管理・保全のための制度が整えられた。
は	排水機場	ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設（吐出水槽、桶門等）の総称。

	用語	解説
ひ	避難支援協力者	災害時に要支援者の避難に協力する者
	標準準拠システム	国が作成した標準仕様に準拠した基幹系情報システム（住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム）。
ふ	ファシリティマネジメント	公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の配置の最適化を図ること。
	福祉避難所	災害対策基本法に基づき指定する避難所であり、主として高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者を滞在させることが想定される避難所。指定の基準として、要配慮者の良好な生活環境を確保するための措置が講じられていることなどがある。
	不採算医療	不採算地区に立地する病院が提供する医療。国の新公立病院改革ガイドラインにおいて、公立病院改革の目的として、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすることである。
	プライマリケア	疾病等に対し、総合的・継続的に対応する地域の保健医療福祉機能。
	フレイル	年をとって体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態を指す。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。
	プロアクティブの原則	「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」という原則。災害時に迅速に対応するためのもの。
ま	マイクロツーリズム	1～2時間以内で訪問する事が可能な近場向けの旅の形。地域の魅力を再発見し、安心安全な旅として、With コロナ期の旅として提案されている。
	末端給水事業者	末端給水事業者。一般家庭等の蛇口に水道水を供給する事業者（市）のこと。
め	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満を基にして、境界型糖尿病、脂質代謝異常、高血圧、脂肪肝などの病気が、ひとりの人に重なり合って起こってくる病態（疾患）のこと
ゆ	ユニバーサルスポーツ	高齢になっても障害があっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツのこと。
よ	要配慮者	主として高齢者、障害者、乳幼児など、避難時に支援を要する人。
	要保護児童	児童福祉法に基づく、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童をいう。
れ	令和元年房総半島台風	令和元年9月5日に発生した台風第15号。
わ	ワーケーション	ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつテレワークをする働き方を指す。
A	AI	Artificial Intelligence。人工知能。コンピュータプログラムを作る科学技術。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般をAI、AIのうち、人間の学習に相当する仕組みをコンピュータで実現したものを機械学習、機械学習のうち、多数の層からなるニューラルネットワークを用いるものを深層学習（ディープラーニング）という。
C	CCRC	Continuing Care Retirement Community。都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体。
D	DMO	Destination Management/Marketing Organization。観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進組織
	DV	Domestic Violence。夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
G	GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。また、これまでの国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すという構想。
I	ICT	Information and Communication Technology。情報通信技術
	IoT	Internet of Things。モノのインターネット。PCやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。
Q	QRコード	Quick Response code。データ（数字・英字・漢字・カナ・記号・制御コード等）を2次元コード※で表したものの。株式会社デンソーウェーブが開発した。「QRコード」は、同社の登録商標。 ※2次元コードとは、横方向にしか情報を持たない1次元コード（バーコード）に対して、縦と横両方向に情報を持つ表示形式のコードのこと。
S	SDGs	Sustainable Development Goals website。持続可能な開発目標。人間、地球及び繁栄のための行動計画として平成27(2015)年に国連で採択された。
	SNS	Social Networking Service。FacebookやLINEなどのインターネット上の交流を通じた社会的ネットワークサービスのこと。
	Society4.0 / Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会をさすものがSociety5.0で、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき社会として提唱された。Society5.0とは、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。
W	WCS	Whole Crop Silage。稲発酵粗飼料。子実が完熟する前に稲を刈り取り、穂と茎葉を丸ごとサイレージ（発酵）化した牛向けの飼料で長期保存が可能。畜産農家にとっては、一般的な青刈りトウモロコシサイレージと同程度の栄養価を有する良質な粗飼料であり、耕種農家にとっては、主食用米との収穫時期の調整ができることから、労力の分散化・省力化が可能となる。

6

參考資料

鴨川市総合計画審議会委員名簿

No.	分野	氏名	備考
1	産業	飯塚 和夫	
2	産業	田原 智之	
3	産業	島田 誠一	
4	産業	鈴木 健史	
5	産業	金井 重人	
6	教育	内山 達也	
7	教育	橋本 裕二	会長
8	金融	遠山 武雄 常世田 裕司	副会長 令和2年10月15日まで 副会長 令和2年10月16日から
9	労働	関口 卓巳	
10	報道	伊丹 賢	
11	議見者	原田 尚佳	
12	議見者	北本 綾子	
13	議見者	菅原 明善 座間 斉	令和2年3月22日まで 令和2年3月23日から
14	議見者	橋詰 良子	
15	公募委員	粕谷 朋弘	

(順不同、敬称略)

鴨川市第4次5か年計画策定経過

令和元年度～2年度

年 月 日	事項
令和元年8月1日	第1回総合計画審議会（諮問）
令和元年12月13日	第2回総合計画審議会
令和2年1月	かもがわ市民会議参加者募集まちづくりアンケート調査
令和2年3月15日	第1回かもがわ市民会議（新型コロナにより延期）
令和2年3月23日	第3回総合計画審議会
令和2年7月4日	第1回かもがわ市民会議（災害の影響により延期）
令和2年7月26日	第1回かもがわ市民会議
令和2年8月22日	第2回かもがわ市民会議
令和2年9月7日	第4回総合計画審議会
令和2年9月12日	第3回かもがわ市民会議
令和2年10月16日	第5回総合計画審議会
令和2年10月17日	第4回かもがわ市民会議
令和2年11月9日～13日	令和2年度市民懇談会（4会場）
令和2年11月29日	第5回かもがわ市民会議
令和2年12月14日	第6回総合計画審議会
令和2年12月17日	市議会との意見交換会
令和2年12月28日 ～令和3年1月26日	第4次5か年計画（原案）に対するパブリックコメントの募集
令和3年2月18日	第7回総合計画審議会（答申）
令和3年3月	第4次5か年計画の決定

鴨経企第576号
令和元年8月1日

鴨川市総合計画審議会
会長 橋本 裕二 様

鴨川市長 亀田 郁夫

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

鴨川市附属機関設置条例（平成31年鴨川市条例第4号）第2条の規定に基づき、鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

令和3年2月18日

鴨川市長 亀田 郁夫 様

鴨川市総合計画審議会
会長 橋本 裕二

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和元年8月1日付け鴨経企第576号で諮問のありました鴨川市総合計画及び鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、別添の鴨川市第4次5か年計画（案）及び第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）は、令和3年度以降を担う本市の新たな総合計画として妥当なものと認めます。

なお、総合計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 将来都市像「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」の実現に向け、本市の強みである地域資源を最大限活用し、まちの魅力向上に努めていただきたい。
- 2 本計画の趣旨でもある「市民提案による協働のまちづくり」の理念を共有し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進するように努めていただきたい。
- 3 人口減少や超スマート社会の到来、新しい生活様式への対応など、社会環境が大きく変化する中で、持続可能な社会の実現に向け、時代に即した柔軟な事業の実施に努めていただきたい。
- 4 計画に位置付けた施策、事業については、PDCA サイクルを循環させ、必要に応じて適切に見直しや改善を図っていただきたい。

「かもがわ市民会議」からの提案
～鴨川市総合計画（第4次5か年計画）について～

2020年12月20日

「かもがわ市民会議」 会議参加者一同

目次：

1. はじめに	135
2. かもがわ市民会議の概要	136
3. 「かもがわ市民会議」からの提案	137
4. 付録：アンケート結果	213

～ はじめに ～

私たちは2020年7月から11月まで5回に渡り、「かもがわ市民会議」で、行政計画の最上位計画である「総合計画」の基本計画にあたる次期5か年計画（第4次5か年計画）の策定に資するため、4つの分科会に分かれて議論を重ねました。

鴨川市では、無作為抽出の手法を用いて総合計画を策定することは初めてのことでした。前例のないことにはなかなか踏み出しにくいことが多い中で、このような試みができることは非常に重要なことだと思います。

現在、新型コロナウイルスが全世界的に猛威を振るっています。日本国内でも感染が広がり、一時は外出が制限されるなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

感染拡大を防ぐために、「かもがわ市民会議」の中止も視野に入れたということでしたが、市民と行政との対話を「不要不急」と判断せずに実施することを決めた市長はじめ職員の方には敬意を表します。

無作為に抽出された市民（色々な市民）による議論は、色々な市民の集まりならではの生活実感に基づく「自由な意見」が多く出されていました。その意見はどれも、鴨川市がより良くなってほしいという想いが根底にあることは間違いありません。

新しい計画を策定するためには、これまでの計画の振り返りや進捗評価も必要だったかもしれませんが、この提案にあたり私たちは、色々な市民の集まりならではの自由な意見を尊重し、これまでの計画に関する議論はしていません。

そのため、この提案が、「第4次5か年計画」の策定にどれほどの意味を持つか不安はありますが、自由な意見ならではの斬新で輝く意見（提案）も多いと自負しています。

今後は、この提案を受けて是非とも実効性のある総合計画の策定、そして、その計画の実施に結び付けていただきたいと思います。また、これを機に、今まで以上に行政も私たち市民も、皆が一緒になって活発な意見交換を行っていきます。皆でより良い鴨川市を作りたいと考えています。

2020年12月
「かもがわ市民会議」会議参加者一同

かもがわ市民会議の概要

○ 名称

「かもがわ市民会議」

○ 委員

無作為に抽出し協議会委員の案内を送付した数	3000 人
応募した委員（応募率）	82 人（2.7%）

○ テーマ及び各回の議論

大テーマ：鴨川市総合計画の策定

第1分科会テーマ：働きがいのある仕事づくり

第2分科会テーマ：生活を支える交通

第3分科会テーマ：子育て子育て環境づくり

第4分科会テーマ：みんなで考える防災対策

各回の議論

- ・ 第1回会議：2020年7月26日（日）
かもがわ市民会議の概要説明（構想日本）
鴨川市の現状について説明（市事務局）
委員の自己紹介など
- ・ 第2回会議：2020年8月22日（土）
テーマについて各分科会で議論
「課題発見シート」の記入 など
ナビゲーターの参加
- ・ 第3回会議：2020年9月12日（土）
「課題発見シートの中間とりまとめ」について各分科会で議論
「改善提案シート」の記入 など
ナビゲーターの参加
- ・ 第4回会議：2020年10月17日（土）
「かもがわ市民会議からの提案書（素案）」について各分科会で議論
「意見提出シート」の記入 など
- ・ 第5回会議：2020年11月29日（日）
「鴨川市第4次5か年計画（素案）」について各分科会で議論
「意見提出シート」の記入 など

「かもがわ市民会議」からの提案

(全体共通)

以下の3つの提案は、私たち会議参加者が、5回にわたって議論してきたことや、各回で記載した「課題発見シート」「改善提案シート」「意見提出シート」の内容の中で、各班のテーマに限定されることなく鴨川市の未来に共通して必要だと思うものをまとめたものです。

提案

今回の会議をきっかけとして、市に関することを市民も行政も「自分ごと」として考えていく。

1. 市が発信している情報を自分から取りに行くこと、災害に備えて水や食料を事前に準備することも自分ごと化の一步だと言える。「自分の身の回りのことは皆のこと（公(public)=民(public)）」という気持ちが自分ごと化に繋がっていく。

提案

既存の形を尊重しつつ、様々な住民が繋がる・繋がれる、多様な形の新しいコミュニティの可能性を探していく。

2. 自治会や町内会に限らず、友人同士や趣味のサークルでのつながりもコミュニティと言える。人と人とのつながりをコミュニティと捉えたら、例えば、ママ友というコミュニティによって孤立する子育て世帯が減るなど、課題が解決されやすくなるのではないだろうか。

提案

これからさらに進んでいくデジタル技術に、通信インフラも個人も対応していく。

3. 今の便利な生活の支えでもあり、テレワークの推進や自動運転の導入を考える時には、通信インフラが整備されることは最低条件ではないか。その上で、私たち自身がIT機器を使いこなすデジタルリテラシーを身に着けることは、市の発展に相乗効果を生み出すことができる。

「かもがわ市民会議」からの提案
(第1分科会：働きがいのある仕事づくり)

1-1. 共通認識① 「どこで働くか」よりも「どこに住むか」

コロナ禍にあって、テレワークやオンライン授業が増え、その傾向は今後も加速し、アフターコロナにあっては続き、定着することが容易に予想されます。これまでの働き方や学び方が大きく変わろうとしており、ふるさと鴨川も例外ではありません。

そんな中、「働きがいのある仕事づくり」というテーマについても、既成概念にとらわれることなく考えるべきです。今や、「どこで働くか」よりも「どこに住むか」が大切です。その意味で、ふるさと鴨川は最高です。鴨川に住み続け、ふるさと鴨川に戻り、又は鴨川に移り住んで、鴨川で暮らしながら「働きがいのある仕事」をすることが大切です。

この認識に立って「働きがいのある仕事づくり」を考えます。

1-2. 共通認識② 鴨川で暮らしながら「働きがいのある仕事」をするためには

① 鴨川の魅力（地域資源）

鴨川には、ビジネスチャンスが生まれそうな次のような地域資源が豊富です。その活用を考えます。

（1）自然の恵み

- ・房州ひじき、房総釣り金目、かもがわ七里、長狭米など
- ・サーフィンができる波
- ・その他

（2）社会資源

- ・休耕地
- ・空き家、空き商店
- ・小中学校廃校、幼稚園、保育園の廃園
- ・総合運動施設
- ・オルカ、ロッテ
- ・その他

② 仕事を求めるいろいろな人

仕事を求める人たちには、いろいろな人がいます。それぞれほしい仕事は異なり、次のようないろいろな人それぞれに合った仕事を考えます。

- ・新卒者（市外で就学し卒業する人を含む）など若い人たち
- ・子育て中のお父さん、お母さん
- ・子育てがひと段落した主婦（夫）

- ・子育てを卒業した主婦（夫）
- ・第二、第三の人生を歩み始めた（歩む）人たち
- ・鴨川に移り住んで鴨川で仕事をしたい人たち
- ・その他

③ テレワークやリモートオフィス

鴨川に住んで鴨川で仕事をするためには、テレワークの拡充、リモートオフィスの誘致などが必要です。そこで次のことを考えます。

- ・市民のデジタルリテラシー^{注1}の向上
- ・ICTインフラ整備
- ・鴨川に移り住んで鴨川で仕事をしたい人たちのニーズ把握

1-3. 共通認識③ 「働きがいのある仕事」をするためには

鴨川で暮らしながら「働きがいのある仕事」をするためには、ふるさと鴨川をさらに暮らしやすいまちにすることを考えることが必要です。

温暖な気候や豊富な地場産品など、鴨川は、「暮らしやすいまち」の魅力を十分に備えていると誰もが認めるところですが、それ以外にも考えるべき重要な要素があると思います。

「仕事づくり」というテーマには少し外れるかもしれませんが、働き方が大きく変わりつつある今、鴨川で暮らしながら「働きがいのある仕事」をするために、ふるさと鴨川をさらに暮らしやすいまちにするために、次のことを考えるべきだと思います。

- ・子育てのための教育環境の充実
- ・安心できる医療、福祉のさらなる充実

1注1 デジタルリテラシー：パソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力

以下の4つの提案は、私たち会議参加者が、5回にわたって議論してきたことや、各回で記載した「課題発見シート」、「改善提案シート」、「意見提出シート」の内容を中心にまとめたものです。

提案

1. 鴨川の魅力（地域資源）に付加価値をつけ、ビジネスチャンスをつくり、これまでの既存産業の充実にもつなげる。

→背景となる課題意識：共通認識①②

提案

2. 仕事を求めるいろんな人とそれぞれに合った仕事を結びつける仕組みを作る。

→背景となる課題意識：共通認識①②

提案

3. 鴨川に住んで鴨川で仕事をするために、テレワークの拡充、リモートオフィスの誘致などを促進する。

→背景となる課題意識：共通認識①②③

提案

4. 鴨川をさらに暮らしやすいまちにするために、子育てのための教育環境の充実と安心できる医療、福祉のさらなる充実を図る。

→背景となる課題意識：共通認識③

提案

1. 鴨川の魅力（地域資源）に付加価値をつけ、ビジネスチャンスをつくり、これまでの既存産業の充実にもつなげる。

提案 1 の実現のため、次の施策を展開します。

施策 1

鴨川の豊かな農産物、水産物の生産者と世界中の消費者を直接インターネットで結ぶ仕組みを作る。

「施策 1」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案：インターネット上で生産者と消費者を結ぶ鴨川版ポケットマルシェ「かもがわマルシェ」を創設する。

私たち 市民

- ① 生産者は、デジタルリテラシーを高め、積極的に「かもがわマルシェ」に参加する。
- ② 生産者は、豊かな農産物や水産物のレシピを「かもがわマルシェ」に提供する。
- ③ 民間業者が行うレシピ開発に参加する。
- ④ 消費者は、「かもがわマルシェ」を積極的に活用し、美味しい旬の農産物や水産物の料理を楽しみ、豊かな食文化を育む。
- ⑤ 生産者も消費者も、「かもがわマルシェ」の広告塔を務める。

地域

- ① 地域において、生産者のグループをつくり、「かもがわマルシェ」に関する情報交換を行い、協働して品質の向上に努める。
- ② 地域において、消費者のグループをつくり、「かもがわマルシェ」で手に入る旬の食べ物等に関する情報交換を行い、豊かな食文化を普及する。
- ③ 「かもがわマルシェ」への参加を促す。

行政

- ① 民間企業やNPOがインターネット上のWEBサイト「かもがわマルシェ」を立ち上げる（起業する）ことを支援する。
- ② 民間企業やNPOが運営する「かもがわマルシェ」を公認する。
- ③ 鴨川の豊かな農産物や水産物にブランド名がないものには、ブランド名を募集し、ネーミングする。（例：かもがわ七里（枝豆））
- ④ 鴨川の豊かな農産物や水産物のブランド名を世界に発信する。

民間企業、 NPO 等

- ① 民間企業やNPOがインターネット上のWEBサイト「かもがわマルシェ」を立ち上げ（起業し）、運営する。
- ② 「かもがわマルシェ」を世界に発信する。
- ③ 生産者と共同でレシピ開発に取り組む。

- ④ 生産者からの情報収集を行い、生産者の「かもがわマルシェ」への参加やデジタルリテラシー向上を支援する。

《その他の意見》

- ① 板橋のアンテナショップの活用も考える。
- ② 「食べ方（レシピ）」の提供が成否のカギだと思う。

施策 2	廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園（以下「廃校・廃園」といいます。）、学校跡地を有効に利活用する。
-----------------	--

「施策2」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

具体案 2-1：地域に役立つ利活用計画を策定し、仕事づくりにつながる活用を模索する。

**私たち
市民**

- ① 廃校・廃園めぐりをし、より良い利活用を考える。
- ② 計画策定にあたって、積極的に意見を発信する。
- ③ 意見交換会等に積極的に参加する。
- ④ 計画の進行状況を常に監視する。

地域

- ① 地元の廃校・廃園については、地元の意見交換会を主催し、開催を周知し、なるべく多くの参加者を募る。
- ② 他の地域の廃校・廃園の利活用に関する動きにアンテナを張り、情報を収集し、他の地域との連携を図る。
- ③ 意見交換会における意見を行政に伝える。
- ④ 市の担当を招いた計画の進行状況に関する説明会を主催し、開催を周知し、なるべく多くの参加者を募る。
- ⑤ 計画の進行状況を常に監視する。

行政

- ① 住民の意見を聴く様々な場を積極的に設ける。
- ② 住民協議会等の手法も検討する。
- ③ 廃校・廃園の利活用に関する企業からの企画提案を積極的に取り入れる。
- ④ （仮称）廃校・廃園利活用計画策定の手法、期限を明記したスケジュール、手続き等について庁内合意を得て広く公表する。
- ⑤ ④により行政計画を策定し、住民の理解を得る。
- ⑥ 計画の進行管理の手法を構築し、進行管理を行う。
- ⑦ 計画の進行状況を丁寧に公表、説明する。

民間企業、 NPO 等

- ① 廃校・廃園の利活用の主体となる可能性を検討する。
- ② 廃校・廃園の利活用に関する企画提案を積極的に行う。
- ③ 廃校・廃園の利活用により雇用機会を生む企画を考える。

「施策2」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案 2-2: モデル事業として、リモートオフィスをつくり、民間に運営を委ねる手法を構築する。

私たち 市民

- ① リモートオフィスの利用を積極的に考える。
- ② リモートオフィスの利用を体験してみる。
- ③ 仕事以外の利用も考える。

地域

- ① 町内会活動等にリモートオフィスを積極的に利用する。
- ② リモートオフィスの利点を地域に流布する。

行政

- ① モデル事業として行政計画に位置付ける。
- ② 必要なICTのインフラ整備を行う。
- ③ リモートオフィスを世界に発信する。
- ④ リモートオフィスを民間が運営する仕組みを構築する。
- ⑤ リモートオフィスの運営主体となる企業を公募し、貸し付ける。
- ⑥ リモートオフィス管理会社の起業を支援する。
- ⑦ リモートオフィスを利用する市外の企業を募り、支社、営業所（サテライトオフィス）を誘致する。
- ⑧ リモートオフィス（サテライトオフィス）で働く人たちに鴨川への移住を勧め、移住するための支援（住宅の斡旋、転入時補助金の支給、本社出勤交通費補助、「かもがわマルシェ」特別会員証の発行等）を行う。

民間企業、 NPO 等

- ① リモートオフィス管理会社を起業し、管理運営する。
- ② テレワークの拡充を図り、リモートオフィスの活用を積極的に図る。

〈その他の意見〉

- ① 海岸や公園など市内の広範囲にwi-fiを整備すると、どこでもオフィスになるのではないか。

「施策2」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案 2-3：モデル事業として、シェアハウスをつくり、民間に運営を委ねる手法を構築する。

私たち 市民	① シェアハウスの利用を積極的に考える。 ② シェアハウスの利用を体験してみる。
地域	① シェアハウスの住民を町内会活動等に参加してもらう。
行政	① モデル事業として行政計画に位置付ける。 ② シェアハウスを世界に発信する。 ③ シェアハウスを民間が運営する仕組みを構築する。 ④ シェアハウスの運営主体となる企業を公募し、貸し付ける。 ⑤ シェアハウス管理会社の起業を支援する。 ⑥ 学校跡地のリモートオフィス（サテライトオフィス）で働く人たちにシェアハウスの利用（移住）を勧め、利用（移住）するための支援（転入時補助金の支給、「かもがわマルシェ」特別会員証の発行等）を行う。
民間企業、 NPO 等	① シェアハウス管理会社を起業し、管理運営する。 ② シェアハウスの利用者を積極的に募る。

《その他の意見》

- ① 防災の拠点としての利用を考える。
- ② 市民ギャラリーなど、生涯学習の拠点としての利用を考える。
- ③ 総合運動施設と連携した合宿所としての利用を考える。
- ④ スポーツの試合、大会に市外から来る人たちのために安価なホテルとしての活用を考える。
- ⑤ アート・イン・レジデンスとしての活用を考える。
- ⑥ 安価であれば、観光関連の貸事務所として活用したい。
- ⑦ 臨海学校、林間学校としての活用を考える。
- ⑧ 更地にして売却も考える。
- ⑨ 認知症カフェとしての活用を考える。
- ⑩ 廃校・廃園の活用は、素早く対応することが大切。時間がたつと価値が下がる。

施策
3

休耕地を農業法人が再生する仕組みをつくり、サラリーマン農業従事者を増やす。

「施策3」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

**私たち
市民**

- ① 休耕地の所有者は、休耕地を再生する農業法人（以下「休耕地再生社」という。）に積極的にその休耕地を貸し出す。
- ② 農業に興味がある人は、従業員（パートも含む。）として休耕地再生社に参加する。
- ③ 農業従事者又は農業をやめた人で時間がある人は、従業員（パートも含む。）として休耕地再生社に参加し、指導者として農業の指導を行う。

地域

- ① 休耕地再生社と連携し、従業員の雇用に協力（斡旋）する。
- ② 作物の直売所などを地域に設置し、販売に協力する。

行政

- ① 休耕地再生社の起業又は運営を支援（補助金の支給等）する。
- ② 休耕地再生社のサラリーマン農業従事者を広く市外から募集し、移住を勧める。
- ③ 休耕地再生社に入社する（した）市外の人たちが鴨川に移住するための支援（住宅の斡旋、転入時補助金の支給、「かもがわマルシェ」特別会員証の発行等）を行う。
- ④ 休耕地再生社を世界に発信する。

**民間企業、
NPO 等**

- ① 休耕地再生社を起業し、休耕地の再生に取り組む。
- ② 既存の農業法人についても、休耕地の再生を検討し、可能であれば休耕地再生社となる。
- ③ 休耕地再生社として農産物を生産し、「かもがわマルシェ」に参加するなど販路拡大に努力し、鴨川ブランドの普及に努める。
- ④ 体験農業プログラムを企画し、臨海学校、林間学校（施策12）に提供する。

施策 4	後継者不足に悩む漁業の再生のため、新しい漁業の鴨川モデルを作る。
---------	----------------------------------

「施策4」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

具体案 4-1：県水産事務所等との連携により栽培（養殖）漁業や販路を組み込んだモデルを作り、漁業経営の法人参入を促進する。

私たち 市民	① 短時間勤務を望む市民が多い中、法人経営の漁業に短時間勤務があれば、積極的に参加する。
地域	① 新しい漁業（鴨川モデル）の情報を地域で共有し、内外に積極的にPRする。 ② 既存の漁業協同組合が新しい漁業（鴨川モデル）に取り組む。
行政	① 千葉県水産研究所等との連携により、新しい漁業（鴨川モデル）を考える。 ② 法人参入に様々な支援を考える。 ③ 既存の漁業協同組合が新しい漁業（鴨川モデル）に取り組めるよう、支援する。
民間企業、 NPO 等	① 新しい漁業（鴨川モデル）の推進組織を起業する。 ② 既存の企業は、新しい漁業（鴨川モデル）に取り組む。 ③ 体験漁業プログラムを企画し、臨海学校、林間学校（施策12）に提供する。

施策 5	空き家バンクをつくり、移住促進、商業振興に寄与する。
---------	----------------------------

「施策5」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

私たち 市民	① 空き家、空き商店を持つ人は、積極的に空き家バンクに登録する。
地域	① 空き家、空き商店の情報を地域で共有し、空き家バンクを積極的にPRする。 ② 空き家、空き商店の情報を収集し、空き家バンクに提供する。
行政	① 不動産業者等民間企業が空き家バンクの運営ができるよう支援する。 ② 市のホームページに空き家バンクのリンクを張る。 ③ 空き家バンクを積極的にPRする。 ④ 空き家、空き商店の改修費に補助金を支給する。
民間企業、 NPO 等	① 空き家バンクの運営主体となる。

《その他の意見》

- ① 空き家、空き商店をリモートオフィスとして活用することも考えられる。

施策 6

オルカ、ロッセのサポーターの支援を積極的に行い、サーフィンの大会を誘致し、スポーツ振興を図り、スポーツ産業を育む。

「施策6」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① サポーターとして応援に参加する。
- ② 有志が集まってサポーター組織をつくる。
- ③ 応援グッズを企画し、デザインする。
- ④ サーフィンを楽しみ、サーフィンに来る市外の人たちとの交流を図る。
- ⑤ ボランティアとしてサーフィンの大会に参加する。

地域

- ① 地域においてオルカ、ロッセの広告を行う。
- ② 地域においてサポーター組織とその活動の広告を行う。
- ③ サーフィンの大会の運営に参加する。

行政

- ① 合宿、試合の誘致活動を行う。
- ② サポーター組織の活動を積極的にPRし、サポーター組織の加入を促す。
- ③ サポーター組織のスポンサーを内外に募集する。
- ④ サーフィンの大会を企画し、主催者を募る。

民間企業、 NPO等

- ① サポーター組織のスポンサーになる。
- ② 応援グッズを企画、デザインし、販売する。
- ③ サーフィンの大会の主催者、スポンサーとなる。

《その他の意見》

- ① シニア対象のスポーツ大会を開催する。
- ② シニアスポーツ大会の参加者を市外から募る。
- ③ シニアスポーツ大会の参加賞や賞品（おみやげ）を鴨川の特産品とする。

施策 7	鴨川の魅力的な地域資源である森を活用し、観光の拠点とするとともに、森林保護と森林整備を進める。
-----------------	---

「施策7」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案7-1：キャンプ、サイクリング、溪流釣りなど自然に触れ合う楽しみを満喫できる公園整備（以下「森林公園」という）を行いながら、廃材を利用したカーボンニュートラルな燃料用ペレットの生産拠点を整備する。

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 鴨川の森から生産される燃料用ペレットを利用する。 ② 燃料用ペレットを内外にPRする。 ③ 森林公園を積極的に利用する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 鴨川の森から生産される燃料用ペレットを利用する。 ② 燃料用ペレットを内外にPRする。 ③ 地域イベント等で森林公園を積極的に利用する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林公園の候補地の選定、公園整備計画を考える。 ② 公園整備計画について、住民の意見を聴く様々な場を積極的に設ける。 ③ 臨海学校・林間学校の場（施策12）として活用できる計画を考える。 ④ 住民協議会等の手法も検討する。 ⑤ 公園整備及び運営に関する民間からの企画提案を募集する。 ⑥ 燃料用ペレット生産に関する民間からの企画提案を募集する。 ⑦ 行政計画を策定し、住民の理解を得る。 ⑧ 計画の進行管理の手法を構築し、進行管理を行う。 ⑨ 計画の進行状況を丁寧に公表、説明する。
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料用ペレット生産に関する企画提案を行う。 ② 公園整備及び運営に関する企画提案を行う。 ③ 臨海学校・林間学校の場（施策12）として提供する。

《その他の意見》

- ① 事業としてキノコ栽培の可能性を考えることも面白い。
- ② 森林公園機能としてアスレチック場がほしい。
- ③ カートを楽しむファンが急増している。森林公園の中にカートコースがほしい。
- ④ 電動バギーが走れる林道を整備する。かなり人気が集まると思う。
- ⑤ ジビエを楽しむBBQ場、加工場をつくり、ジビエ普及の拠点とする。
- ⑥ ツリーハウスが人気で、森林公園内に設置すると面白い。

施策 8

城西国際大学観光学部の移転は、現時点では存続運動もあり、軽々な判断は難しいところではあるが、存続運動と並行して、移転確定後の有効な利活用に向け、対策を講じる。

「施策8」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 移転確定後の利活用計画に関心と意見を持つ。

地域

- ① 移転確定後の利活用計画に関心と意見を持つ。

行政

- ① 移転確定後には土地の返却手続きを早急に進める。
- ② 住民の意見を聴く様々な場を積極的に設ける。
- ③ 住民協議会等の手法も検討する。
- ④ 移転確定後の利活用に関する企業からの企画提案を積極的に取り入れる。
- ⑤ 移転確定後の利活用計画策定の手法、期限を明記したスケジュール、手続き等について庁内合意を得て広く公表する。
- ⑥ ⑤により行政計画を策定し、住民の理解を得る。
- ⑦ 計画の進行管理の手法を構築し、進行管理を行う。
- ⑧ 計画の進行状況を丁寧に公表、説明する。

民間企業、 NPO 等

- ① 移転確定後の利活用に関する提案を積極的に行う。

《その他の意見》

- ① 学生の下宿など、投資をして移転が決まるとその投資を回収できない人もいて、とっても困っている。存続が最善の方法だが、移転確定後には早急な対策が必要。
- ② やはり大学誘致が最善策だと思う。
- ③ 若い人が少なくて困っているまちが、入学者が少なくて困っている大学を誘致しても共倒れ。大学の過当競争を考えると大学誘致は難しい。一方で、N校²のような通信制の大学の誘致は可能性がある。学生はキャンパス、教室に集まり、講義はネットで超一流な講師によって行う。
- ④ 大学や企業の研究施設の誘致がいいと思う。アカデミックな利用が望ましい。
- ⑤ 第1分科会の議論が始まったときは、大規模工場や大企業の誘致には否定的な意見だったが、この跡地にはその可能性もある。検討が必要。
- ⑥ 周辺の自然観環境の有効利用のため、ハイキング、ウォーキング、サイクリングコースの整備を考える。

2注2 N校：N 高等学校（エヌこうとうがっこう）は、沖縄県うるま市伊計島に所在する私立高等学校。略称・愛称はN 高（エヌこう）。学校法人角川ドワンゴ学園が設置し、2016年4月1日に開校した。通信教育を行う区域を47都道府県および外国とする広域の通信制の課程を置く。（出展：Wikipedia）

- ⑦ 一つの用途に限るより、複合施設（住宅、保育園、公園、カフェ etc.）として活用する。
- ⑧ プチスマートシティ構想を考える。
- ⑨ 200人収容可能なホールは市民ホールとして活用でき、その他公民館機能を入れる。
- ⑩ 臨海学校、林間学校としての活用を考える。
- ⑪ 今後の議論が大切。

提案

- 2. 仕事を求めるいろんな人とそれぞれに合った仕事を結びつける仕組みを作る。

提案2の実現のため、次の施策を展開します。

施策 9	仕事を求める人のニーズは様々で、求職者と求人者のミスマッチを失くしていく。
---------	---------------------------------------

「施策9」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

具体案9-1：以下のようなニーズ調査（サンプル調査^{注3}）を行う。

- ・市民のうち、高校生、大学生（修学のために市外に在住している人を含む）を対象とした調査
※鴨川で仕事をしたいか、どんな仕事をしたいか…e t c
- ・市民のうち、鴨川に移住してきた人たちを対象とした調査
※鴨川に移住した理由、鴨川で仕事をしたいか、どんな仕事をしたいか…e t c
- ・市外在住者のうち鴨川移住に興味のある人たちを対象とした調査（ホームページに調査依頼を公表）
※鴨川に移住したい理由、鴨川で仕事をしたいか、どんな仕事をしたいか…e t c

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査に積極的に協力する。 ② 調査対象になった場合には、積極的に回答する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査の意味を地域で共有し、調査に積極的に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査を迅速に進める。 ② 調査結果の分析を行い、広く公表する。 ③ 調査（分析）結果をもとに、様々な施策を講じる。
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査の結果、統計、分析にアンテナを張り、ビジネスチャンスを探る。

3注3 サンプル調査：母集団をすべて調査対象とする全数調査（悉皆（しっかい）調査）に対して、母集団から標本（サンプル）を抽出して調査し、それから母集団の性質を統計学的に推定する方法（標本調査）。

「施策9」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案 9-2 : ハローワークと連携し、鴨川において求職者と求人者を結びきめ細かいサービスを提供する「かもがわ人財バンク」をつくり、運営する。

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none">① 求職者は、「かもがわ人財バンク」に登録します。② 個人事業主の求人者は、「かもがわ人財バンク」に登録します。③ 求職者も求人者も「かもがわ人財バンク」を積極的に活用します。
地域	<ul style="list-style-type: none">① 「かもがわ人財バンク」のPRに協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none">① 「かもがわ人財バンク」の運営をNPOに委ねる仕組みを構築する。② 「NPO かもがわ人財バンク」の起業を支援（補助金の支給等）する。③ 「NPO かもがわ人財バンク」の運営を支援（運営費補助金の支給、鴨川の求人と鴨川住民の求職がマッチングした場合、鴨川の求人と市外の求職がマッチした場合の助成金の支給等）する。④ 「かもがわ人財バンク」の求人情報を、市のホームページ、SNSなど、あらゆるツールを活用して公開する。
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none">① 「かもがわ人財バンク」の運営を行うNPOを起業する。

＜その他の意見＞

- ① 人財バンクのサイトは、スマホで使えるようにしてほしい。
- ② 求人募集のカテゴリを雇用形態でもわかるようにする（例：正社員、パート・アルバイト、季節労働、ボランティアなど）。

施策 10	子育て中のお父さん、お母さんが安心して仕事ができるような環境を整備する。
------------------	--------------------------------------

「施策 10」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案 10-1：学校等跡地のリモートオフィスに保育園などを併設する（以下「保育園付きリモートオフィス」といいます）。

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て中のお父さん、お母さんでテレワークができる人は、さらにテレワークの拡充を図り、保育園付きリモートオフィスに子どもを預けながら働く。 ② ボランティアとして協力する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民のボランティア活動の斡旋等、地域としての支援を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校等跡地のリモートオフィスに併設する保育園等の運営方法（直営か民営か等）を計画する。 ② 民営とする場合、事業者を公募、決定する。 ③ 保育園等付きリモートオフィスを内外にPRし、特に東京圏で働く子育て中のお父さん、お母さんの移住と保育園等付きリモートオフィスでのテレワークを勧める。 ④ 子どもを預けながら働く社員を抱える東京圏の企業に保育園（認定こども園）付きリモートオフィスの利用を勧め、企業まるごとの移転を促す。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 利活用に関する提案を積極的に行う。

《その他の意見》

- ① これからの仕事のあり方を考える上で夢のある話。地域の子育て卒業主婦などがボランティアで参加できると思う。

提案

3. 鴨川に住んで鴨川で仕事をするために、テレワークの拡充、リモートオフィスの誘致などを促進する。

提案3の実現のため、次の施策を展開します。

施策2	廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園（以下「廃校・廃園」といいます。）、学校跡地を有効に利活用する。
-----	--

※再掲。施策2の展開のためのそれぞれの行動については、p144（具体案2-2）をご覧ください。

施策10	子育て中のお父さん、お母さんが安心して仕事ができるような環境を整備する。
------	--------------------------------------

※再掲。施策10の展開のためのそれぞれの行動については、p155をご覧ください。

施策11	鴨川市民のデジタルリテラシー向上を図る。
------	----------------------

「施策11」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案11-1：だれでも気軽に参加できるパソコン教室などのカルチャースクールを展開するNPOの起業、運営を支援する。

私たち市民	① 民間や行政が行うかがわ市民のデジタルリテラシー向上のための教室、講座に積極的に参加する。
地域	① 行政と協力して、地区サロン等において、ICT・SNS基礎講座をつくる。
行政	① 市民のデジタルリテラシーの向上を、市の目標として掲げる。 ② 民間のカルチャースクールとの差別化を意識した公民館教室（講座）として、ICT・SNS基礎講座を積極的に行う。 ③ パソコン教室などのカルチャースクールを展開するNPOの起業を支援（補助金の創設、場所の安価での提供等）する。
民間企業、NPO等	① パソコン教室などのカルチャースクールを展開するNPOを起業する。 ② 企業の社会貢献の一環として、市民対象のカルチャースクールを展開する。

《その他の意見》

- ① デジタルリテラシーがなくても、普通に生活している人は多い。画一的な取り組みには少し違和感もある。

- ② 孫にスマホを教えてもらって楽しかった。気軽に参加できる教室があったらうれしい。
- ③ 受講料負担が教室、講座に参加する支障となることがある。行政、企業の協力で受益者負担をなるべく減らしてほしい。

提案

4. 鴨川をさらに暮らしやすいまちにするために、子育てのための教育環境の充実と安心できる医療、福祉のさらなる充実を図る。

提案 4 の実現のため、次の施策を展開します。

施策 12	学校や塾を対象に、臨海学校や林間学校の誘致に取り組む。
----------	-----------------------------

「施策 12」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 農家民泊や漁家民泊を考える。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 民泊の取り組みに協力し、臨海学校や林間学校の参加者と地域住民の交流の場を企画、運営する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 臨海学校や林間学校に市民が参加できる仕組みをつくり、市外から参加する人たちとの交流を図る。 ② 民間企業等が行うプログラムの企画に協力する。 ③ 棚田の農業体験、ひじき狩り体験などの実現のため、実施主体と関係団体等との橋渡しを行う。 ④ 公の施設の提供を考える。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ① シーカヤック、サーフィンなどのマリンスポーツ、農業体験、漁業体験、地魚BBQ、写生コンテストなど、鴨川ならではの臨海学校や林間学校のプログラムを企画し、学校や塾に広報する。 ② 鴨川シーワールドのナイトアクアリウムをプログラムに組み込むなど、企業の積極的な協力を行う。

《その他の意見》

- ① 板橋区立天津わかしお学校の拡充を図る。

施策 13	医療環境が充実している強みを活かし、さらに安心して暮らせるまちを目指し、医療環境、福祉環境の拡充のため、医療産業、福祉産業を積極的に支援する。
------------------	---

「施策 13」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療・福祉のまちとしての誇りを感じる。 ② 家庭内において、医療、福祉の問題について話し合う。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療・福祉のまちとしての誇りを地域で共有する。 ② 医療、福祉の地域の課題について話し合い、必要な機関に要望をあげる。 ③ 医療、福祉の出張サービスを地域に積極的に受け入れる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 小中学校の「総合的な学習の時間」に医療・福祉プログラムをつくり、地域、企業との連携により、鴨川ならではの教育プログラムを確立させる。 ② 中学校の職業体験の場として、鴨川市内の医療、福祉の現場を積極的に活用する。 ③ 「総合的な学習の時間」の副読本として、鴨川市内の医療、福祉の企業と協力し、鴨川の医療、福祉の現状と将来展望を示す教本（仮称：「かもがわの医療と福祉」）を刊行する。 ④ 医療、福祉関係の学会を誘致する。 ⑤ 「医療・福祉のまち」を内外に発信する。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療・福祉のまちとしての誇りを感じる。 ② 中学校の職業体験の場として、自らの職場に受け入れ体制を拡充する。 ③ 「総合的な学習の時間」の副読本の刊行に積極的に協力する。 ④ 出張健康診断、出張予防接種、出張介護相談など、地域との交流に有効な出張サービスを企画、実施する。

《その他の意見》

- ① 医療分野の学会の開催を望む声がある。200人規模の参加者があり、「医療・福祉のまち」のイメージアップにもつながり、観光振興にも寄与する。

「かもがわ市民会議」からの提案
(第2分科会：生活を支える交通)

1-1. 共通認識① 支えるべき“生活”とは何か？

便利と不便、支えるべき“生活”とは何か。生存、安全という必要不可欠レベルは必須です。それを前提に、もっと便利にという視点で市民の生活満足度を段階的に上げるための基本的な方針が必要です。

1-2. 共通認識② 新たな可能性を多様な関係者との共創で実現する

多様な関係者との共創の場が新たな可能性を引き出すと考えられます。

これまでの交通対策は主に公共交通関係者の尽力に頼っていました。これからのネットワーク環境の進化を考えると、あらゆる交通資源を有する関係者との連携がキーワードになります。

1-3. 共通認識③ 助け合う移動手段を考える

地域の共助（コミュニティ）や人と人のつながりを基盤にした、助け合う移動手段の視点が必要です。

1-4. 共通認識④ 実現プロセスを重視する

実現プロセスを重視します。いつまでに、何を行うのか、計画に期限を明記し、計画倒れにならない、実行可能な計画にすることが必要です。

また、民間との協働により、税に頼らない運営を目指します。生活を支える交通というテーマは、行政も市民も建設的に対話し、向き合い、長い歴史を積み重ねる覚悟で取り組まなければならない課題です。

以下の4つの提案は、私たち会議参加者が、5回にわたって議論してきたことや、各回で記載した「課題発見シート」「改善提案シート」「意見提出シート」の内容を中心にまとめたものです。

提案

1. 電車やバス、タクシー等の既存の交通体系を見直し、有効活用する。

→背景となる課題意識：共通認識①③④

提案

2. 地域のカ（共助）で、移動を支える仕組み（共助型交通）を作る。

→背景となる課題意識：共通認識①②③④

提案

3. 地域が持つあらゆる移動手段に着目し、それらの有効活用、ネットワーク化などを通して、新しい移動のあり方を検討・導入する。また、未来型の電気自動車、自動運転などの地域への導入可能性を検討する（新たな移動手段への挑戦）。

→背景となる課題意識：共通認識①②③④

提案

4. 安全に移動でき、移動しやすい環境を整えるために、交通インフラの整備を進める。

→背景となる課題意識：共通認識①④

提案

1. 電車やバス、タクシー等の既存の交通体系を見直し、有効活用する。

提案1の実現のため、次の施策を展開します。

施策1

幹線の路線バスやコミュニティバス、鉄道等、既存の公共交通の利用率が低く、利便性、継続性に影響がでている。これらの利用率を高める。

「施策1」の実現に向けて、それぞれが行うこと

具体案 1-1：現状把握と分析を行い、あらゆる関係者が対話を通して、運行頻度、運行ルート、運行時刻、車両等の見直しを進める。

私たち 市民

- ① 対話の場に参加する。
- ② 現状の公共交通について知る。
(バス停の確認と時刻表を把握する/現在のバスやタクシー等を利用し、それぞれのメリット・デメリットを知る)
- ③ 積極的な利用について考える。
(親や子供に利用できる方法を聞いてみる/免許返納後を考え、買い物や通院時に公共交通を利用することの必要性、将来の利用のあり方について考える)

地域

- ① 現状の公共交通を地域で知る。
(乗り合いタクシー等の行政が提供しているサービスの周知を地域でも行う)
- ② 積極的な利用について地域で考える。
(アンケート等を実施して多くの人に利用してもらう方法を考える/商店、スーパー、病院、クリニックを繋げる方法を検討する)
- ③ 地域でバス停の整備を行う。

行政

- ① 対話の場を創り、コーディネートする。
(既定のバス路線(経路、時刻等)に捉われずに、公共交通全体の最適化を関係事業者と共に検討する/運行の場所、時間帯等、もっと利用してもらう方法を見直す/コミュニティバスのバス停、時間を見直す/公共交通の利用を促す/乗り合いタクシーの利用範囲の拡大等、利用者を増やす取り組みを検討する)
- ② 現状の公共交通について把握と分析をする。
(公共交通の利用の現状を詳しく分析する/利用者と住民のニーズを的確

に把握する)

- ③ 現状の公共交通を周知する。(路線地図の配布を行う)

民間企業、 NPO 等

- ① 対話の場に参加する。

《その他の意見》

- ① 鴨川市は車社会であり、ほとんどバス等に乗る人がいない。家族等に車を持っている人がいると使われない可能性があるため、交通についての意識改革が必要。
- ② 高速バスの乗り場なのに駐車場がない。
- ③ 路線バスを利用するにもバス停まで遠い。
- ④ コミュニティバス・路線バスの運行時間と運行経路の検証が必要。JR や高速バス、長狭オンデマンドタクシーとの連携など、市民の足として観光客の足としての利便性の高い、割安感のある乗換割引などができるようになればと考える。
- ⑤ 生活に必要な大型店舗の駐車場の中にバス停を設置するのはどうか。
- ⑥ バス停をなくし、手を上げれば経路上で自由に乗降できることも考える。
- ⑦ コミュニティバスの広告掲示を電子化すると、企業が掲載しやすいのではないか。
- ⑧ コミュニティバスのこれからの運営について、毎年何千万円も補助金を出して、バスは実際は一人乗っているか、空気を運んでいるか。なくせば良いという意見もあるが、なくなるとは困る人もいる。
- ⑨ バス停の場所を見直す。生活に必要な大型店の前、または中にバス停を設置できないか。
- ⑩ コミュニティバスの掲示（広告板）に広告募集中の看板を見かける。それをなくし、広告収入を得るために、電子化するのはどうか。そうすれば看板屋さんに広告板を依頼することもなく、写真 1 枚で済むと思う。広告主も費用削減でき、広告が手軽に出せるのではないか。

**施策
2**

都心部と鴨川を繋ぐ既存の公共交通（高速バス・鉄道）の更なる充実を図る。また、バスターミナル（特に君津バスターミナル）までのアクセス性を向上させる。

「施策2」の実現に向けて、それぞれが行うこと**私たち
市民**

- ① 少々不便でも公共交通機関を利用する。

地域

- ① 公共交通としての鉄道、高速バスの利用を地域としても考える。
- ① 鉄道や高速バス事業者と市民との対話の場を創り、コーディネートする。
(利用者減による減便、不便による利用者減という負のスパイラルを正のスパイラルに変えるための対策を事業者と利用者である市民が共に考え、実行する)

行政

- ② 利用増のためのインフラ整備の可能性を探る。
(パークアンドライド/駅・高速バスのバス停付近への有料駐車場の整備を検討する/広い駐車場の確保(バス停の近く))
- ③ 利用増のためのソフト面での対策を検討する。
(クーポン券等を発行し市民の利用を増やす/割引キャンペーン等を行う)

**民間企業、
NPO等**

- ① 深夜の急行便の運行を検討する。夜間の運行や急行の本数を増やす。

《その他の意見》

- ① 拠点までの交通アクセスが改善すれば幅広い世代の生活の質が高まるのではないかと。
- ② 観光客がマイカーではなく、バス等で来たいと思う政策を考える。
- ③ 交通事業者と利用者の情報共有の場を設定する。
- ④ 未整備の道路拡張が進むことで、君津などへのアクセスが格段に高まる。
- ⑤ バスターミナル 駐車場 (有料)。
- ⑥ 鴨川発着の高速バスの利用を今より便利にしてほしい。

施策 3	都心部から鴨川市までに加え、鴨川市内の公共交通の移動を促進するために、ハブとなる拠点の設置とパークアンドライドを推進する。
-----------------	---

「施策3」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 地域の拠点となる企業に出向き、使いやすさ、不便さを調べる。
地域	① シーワールド、お土産屋、道の駅を巡回する方法を検討する。 ② 代行業者との提携を図る。
行政	① 駐車場の整備、道の駅の整備、SNS 等へのアピールを行う。 ② 鴨川有料道路の近くに大きい駐車場をつくる。 ③ 鴨川市民は安く使えるなどにする。
民間企業、 NPO 等	① 観光客向けのお土産屋さんを作る。

《その他の意見》

- ① 高速バスの利用を増やすための駐車場に地域内交通のハブ機能を持たせてはどうか。

**施策
4**

交通弱者の移動を支えるため、現在試験運行中の乗り合い制デマンドタクシーを検証し本格運行に繋げる。

「施策4」の実現に向けて、それぞれが行うこと

**私たち
市民**

- ① 住民の意見を聞き、構想づくりに参加する。
- ② 自分ごとと捉えて、制度の情報を自分で収集する。
- ③ 現在のバスやタクシー等を利用し、それぞれのメリット・デメリットを知る。
(再掲)
- ④ 免許返納後を想定し、買い物や通院時に公共交通を利用する等、将来の利用に備える。(再掲)
- ⑤ デマンドタクシーを積極的に利用、登録する。
- ⑥ 友人同士、近所などまとめて利用する。

地域

- ① 移動手段の確保を地域の課題として捉え、デマンドタクシーの利用を呼び掛ける。
- ② 利用した人の意見を聞き、地域で利用範囲や時間帯などの制度内容を精査して、市と共に本格運行にあたっての構想づくりに参加する。
- ③ 商店、スーパー、病院、クリニックを繋げる方法を検討する。(再掲)
- ④ 乗り合いタクシー等の行政が提供しているサービスの周知を地域でも行う。
(再掲)
- ⑤ デマンドタクシー説明会での利用者の掘り起こしを行う。

行政

- ① 本格運行推進のプロジェクトチームを立ち上げ、路線バスの廃止も踏まえ費用対効果を十分検証する。
- ② 交通弱者を送迎するセクションを独立させる。
- ③ 利用範囲などの制度内容を地域と共に協議する。
- ④ 利用状況に応じて、デマンドタクシーに変わる自家用有償運送も検討する。
- ⑤ 利用者と住民のニーズを的確に把握する。(再掲)
- ⑥ 乗り合いタクシーの利用範囲の拡大等による利用者を増やす取組みを検討する。(再掲)
- ⑦ 丁寧な説明、規制を減らす。
- ⑧ PR する(わかりやすく)。
- ⑨ 全体的に見直しを行う(運行範囲や運行日時など)。

**民間企業、
NPO 等**

- ① 行政との協議の中で互いに制度内容を検証する。
- ② 企業においても制度の周知を行う。
- ③ 利用状況を見て、デマンドタクシーに変わる自家用車利用サービスも検討す

る。

《その他の意見》

- ① 間違いなく乗り合いタクシーの要望は強い。
- ② 試験的に大山・吉尾・主基の間だけの利用で、曜日も決まっているため、自分の出掛ける日と合わない等と言っている人々の話を耳にする。
- ③ 試験的なのでこれからどうなるかわからないのですが、決め事も緩くし、また、鴨川地区内全域になるとありがたいと話していたがどうか。
- ④ 買い物、病院、集会等、自分の行きたいときに自分の運転で出かけている。しかし、免許を返納したらどうなるか心配。
- ⑤ 乗り合いタクシーを充実し全市に展開させたい。
- ⑥ プロジェクトチーム発足を呼びかけたい。
- ⑦ デマンドタクシー：有償自家用車運行など他のものを使うことを考えてはどうか。
- ⑧ 福祉利用と勘違いしている。
- ⑨ デマンドタクシー：広報不足、ニーズとあっていない、試験運用なのに試験になっていないのではないか。

提案

2. 地域の力（共助）で、移動を支える仕組み（共助型交通）を作る。

提案5の実現のため、次の施策を展開します。

施策5

地域のつながりを基盤とした、助け合いのシステムとしての移動手段を創り上げる。

「施策」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 交通弱者について、自助・共助・公助の視点で考えることをしていく。
- ② 今動いているコミュニティごとに考えることを提案したい。

地域

- ① ボランティアによる移動手段を考える。
- ② 地域住民の方の持てる力を活用していく。
- ③ 協力できる範囲で送迎のお手伝いをする。

行政

- ① 法規制などの制約条件を整理する。
- ② 地域で考えるためのきっかけづくりを検討する。
- ③ 地域包括ケアシステムとの連携などを検討する。

民間企業、 NPO 等

- ①

《その他の意見》

- ① ボランティアによる送迎も考えるべきである。
- ② コミュニティの規模に応じた車両を用意し、必要な時間に車を走らせる。そのことで、近所の方の情報も共有でき、防災、健康、医療などの助け合いにつながる。
- ③ 買い物や病院に行く人は登録して、相乗り。ボランティアもしくはチケット制・ポイント制にする。

施策 6	災害時に素早い移動が困難な方たちを地域の中にある移動手段を使って、安全に避難させる。
-----------------	--

「施策6」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の現状を知る。 (居住地近隣者の把握をする／近所に障害者や独居高齢者がいるのかを把握する) ② 地域の活動への協力をする。 ③ 災害時のサポートの一人となる。 ④ 大規模災害のときは、まず自分の命を守る。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の把握とサポートする人を明確化する。 ② コミュニティを強化する。 (近所・隣組への声掛け／地域にある、区、組などの組織ぐるみの活動を考える)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報を活用できる体制にする。 (個人情報の利用範囲を広げる／個人情報の扱いを考え直す／保健所・福祉課・消防・警察の繋がりと、主で動く人と地域に連絡するシステムと情報を地域に渡す) ② 現在ある地域組織の見直しをする。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ①

提案

3. 地域が持つあらゆる移動手段に着目し、それらの有効活用、ネットワーク化などを通して、新しい移動のあり方を検討・導入する。また、未来型の電気自動車、自動運転などの地域への導入可能性を検討する（新たな移動手段への挑戦）。

提案3の実現のため、次の施策を展開します。

施策 7	市内にある交通資源を有する全事業者と連携し、福祉ムーバーなどの先進事例を基に、交通弱者の移動を支える効率の良い移動システムを構築する。
-----------------	---

「施策7」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携の場に参加する。 ② 現在ある交通資源を効率よく利用できるよう利用時間帯等の工夫をする。 ③ 持っている専門性を役立てる。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内の交通関係事業の協力を仰ぐ。 ② 地域の資源を活用していく。 (運送事業者・福祉事業者・観光事業者などの多職種連携) ③ 協力できることは協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携の場を創り、コーディネートする。 (横に連携する企画を立案する／観光(ホテル・旅館等)、福祉(介護事業者等)、他分野で抱える交通資源を活用した民間による移動支援の仕組みが実現できるよう、地域・関係団体との協議の場を設定する／企業、事業所ほかとの連携で何かの運用を行う／市民が協力して出来ることを一緒に考える) ② 具体的な課題や障害についての情報の開示を行う。(情報の共有) ③ 交通弱者を送迎するセクションを独立させる。(再掲)
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携の場に参加する。 (市内にある交通資源が市民の移動手段となり得るか、地域・行政と共に考える)

《その他の意見》

- ① 今あるタクシーで福祉事業の送迎をある程度、独立事業に出来ないか。その車を日中、オンデマンドタクシーにして、市内循環バスと連携できないかなと考えます。
- ② 協力事業者を公募してみてもは。福祉事業者だけに頼らないでほしい。

- ③ 市内の小規模事業者の送迎だけでは難しい。
- ④ 病院、福祉、バス、タクシー、宅急便、郵便局員の活用不足。
- ⑤ 公共交通機関との関係性は。
- ⑥ 市内の交通事業者の話を聞いてみたい。
- ⑦ 棚田のイベントで宿泊施設のバスが協力していて素晴らしいと感じた。常に連携体制が整うことが必要。
- ⑧ 利用者が増えなければ事業として継続できない。
- ⑨ 現状の交通システムを知り、考え、改善の行動をするためにも、交通関係者と利用者である住民との情報共有の場を創ることが必要。
- ⑩ MaaS サービスを鴨川市流に整えていければいい。交通資源を利活用できれば。
- ⑪ オンデマンドタクシーと福祉車両の融合による、コスト削減と利便性の向上を目的とした福祉 MOVER の考え方は発展性のある鴨川モデルを作れる可能性を感じる。
- ⑫ 病院に行くために路線バスを利用しました。料金は妥当でした。運転手さんも親切でした。交通弱者になったとき、足腰が弱くなっていると思うので、乗りやすく、降りやすい段差の低いバスが良いと思いました。バスが利用できなくなったときは、福祉自動車に頼らなくてはいけない利用しやすいシステムを行政にお願いします。
- ⑬ 鴨川の未来を考えると、お金をあまりかけないで市内交通問題を解決できる方法はこれ以外ない。リスクを個人に背負わせるのではなく、公共の市役所が主体になって、説明会を開く会を開催して、コーディネートして鴨川版福祉ムーバーを準備する。そして5カ年計画に入れて今後につなげる。

施策 8	交通弱者の移動をサポートするため、市内での自動運転（特に電気自動車）の試験的導入を検討する。
-----------------	--

「施策8」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 持っている専門性を役立てる。(再掲)
地域	① 地域住民の方の持てる力を活用していく。(再掲)
行政	① 自動運転や電気自動車の関係する企業や大学等に、実証実験に適している条件だと売り込みをする。
民間企業、 NPO 等	① 鴨川市内で研究や実証実験を行う。

《その他の意見》

- ① 自動運転は、まず、幹線・物流。鴨川では、不規則な道路での安全性確保が課題。鴨川市のコンパクトさを活かし、電気自動車、自動運転などの実証実験の可能性を追求してはどうか。
- ② 無人タクシーなど未来型のモデル導入、先に手を上げた方が良い。
- ③ 自動運転を導入するに当たっては、ICT 環境等（5G など）の整備が必要。
- ④ 電気自動車は災害時に非常用電源としても活用できる。
- ⑤ 電気自動車：観光客向けにも利用できないか、ドライバー付き or 車両のみレンタルして利益を上げられる。
- ⑥ 城西国際大学が撤退したら、そこに観光客向け、駐車場、お土産屋さん、電気自動車レンタル（市内案内）を作るのはどうか。

施策 9	観光交通と生活交通の一体化という視点で、既存の交通システムを見直す。
-----------------	------------------------------------

「施策9」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	①
地域	①
行政	①
民間企業、 NPO等	①

《その他の意見》

- ① 弱みを強みに変える視点が必要。
- ② 観光地をつなぐ巡回バスをつくり、住民利用できるようにする。
- ③ コミュニティバスについて、使いやすさや乗りかえやすさなど工夫し観光客も使いやすい時間帯の運営や柔軟な路線経路の開発など規制を緩和させてでも工夫が必要。
- ④ オンデマンドタクシーとコミュニティバス・路線バス・JRの乗り換えで市民にも観光客にも利便性があり割安感のある市内交通サービスが出来ればと考えます。
- ⑤ コミュニティバス・乗り合いタクシーの中山間地への観光利用を増やすことは滞在型リゾート事業の開発としては魅力あるプランを提供するチャンスにもなり高齢者の移動手段を増やすことにもつながり一石二鳥。
- ⑥ 孤立型ホテルから地域体験型観光へシフトすることが観光と生活の交通一体化につながる。朝、昼、夜に宿泊施設から外出する観光づくりと、それに対応できる交通手段をつくる。
- ⑦ 素晴らしい観光地があるのに、そこを周遊する交通手段がない。宿泊したくなるような交通手段をホテル等の連携によるできないか。
- ⑧ 生活交通との一体化は、ターゲット、利用日などの違いがあるのが課題になる。
- ⑨ 充実したオプションを用意する必要がある。

施策 10	旅行者が、乗ることに魅力を感じられる移動手段（例：馬車・トゥクトゥク）の導入を検討して渋滞緩和に繋げる。
------------------	--

「施策 10」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 機会があればプロジェクトや NPO 法人に参加する。 ② SNS での発信を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 各拠点の利益だけでなく、1つの地域として利益を追求する考えに変わる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 鴨川市の目玉プランを作る（いすみ鉄道のようなブランド化、三崎のマグロ切符のような交通と食事のパッケージ化）。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 謎解きゲームの舞台として電車、バスなどを使ってもらう。 ② 昼食 or 夕食付きのチケット（バス、電車）を企画する。

《その他の意見》

- ① 企業と市が連携し、熱海のような鴨川市内でお金を使うようなプランを作る必要がある。
- ② もう一度来たいと思える鴨川市になるには、交通整備や観光拠点となる場所の整備も必要。近隣の道の駅を参考に整備してほしい。
- ③ 市が市民と企業を繋げる NPO 法人を立ち上げる（横のつながりをつける、実践する、実施した後の評価と修正を行う）。
- ④ 移動そのものが魅力になるという視点での移動手段を考える（いすみ鉄道化）。

提案

4. 安全に移動でき、移動しやすい環境を整えるために、交通インフラの整備を進める。

提案4の実現のため、次の施策を展開します。

施策 11	観光シーズンの渋滞を減らすために、主要国県道以外の一般道（特に北部道路）の役割を整理する。
----------	---

「施策11」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 渋滞時の迂回経路を把握しておく。
- ② 渋滞が起きやすい時間には迂回路を使う。
- ③ 混み合う時間を外して行動する。
- ④ 北部道路を知り、有効的に使うようにする。

地域

- ① 渋滞時の迂回経路を地域で共有する。

行政

- ① 北部道路と国道128号線との早期の接続を進める。
- ② 貝渚道路の整備を進める。

民間企業、 NPO等

- ① 民間企業の誘致、民間で通勤効果に備える。

《その他の意見》

- ① 観光客がマイカーではなく、バス等で来たいと思う政策を考える。（再掲）
- ② 整備されているが、通勤等に利用する人が少ないと感じる。並行してある県道181号線は通学路になっているが車の量も多く大変危険だと感じる。
- ③ 県道24号線の打墨神社から亀田病院方面に抜ける道は、整備されているが利用者が少ないように思う。
- ④ 観光地を繋ぐ巡回バスを作り、住民も利用できるようにする。

施策 12	子どもたちが安心して安全に通学や遊びに行けること、災害時に安全に避難できること等も道路の大きな役割の一つと言える。そのため、既存の道路や通学路、歩道の整備・修繕を進める。
------------------	---

「施策 12」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① ゴミ等があれば拾う。 ② 子どもと安全な通学路を確認する。 ③ 破損している箇所等、道路の状況を市に報告する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 雑草等を綺麗に刈る。 ② 見守り、交通当番を行う・参加する。 ③ 道路の清掃を自治会の役員だけでなく、地域全体で行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 壊れた場所等を改修する。 ② 道路の状況を吸い上げられる体制・システムを作る。 ③ 避難場所、駐車場等の整備をする。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ①

《その他の意見》

- ① 市営駐車場の有料化を検討する。
- ② ベビーカーが通りづらい箇所がある。

施策 13	鴨川市を訪れる観光客のほとんどは車でやって来る。渋滞の解消、公共交通機関での移動を促すために、ハブとなる駐車場の整備を進める。
-----------------	---

「施策 13」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 渋滞しそうな時間帯は家にいる。 ② 予定より早く、または遅く出かける。
地域	① 駐車場の場所を考える。 ② 空き地の提供を行う。
行政	① 駐車場の情報を取りまとめて発信する。 ② 駐車場を限定して交通の流れを強制的に作る。 ③ 県・国との連携で整備を進める。
民間企業、 NPO 等	①

《その他の意見》

- ① 市営駐車場の有料化を検討する。

□その他の個別の意見

- ① 交通弱者が移動をして買い物や病院に行くのではなく、お店や病院が車で移動してきて出張所を作るという考え方もできる。
- ② もう一度来たいと思える鴨川市になるには、交通整備や観光拠点となる場所の整備も必要。近隣の道の駅を参考に整備してほしい。市が市民と企業を繋げる NPO 法人を立ち上げる（横のつながりをつける、実践する、実施した後の評価と修正を行う）。
- ③ 近い将来、免許返納した時に生活環境を安全で安心、文化的、社会的に保障される状況に整えてほしい。
- ④ そもそも何をするにも税収を増やすことが必要。それには移住を増やし、住民税を増やす。これには便利であることは不可欠で、それは鴨川住民にとってもいいことに繋がると思います。インバウンド向けに羽田、成田直行便をぜひ。
- ⑤ コンパクトシティ+循環交通で富山市は住みやすい街を作っているが、首都圏からの人口移動があると想定して、鴨川でも同じように具体的な何かを考える必要がある。
- ⑥ 交通を考える中で、市は何を中心に市を整備していくのかが見えてこない。観光なのか、医療なのか、その他なのか。
- ⑦ 既存の公共交通利用率が低い現状の要因分析をもっと丁寧にしたほうがよい。アンケートや市場調査などのデータ分析も大事ではあるが、もっと大事なのは、コミュニティバス・鉄道・乗合タクシーを含め、それぞれの関係者や地域住民と、一堂に介して忌憚のない情報交換の場をもうけ、意見を集約し、本当に変えなければならないこと、新たに構築すべきこと、将来設計スケジュール上の現在地を示す等。これらの有効な情報の共有化を工夫する必要があると思います(情報共有が自治会任せでは偏りがあったり、思いこみがあったりする現状を無くすためにも)。
- ⑧ 災害時、非常時に機能する交通網の検討。
- ⑨ 交通を課題とした分科会だが、福祉・教育・観光と課題は多岐に連携することが浮かび上がった。
- ⑩ 福祉 MOVER の導入ではオンデマンドタクシーと連携する産業にすることで単一事業所の経営に留まらず、介護保険事業の支出削減や観光業の発展や新規移住者の獲得にもつながる。
- ⑪ 教育を受けるために市外に出ていくなどの指摘は、鴨川市に魅力ある教育行政が無いことの指摘。

「かがわ市民会議」からの4つの提案
(第3分科会：子育て子育ち環境づくり)

1-1. 共通認識① 市民や地域が現在の子育て家庭や子どもの育ちの状況の理解を深める

少子化の中で子育て支援の充実を図り、子どもの育ちの環境を整備するには、子育てを終えた方々の協力が不可欠です。そのためには、行政が現在の子育て家庭が抱える困難や悩みや子育てにおける課題を把握し、市民に積極的に発信することで理解を求め、市民が子育て子育てに協力できる環境や仕組みをつくり続けることが必要です。

1-2. 共通認識② 子育て支援や子育て環境は、行政が全て実施することではない

鴨川市の子育ての支援や子育ての環境を充実させるためには、全ての事業を行政が実施することは効果的ではなく効率も良くありません。地域やスポーツ団体、NPO や子育てグループなど多くのコミュニティで子どもや子育て家庭の居場所と相談などの支援の場をつくり、実施していくことが不可欠です。

行政は、先進的な取り組みや様々な課題を抱えた家庭や子どもへの支援、地域と新たなコミュニティの創出を推進する等と役割を明確にして、事業の効果測定を絶えず行う必要があります。

1-3. 共通認識③ 地域で安心して子育てできる環境づくりは「新たなまちづくり」につながる

市民が参加する子育て子育ての環境づくりの取り組みは、鴨川市における祭りや行事、防災や防犯、高齢者の見守りや介護予防の場づくり、新たな仕事づくりなど多岐に渡る地域コミュニティの再生につながっていきます。

子どもは誰も一人では成長できず、親だけでは育てられません。地域で子育てや子育ての環境を整えることは、様々な課題を市民一人一人が「自分ごと」として考え取り組む「新たなまちづくり」への好機となります。

以下の4つの提案は、私たち会議参加者が、5回にわたって議論してきたことや、各回で記載した「課題発見シート」「改善提案シート」「意見提出シート」の内容を中心にまとめたものです。

提案

1. 産前から産後、子どもたちが自立するまで、切れ目のない支援を子育て世帯に提供する。

→背景となる課題意識：共通認識①②③

提案

2. 子どもたちが生まれ育った鴨川市のことを今まで以上に好きになってくれるように、教育環境・教育内容の充実を図る。

→背景となる課題意識：共通認識①②

提案

3. 市民みんなで見守る体制にできれば子育て世帯の負担を減らすことが出来る。そのため、子育て世帯と地域のコミュニケーションを図る。

→背景となる課題意識：共通認識①②③

提案

4. 子どもたちが安心して遊べる、保護者も安心して遊ばせられる環境づくりを進める。

→背景となる課題意識：共通認識②③

提案

1. 産前から産後、子どもたちが自立するまで、切れ目のない支援を子育て世帯に提供する。

提案 1 の実現のため、次の施策を展開します。

施策 1

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

「施策 1」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 妊娠期や子育て世帯の知人に情報の集め方や情報そのものを教える。
- ② 子育てで知りたいことをまとめて、自ら支援サービスを知る・調べる。
- ③ 横のつながりでフォローしたりサポートする。
- ④ 子持ちの友人から情報を得る。
- ⑤ 近所の人と仲良くなり、情報を共有できるようにする。
- ⑥ 情報がありそうなところへ出向く。
- ⑦ スマホ・PC を使って市の HP を見てみる。
- ⑧ 公共機関を積極的に利用して友達作りをする。

地域

- ① コンビニなど、不特定多数が出入りするところにガイドブック、ポスターを設置する。
- ② 地域の方々に声掛けをしていく。
- ③ 周知も含めて OB さんに家事や子守りのお手伝いをしてもらう。
- ④ 情報が得られる場所を教える。
- ⑤ 情報を地域内で共有できるような仕組みを作る。
- ⑥ 子どもが生まれたばかりの人同士を結び付けられるようにする（交流イベントの開催）。
- ⑦ 回覧板などを使って地区で周知する。

行政

- ① 気軽に手にしたくなる、軽くて易しいトータルサポートガイドに改編し、父母が手に取る確率が高い場所に置く。
- ② トータルサポートガイドを母子手帳と共に渡す。
- ③ インターネットだけでも、対人でも、どちらのニーズにも応えられる設備と体制を整える。
- ④ 支援サービスを気軽に受けられるように HP をデザインする（見やすいデザイン、わかりやすい日本語、困っていることでカテゴリ分け等）。
- ⑤ 市の HP を見るように伝える。

- ⑥ 産前に相談先、子どもを預けられる場所などの情報を提供する。
- ⑦ 広報紙を新聞折込だけでなく、職場に配るなど、目にする機会を増やす。

民間企業、 NPO 等

- ① 行政では行っていない取組みや強みとなるサービスの周知を行う。

《その他の意見》

- ① 我が家も新聞を取るのを止めてしまい、市の広報を目にすることがなくなった。鴨川市民の少ない割合を占める亀田病院の職員も、多くが（特に若者）新聞を取っていない。新聞折込だけでなく、職場に配るなど、目にする機会を増やす努力が必要。
- ② HP は館山市のものが見やすく、興味を引く内容になっていると思った。
- ③ 情報弱者の外国人への情報提供はどのように考えるか（やさしい日本語+母国語）。
- ④ トータルサポートガイドは改編して、「時間軸（月令）で追えるもの」「緊急でほしい情報」など項分けして、フック（入口）の部分を明確にする。母子手帳とともに冊子として配るといいのでは。
- ⑤ 情報を市民に伝えるために、LINE を使用することはできないか（イベント・コミュニティ情報等）。

施策 2

鴨川市の子育て支援メニューの数は現状でも十分だが、ニーズを適切に把握し、産前から産後までの切れ目のない支援策、支援体制をより充実させる。

「施策2」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 子育てについて、自分の子どもや子育て世帯に伝える。
- ② 2人目の子どもが生まれた家庭が近くにあったら、見守り・手助けをする。
- ③ 話を聞いてあげたり、家事のアドバイスをする。
- ④ パパママ学級に参加する。
- ⑤ 育児休暇を取得する。
- ⑥ 子持ちの男性から情報を得て、パパが出来そうな子育てを一緒に考える。

地域

- ① 困っていそうな世帯には声を掛け、困りごとを一緒に考える。
- ② 父親が子どもを連れて行けて、コミュニケーションが取れる場の提供。
- ③ 育休を取得しやすい環境づくりと理解の促進をする。
- ④ 家事の上手な人からアドバイス、教えてもらう。

行政

- ① 気軽に頼れるように簡単な手続きにする。
- ② 赤ちゃんの実態・成長を幅広く知らせる（例：火傷した場合どうしたらいいか、治療方法、予防法など）。
- ③ パパママ学級でのパパにも目を向けた支援の提供。
- ④ 2人目パパママ教室を行う。
- ⑤ 相談やパパママ学級などのオンライン化を進める。
- ⑥ 官民一体となった出産前後のサポートを行う。
- ⑦ 子育て支援を受けたい人と援助したい人のマッチングシステムを作る。
- ⑧ 妊娠中の教室や乳児検診の時、終わったあとに自由に話せる場を設ける。

民間企業、 NPO 等

- ① 行政では行っていない取組みや強みとなるサービスの周知を行う。（再掲）

《その他の意見》

- ① 1人目の時は、皆さん親切で何とか子育てできたが、2人目となると経験があるからということで、援助が少なくなりがち。
- ② 乳児がいると外出しにくいので、妊娠中の教室や乳児検診の時、終わったあとに自由に話せる場があったらいいと思う。ふれあいセンターの部屋を開放して、健診が終わったあとに話が出来るようにする。困っていること、それを先輩がどう乗り切ったか、書いて読めるものがあっていい。そこに、担当者がファシリテーターとなって、ママたちのネットワークを作っていけたらいい。

- ③ 緊急対応用タクシーのような仕組みを検討する。運転免許を返納した者も利用できるとなお良い。

施策 3	結婚を機に鴨川に居住し始めた方・核家族世帯・一人親の世帯などは、子育て期間中に友人や地域から孤立しがちで、結果的に不安に陥りやすい傾向にある。そのため、子育て世帯の孤立・不安を解消していく。
-----------------	---

「施策3」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 家事を簡単に済ませるのは悪いことではないという意識付け（他人に頼む、買ってくる等）。 ② 支援サービスを知る・調べる。無理せず助けを求める。 ③ 子育てカフェ、子ども食堂、子ども塾などの拠点作りと仲間集めをする。 ④ 子ども食堂に食材を提供する、勉強を教える、遊びを教える、見守りをするなどの活動に参加する。 ⑤ 家事を支援する。 ⑥ 話を聞き、会話の中で何か変化を掴んで、アドバイスできることはする。 ⑦ 子どもの面倒を見る。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 挨拶や声掛けをきっかけに話を聞く。 ② 子育てカフェ、子ども食堂、子ども塾などの拠点作りと仲間集めへの協力。 ③ 子供の面倒を見る場をつくる。 ④ 子育てサロンを行ってみる。 ⑤ 子育て先輩ママの産後うつ経験者に繋がられるようにする。 ⑥ 地域で子どもを見られるようにする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスを提供（ヘルパー、保育、食事配達等）。気軽に頼れる手続き。 ② 廃校や公共施設を活用した子育てカフェ、子ども食堂、子ども塾など子育て相談の多様な拠点作りと仲間集めへの支援。 ③ 保健師へつなぐ支援を充実させる。 ④ 支援サービスを気軽に受けられるようにHPをデザインする（見やすいデザイン、わかりやすい日本語、困っていることでカテゴリ分け等）。（再掲） ⑤ 子育て支援を受けたい人と援助したい人のマッチングシステムを作る。（再掲） ⑥ 妊娠中の教室や乳児検診の時、終わったあとに自由に話せる場を設ける。（再掲）
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ①

《その他の意見》

- ① 子ども 7 人に 1 人はいるという貧困家庭への食事や学習支援を行い、貧困の連鎖からの脱却を図る必要がある。
- ② 大変なのは一時的な事だと教える。あとは楽になる。
- ③ 支援が必要な人に、「ここがある」という場を知らしめる手段があるか。
- ④ NPO 団体や家事サービス業など、出来るだけ広範のサービスと連携できるといい。
- ⑤ 人間関係の構築が難しい（苦手な）人が増えている。そのため、精神的にも孤立しやすい。
- ⑥ 産後うつは、言葉すら聞いたことがなかった。鬱になると何がストレスで自分が大変な状況下にいることに気づきづらい。日頃から挨拶、声掛けなどをして顔の見える関係作りをすることが必要と思った。
- ⑦ 「子育て相談を公共機関で」が、敷居が高いと思っている若い世代の人がいる。「鴨川の子を鴨川市と一緒に育てますよ」という印象を市民が持てるといい。自身は子育て中、行政・地域に助けられ、生活しやすかった。知っているだけで豊かになることがある。子育て世代の人達が安心して子育てが出来るといい。
- ⑧ 転入してくる人には、市の広報紙を手に入れないと情報収集に不便であること、どこで手に入れられるかを念押しして案内してほしい。新聞も取らず、町内会にも入っていないと本当に何の情報も知らせてもらえないことになり、孤立している。自ら動ける人はいいが、そうでない人にはどう届けていくのか、スーパーマーケットに協力してもらおう等、手段を考えて試してみたい（病院の受付で見たことがある）。
- ⑨ 乳児がいると外出しにくいので、妊娠中の教室や乳児検診の時、終わったあとに自由に話せる場があったらいいと思う。ふれあいセンターの部屋を開放して、健診が終わったあとに話が出来るようにする。困っていること、それを先輩がどう乗り切ったか、書いて読めるものがあったらいい。そこに、担当者がファシリテーターとなって、ママたちのネットワークを作っていけたらいい。（再掲）

施策 4

学童保育・放課後児童教室（土曜スクール）などの整備・充実を図ることで、働きながら子育てできる環境整備を行う。

「施策4」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① それぞれの得意なことで教室を行い、放課後の居場所作りを行う。
- ② 異学年の子ども、大人との交流の良さを子どもに伝え、安心して学童や放課後児童教室に通えるようにする。

地域

- ① 地域の中からボランティアを募る。
- ② 子どもたちが参加したいと思えるような内容、子どもが家に帰った後に親とコミュニケーションを取りたくなるような内容作りを考える。
- ③ 空き家や広場を提供する。

行政

- ① 社会福祉協議会と子ども支援課の連携の強化を図る。
- ② ボランティアの登録システムをスマホアプリで作成する。
- ③ 教室を開催する人への支援を行う。

民間企業、 NPO 等

- ① 地域の学童の特色はそのままに、運営のサポートを行う。
- ② 企業体験、ボランティア体験などの機会を創出する。
- ③ 学童保育、放課後児童教室に参加しづらい子どもや、個別対応を希望する親子へサービスを提供する。

《その他の意見》

- ① 学童運営を一旦市が一本化した上で、負担を市と個人・地域で分担出来たら良い（補助金の一本化等が今後必要）。
- ② 学校支援ボランティアと土曜スクールの支援者とで連携を取っていくことも考えたい。
- ③ 老人会などの地域内の組織と教育支援を結び付ける取り組みも必要ではないか。

提案

2. 子どもたちが生まれ育った鴨川市のことを今まで以上に好きになってくれるように、教育環境・教育内容の充実を図る。

提案2の実現のため、次の施策を展開します。

施策 5	就学前教育の重要性が説かれている今、就学前から小学校へと繋げる、一貫した就学前教育の充実を図る。
---------	--

「施策5」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	①
地域	①
行政	①
民間企業、 NPO 等	①

《その他の意見》

- ① 就学前の段階から、発達障害のある子どものケアを行っていく。
- ② それぞれの地区の特徴を学べるビデオのようなものがあるといいのではないか。

施策 6	学習意欲を刺激できる学校教育を推進する。
---------	----------------------

「施策6」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 広い視野で子供の将来を考える。
地域	①
行政	① 地域で活用されている知識を教育に活用できる仕組みを作る。
民間企業、 NPO 等	①

《その他の意見》

- ① 収入と学歴にはある程度相関関係があることを教えると共に、仕事で使う技術の基礎になる知識を小中学校で学んでいることを教える。

- ② 例えば、病院で病気を診断するには、体液に含まれる細菌や結晶などを観察するのに顕微鏡を使う。そういった物を見ることで、将来の仕事への興味や視野を広げることにもなる。
- ③ 周りがあまり勉強しないから、自分もしないでいいと思ってしまう。結局、大学進学はとても難しくなってしまう、結果、収入の低い職業にしか就けない。
- ④ 将来設計を考えるライフプラン教育も必要。
- ⑤ 地元しか見ない人は都市部の豊かさが見えない。または、競争しても無理だと思っている。
- ⑥ こども園で孫と同じ年齢の子どもが少ない。子どもを増やすための施策を進めてほしい。
- ⑦ 時間内の教育のみならず、学童保育・土曜スクールを活用した興味・関心の醸成も大事。
- ⑧ これからの時代は、良い大学に行ったら全て OK というわけではない。本人のやりたいこと、得意なことを見つけられ、探せるような、学校教育の強化だけに限らない大きな視野も必要。
- ⑨ 子どもが何になりたいか、何に興味があるか、どうやったらその分野に就職できるかといった、親の調べと十分な説明は必要。

施策 7	豊かな自然環境を活かした、鴨川ならではの体験学習の充実を図る。
-----------------	---------------------------------

「施策7」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分のできることのスキルアップを行う。 ② 体験学習を支援・協力する。 ③ 昔の道具や書物の紹介や寄贈を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人から複数になって何らかのスキルを複数持つ。 ② 体験学習の場を提供する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 農家の人や漁師の人に協力を仰いで指導してもらう。 ② 支援員の募集や体験学習の場があることの広報を行う。 ③ 企業・団体や昔の道具・書物の募集を行う。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ① 機会の提供や人の提供など、体験学習への支援を行う。

《その他の意見》

- ① 子どもの体験学習として都会の人を呼び込む。

施策 8	保健室登校（不登校）・発達支援学級への支援の充実を図る。
-----------------	------------------------------

「施策8」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

私たち 市民	① 共生できるように、対象となる子どもと自分の子どもの関わり方をしっかりと伝える。
地域	①
行政	① 不登校の生徒へのリモート授業の実施を行う。 ② 差別や偏見を無くすためにも、どのような教育をする場なのかを周知する。
民間企業、 NPO 等	① 周知・理解のための講演会やシンポジウムを開催する。

施策 9	鴨川からでも都心部の学校に通いやすくなる方策を考えるなど、多様な選択肢を提供する（進学しやすい環境づくり）。
-----------------	--

「施策9」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

私たち 市民	① 進学の情報収集をする。
地域	①
行政	① 市独自の奨学金制度や通学定期など、大学進学時の経済的な助成をする。 ② 都市部に市民が使える安価な寮の設置を検討する。
民間企業、 NPO 等	① 通学に使えるバス路線などの維持を行う。

《その他の意見》

- ① 無期限のクラウドファンディング（基金 or ふるさと納税でも OK）のような仕組みを作ったらどうか。生協やあしなが基金など色々あるが、どこかの誰かの為ではなく、地元の子どものために経済支援できるなら支援者が増えるかもしれない。

提案

3. 市民みんなで見守る体制にできれば子育て世帯の負担を減らすことが出来る。そのため、子育て世帯と地域のコミュニケーションを図る。

提案3の実現のため、次の施策を展開します。

施策 10	コミュニティスクールや子どもたちが遊んでいる間の見守り体制などの、子どもとその保護者を地域で見守る仕組み作りを進める。
----------	---

「施策10」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none">① 保護者が子どもと一緒に遊んで、安全を確認する。② 屋外遊びを積極的に行う。③ グループで行動する。④ 家の近くの農道を散歩させる。⑤ 土曜スクールに関わる。⑥ シルバー人材センターに登録して子育て関係の訓練を受ける。
地域	<ul style="list-style-type: none">① 人が入っている所を周知する。② 休日に遊びに来る親子の安全を地域で見守る。
行政	<ul style="list-style-type: none">① 遊び場の提供と周知。そのための安全確認、簡易な整備を行う。② 子ども園の近くに遊具を使える公園を設置する。③ パパママ学級ならぬジジババ学級を行う。
民間企業、 NPO等	<ul style="list-style-type: none">①

《その他の意見》

- ① 子どもの下校時間が小学生の場合、1~6年生までが午後3時でまとまっていることは、地域の人が注意するのでいいことだと思う。
- ② 「子育て相談を公共機関で」が、敷居が高いと思っている若い世代の人がいる。「鴨川の子を鴨川市と一緒に育てますよ」という印象を市民が持てるといい。自身は子育て中、行政・地域に助けられ、生活しやすかった。知っているだけで豊かになることがある。子育て世代の人達が安心して子育てが出来るといい。(再掲)

施策 11	祭礼や防災訓練などの地域イベントを通じて、子育て世帯とコミュニティを繋げる。
------------------	--

「施策 11」の実現に向けて、**それぞれが行うこと**

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域イベントに参加する。 ② 移住者にも参加してもらう。 ③ 継続して実施できるように募金を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 全員が参加できるように連絡を徹底する。 ② 祭の趣旨を説明し、移住者にも参加してもらえようにする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じた予算化を検討する。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ①

提案

4. 子どもたちが安心して遊べる、保護者も安心して遊ばせられる環境づくりを進める。

提案4の実現のため、次の施策を展開します。

施策 12	豊かな自然の中で子どもたちが遊べるように自然環境の整備を行う。
----------	---------------------------------

「施策12」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none">① NPO などを作って、自然教室（田んぼの生物、磯の生物、川の生物）、安全な遊び方を教える。② 保護者が子どもと一緒に遊んで、安全を確認する。③ 屋外遊びを積極的に行う。④ グループで行動する。
地域	<ul style="list-style-type: none">① 自然教室などに場所（環境）を提供する。② 人が入っていい所をわかりやすく周知する。
行政	<ul style="list-style-type: none">① 生物に詳しい大学とマッチングしてもらって、講師になってもらう。② 収入の一部でも耕作放棄地のメンテナンスに回せるような仕組みづくり。③ 遊び場の提供と周知。そのための安全確認、簡易な整備を行う。（再掲）
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none">①

《その他の意見》

- ① 子どもが小さい頃、大山千枚田の学習会に参加したり、大学の演習林で巣箱づくりに参加したりでき、鴨川だからこんな自然に身近に接する機会があり、良かったと思っている（都会だったら中々経験させられなかったと思う）。
- ② 親（大人）や仲間がいることで、遊びから学べるのが沢山ある。動植物の名前、生態、危険な気候・場所など。生きる力となる。
- ③ 教育・環境・家庭（経済）・仕事（づくり）のリンク（循環・還流）。
- ④ 高齢化や管理が行き届かず、田んぼが放置されて農業用水や道路が荒れてしまう→ 山がダメになる → 子供にも影響する → 仕事としての山の手入れ。
- ⑤ 自然が多く、野生の生き物と触れ合える → 自然を活かしたレジャーも作れる。

施策 13	安心して遊べる、遊ばせられる環境を作るためにも、公園の整備・拡充を進める。
------------------	---------------------------------------

「施策 13」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者が子と一緒に遊んで、安全を確認する。(再掲) ② 屋外遊びを積極的に行う。(再掲) ③ グループで行動する。(再掲)
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 人が入っていい所をわかりやすく周知する。(再掲) ② 休日に遊びに来る親子の安全を地域で見守る。(再掲)
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 遊び場の提供と周知。そのための安全確認、簡易な整備を行う。(再掲) ② 子ども園の近くに遊具を使える公園を設置する。(再掲)
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ①

《その他の意見》

- ① 自分が育ったところには遊具のある公園があり、交流の場にもなっていた。すべり台、ジャングルジムのあるような公園があったらいいと思う。オーシャンパークに遊具を入れたが、メンテナンスされずに壊れてしまった。使えるようにメンテナンスしてほしかった。
- ② 城西国際大学の公園を子ども達の遊び場にもっと使用する。
- ③ 城西国際大学の跡地を教育の場として利用したらいいと思う。都会の子どもと鴨川の子どもが、お互いに学習する機会を作るなどして、都会の子から刺激を受けるのはいい。

□その他の個別の意見

- ① 子どもの数が減り、兄弟姉妹の数も減って、小さい子と接する機会が減っていることも今後響いてくるのでは。
- ② 子供がいると救急病院があることは安心。
- ③ 定期予防接種については無料のものが多いが、インフルエンザや、今後、コロナの予防接種もしなければいけなくなる。高齢者には補助があるが、子どもにもほしい。
- ④ 学校の減少、学区外の通学があり、生徒数の偏りが出ている。部活を理由に違う学区へ行く傾向があるので、市内 3 中学で部活動を分散して偏らないようにしたらどうか。もしくは、いっそ学区をなくすか。
- ⑤ 子育てし、定住できる魅力的なまちづくりが必要。そのためには、子育てに適した地域で住居が確保できるかが課題になるので、学校の近くの土地や住居を安く提供することを考えてもいいのではないかと。また、見守りの体制ができていいるかも居住地域を選ぶ条件になると思う。
- ⑥ 若い世代の移住者を増やしたければ、子育て・出産のサポートが大事だと思う（特に経済的に）。また、いすみ市のやっている給食のいすみ産オーガニック米化も移住者にとってはいいポイントだと個人的には思う。※韓国では野菜も含めオーガニック
- ⑦ どんな組織でも、一生懸命やっているから OK とはならない。何を目指して仕事をしているのか、誰のための作業なのか、狙いを絞って頑張ってもらいたい。

「かもがわ市民会議」からの提案
(第4分科会：みんなで考える防災対策)

1-1. 共通認識① 災害時こそ情報が大切

災害時に必要なものは、迅速で正確な情報です。情報化社会となった現代、正確な情報が入手できないと人は不安になります。災害時に冷静に判断し、行動するためには、正確な情報が必要です。

そこで、私たち市民一人一人、地域、行政においては、その重要性を十分に認識して、それぞれの立場で主体的に情報発信と情報収集を行うことが必要です。

1-2. 共通認識② 日常から非日常を考え、備える

平常時に出来ないことは、非常時に出来ないことを十分認識しなければなりません。毎年のように全国各地で発生している自然災害を「自分ごと」と捉え、教訓を自分たちの防災対策に活かし、備える必要があります。

1-3. 共通認識③ 自助・共助・公助による地域防災力の強化

災害時に誰一人被災させないためには、自助・共助・公助の連携強化が必須です。それぞれの立場で何が出来るか、何をしなければならないかよく話し合い、行動しなければなりません。

そこで、「プロアクティブの原則（空振り OK）」を前提に災害に備え、行動する意識が必要になります。

また、人々の価値観の多様化により、自治会への加入など地域コミュニティの希薄化が進んでいます。災害をテーマとして地域で話し合い、近助・共助の必要性を認識し、新たな地域コミュニティの創生に取り組む必要があります。

以下の4つの提案は、私たち会議参加者が、5回にわたって議論してきたことや、各回で記載した「課題発見シート」「改善提案シート」「意見提出シート」の内容を中心にまとめたものです。

提案

1. 平常時から災害の事前対策を行い、防災・減災力を高める。

→背景となる課題意識：共通認識①②

提案

2. 発災直前の避難から発災直後の救助・避難生活までの初動体制を強化する。

→背景となる課題意識：共通認識①②③

提案

3. 早期の復旧・復興に向けた体制を整える。

→背景となる課題意識：共通認識①②③

提案

4. 災害は全員に降りかかる可能性のあるもの。だからこそ、防災を切り口に地域コミュニティの創生に取り組む。

→背景となる課題意識：共通認識②③

提案

1. 平常時から災害の事前対策を行い、防災・減災力を高める。

提案1の実現のため、次の施策を展開します。

施策1	行政と市民の双方向で、防災情報の収集・発信を行う。
-----	---------------------------

「施策1」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 近所でお互いの状況を共有する。
- ② 防災ラジオ、安心安全メールの登録、スマートフォン、インターネットなど情報収集の多重化を図る。
- ③ 防災ラジオ、安心安全メールを友人に勧める。
- ④ 道路の危険箇所等の情報を行政に伝える。
- ⑤ 防災ハザードマップ等で地域の危険箇所を確認する。

地域

- ① 自治会など地域の集会で出前講座を活用して、防災について話し合う。
- ② 高齢者の方に防災情報を伝える。
- ③ 地域の集まりなどで、お互いの情報を交換するなど顔の見える関係を構築する。災害情報が行き届かいような人を地域で把握する。
- ④ 地域の危険箇所等について区長を通じて行政に伝える。

行政

- ① 地区ごとの被害状況や避難情報を広報する災害用サイトを事前に構築する。また、運用できるようマニュアル整備と訓練を行う。
- ② 防災ラジオがあることを知らせる。
- ③ 災害種別ごとに具体的な準備や行動などケースバイケースの情報をわかりやすく提供をする。
- ④ 自治会などの地域の集会に参加し、防災についての話をする。
- ⑤ 防災に関する情報を広報誌に掲載するなど定期的に発信する。
- ⑥ 転入の届け出時に鴨川市の防災情報を説明する。
- ⑦ 高齢者のデジタルリテラシー向上に取り組む。
- ⑧ 防災アプリの開発など、防災情報を市民に正確に発信できる取組を進める。
- ⑨ 市内危険箇所について市民・地域からの情報収集体制を構築する。
- ⑩ 土砂崩れ発生箇所や指定区域などを記載した防災ハザードマップを作成する。
- ⑪ 災害時のペットの避難など必要な情報をまとめ、動物病院で配付したり、掲

示したりして情報の共有化を図る。

**民間企業、
NPO 等**

①

**施策
2**

災害を自分ごととして捉え、危機意識の向上、防災に関する知識の習得を図る。

「施策2」の実現に向けて、それぞれが行うこと

**私たち
市民**

- ① 全国各地で毎年のように災害が発生している。他の地域で発生している災害に関心を持ち、災害を自分ごと化し、危機意識を高める。
- ② ペットの避難袋の用意と受け入れ場所を確認する。
- ③ ハザードマップで自分が住んでいるところ、働いているところ、活動しているところの危険箇所等を確認する。
- ④ 避難所の場所を確認し、各災害時にどのような経路でどこに避難するか家族と話し合う。
- ⑤ 職場や近所の方へ声をかけて、防災の必要性を日常会話の中で行う。
- ⑥ 防災情報を自分の家のわかるところに貼っておく。
- ⑦ 日ごろから防災ラジオなどで備える。
- ⑧ 災害ごみを出さないよう日頃から家の周囲を片付けたり、不要な物を処分したりする。

地域

- ① 地域の災害リスクを話し合い、どのように行動すべきか防災対策として取りまとめ、各家庭や集会所に貼る。
- ② 地域や近所の人で、一緒に避難方法や避難場所について話をする。
- ③ 身近な道路のひび割れや小さな落石等にも関心を持ち、市へ情報を伝える。

行政

- ① 市のHPなどで避難所やそれぞれの設備についての情報を公開する（ペットOKなど）。
- ② わかりやすいhow to資料を作成し、紙だけでなくメールでも配布する。
- ③ ペットの避難に関する情報を狂犬病予防接種の案内に同封する。
- ④ 学校教育の中で指導する。防災教育を学校教育のプログラムに入れ、確実に実施する。例えば小学校・中学校で防災宿泊学習などを行う。
- ⑤ 大災害を経験した方々の話を聴く機会をつくる。
- ⑥ 図書館に防災関連図書コーナーを設け、市民にPRする。

**民間企業、
NPO 等**

①

《その他の意見》

- ① 家族で話題にするよう心掛ける。

施策 3	災害に備えた備蓄・訓練等によって地域防災力を向上させる。
-----------------	------------------------------

「施策3」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民

- ① 食料、飲料水、電池など防災グッズを備蓄する。
- ② 災害に備え自動車のメーターが半分になったら満タンにする。冬場は灯油等を確保する。
- ③ 日頃からの訓練に参加する等、意識を高めておく。
- ④ 市民会議で得た知識を地域の集会などで伝え、災害対策を話し合う。
- ⑤ 遠くの親戚より近くの他人の意識で、隣人関係を深め、日ごろからの共助の関係を作る。
- ⑥ 災害時に発電機などの機器を使えるよう学んでおく。
- ⑦ 災害時のリーダーに協力する気持ちを醸成する。
- ⑧ ペット用の防災備蓄用品も用意する。

地域

- ① 自治会で話し合い、災害時に必要な備蓄を進める。
- ② 自分の得た情報を周りの人に拡散する。
- ③ 安心安全メールの登録を勧める。
- ④ 集まる機会ごとに「普段できないことは非常時でもできない」教訓を伝える。
- ⑤ 各地域に合った災害想定で実践的な防災訓練を実施する。給食訓練など参加しやすい内容も工夫する。災害時に使用する器具の使い方など具体的な訓練を実施する。
- ⑥ 向こう三軒両隣の気持ちで、近くにどのような人が住んでいるのか把握をして、日ごろから声を掛け合うようにする。
- ⑦ 地域の防災訓練では、自治会未加入者にも参加を呼び掛ける。
- ⑧ 日頃から危険箇所を巡回して、いざという時の対策案を話し合う。
- ⑨ 災害時に支障となる空家や山林などの所有者を確認する。また、土砂災害や倒木による長期停電、山火事への備えを進める。
- ⑩ 災害における自治会間の連携について話し合い、可能なことから取り組む。
- ⑪ 先進的な地域の取組を参考により良い対策を進める。
- ⑫ 地域で負傷者が発生したときに応急処置できるよう救急箱を用意しておく。

- ① 市民一人当たりの備蓄目標を具体的に分かりやすく伝える。
- ② 市内各地域に備蓄倉庫を設置する。
- ③ 長期停電に備えて発電機を確保する。
- ④ 年 1 回などと決めず、災害の種類に応じた防災訓練を行う。市民が楽しく参加できるような企画を考える。
- ⑤ 小中学校などで地域住民も参加する防災訓練（宿泊ありなど）を行う。
- ⑥ 防災マップに他の情報（地震による地盤の緩み具合）も入れて、一目で何が危険か分かるようにする。
- ⑦ 自主防災会への補助対象を周知し、地域での備蓄を推奨する。
- ⑧ 災害時における自治会間の連携の取組を推進する。
- ⑨ スマートフォンで繋がることが出来る、気楽なコミュニティを作る。
- ⑩ 多様な住民団体と連携して、防災マップや防災計画を周知する。
- ⑪ 全国の被災地に職員を派遣して経験を共有化し、今後の取組に反映する。
- ⑫ 災害時に支障となる空家等の解体を促進するための費用助成を行う。
- ⑬ 災害時の倒木による長期停電や土砂災害に備え、森林の適正管理を推進する。
- ⑭ 国や県からの支援を得るための事前の取組を進める。
- ⑮ 県、近隣市、姉妹都市など災害時に相互協力できる都市と事前に協議し、連携を図る。
- ⑯ 災害時の医療支援物資の管理と人材配置について、医師会や薬剤師会などと事前協議を行い、体制を整備する。
- ⑰ 災害時拠点病院として国保病院を位置付ける。

行政

民間企業、 NPO 等

- ① 災害時に物資等を提供できる多くの企業と支援協定を締結する。

《その他の意見》

- ① 近所の声掛け、助け合いは、出来る地区と出来ない地区がある。高齢者しかいない地区もあるし、把握しているだけではなく移動手段も考えないと大変だと思う。家族（若い方）が近くに住んでいる人はまだいいが、遠くに住んでいる方は考えると心配になる（地区ごとで消防等、声をかけてもらおうと助かるかもしれない）。
- ② 自然災害に対する予防策を広い分野で考える（山の保水力を保つための手入れ→間伐材の活用）。

提案

2. 発災直前の避難から発災直後の救助・避難生活までの初動体制の整備を進める。

提案2の実現のため、次の施策を展開します。

施策4	災害時に冷静に判断し、行動するためにも、災害情報の収集と発信・情報共有体制の整備を進める。
-----	---

「施策4」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち市民

- ① 情報の根拠を確認して、デマ等に惑わされないようにする。
- ② アマチュア無線を活用して、行政に被害情報を提供する。また、行政からの情報を市民等へ拡散する。
- ③ 鴨川市以外に住んでいる親戚などを通じて情報を共有化する方法を家族で話し合っておく。

地域

- ① アマチュア無線のクラブを作る。
- ② 地域に情報連絡員を置き、情報を集約した上で市に報告する（情報連絡員は地区単位だけでなく、色々なコミュニティの単位で設ける）。
- ③ 得た情報を周りの人に拡散していく。（再掲）

行政

- ① 避難情報は市民に伝わるようあらゆる情報手段（防災無線、安心安全メール、SNS）を使って確実に伝える。
- ② アマチュアクラブや個人のコールサインを利用してネットワークを作る。
- ③ 防災無線の放送の仕方、内容を再考する（簡潔に分かりやすく）。
- ④ 防災ラジオの各家庭配布等を検討する。
- ⑤ 情報連絡員との連携を密にする。メール等で地域の情報を収集できるような体制をとる。
- ⑥ ドローンや無線など災害時に活用できる機器を所有している団体や企業を把握する。民間との連携により、ドローンを活用した情報収集を検討する。
- ⑦ 市のHPなどで避難所やそれぞれの設備についての情報を公開する（ペットOKなど）。（再掲）
- ⑧ 災害が起きた時に速やかに避難所を開設し、情報を公開する。（再掲）

民間企業、NPO等

- ①

《その他の意見》

- ① 発災後、通信手段がなくなるとスマートフォン、防災無線が利用できなくなるので予備連絡網を確立する。

施策 5	プロアクティブの原則を常に意識して、命を守る避難行動の徹底を図る。
---------	-----------------------------------

「施策5」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ol style="list-style-type: none">① 早めの避難の重要性を話し合い、避難への心のハードルを下げる。② 台風等に対しては、気象情報や市からの避難情報をよく確認して、安全なうちに避難する。③ 避難は難を逃れることであり、地域の避難所以外にも家族や親せき、友人など日頃から避難する場所について話し合い、決めておく。④ 最悪の事態を想定して、自分の命は自分で守るという意識を持って冷静に行動する。例え空振りになってもOKというプロアクティブの原則で行動する。
地域	<ol style="list-style-type: none">① 地域で非常時の連絡網を整備し、速やかに避難する。② 地域の集会所を避難場所として活用し、早い段階から避難できるようにする。
行政	<ol style="list-style-type: none">① プロアクティブの原則に則り、早めの避難を呼びかける。また、早期に避難所を開設する。② 要救助者を事前にピックアップし、誰がどのようにそのタイミングで救助するのか明確にしておく（要支援者名簿の整備）。③ 適切な対応が迅速に取れるように職員研修を行い、各職員の能力向上を図る。④ 非常時に危険となる箇所（低地やブロック塀など）を整理し、公表する。⑤ 市のHPなどで避難所やそれぞれの設備についての情報を公開する（ペットOKなど）。（再掲）⑥ 災害が起きた時に速やかに避難所を開設し、情報を公開する。（再掲）
民間企業、 NPO 等	<ol style="list-style-type: none">①

施策 6	安心して避難できる避難所（公設）、避難場所の整備を進める。
-----------------	-------------------------------

「施策6」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 感染症対策として、マスクや消毒液などを用意しておく。
地域	① 共助による避難所運営を行政と検討する。
行政	① 感染症対策として、避難所にマスクや除菌シートなどを備蓄しておく。 ② 共助による避難所運営を検討する。 ③ 心のケアが行える体制を整備する。
民間企業、 NPO 等	①

提
案

3. 早期の復旧・復興に向けた体制を整える。

提案3の実現のため、次の施策を展開します。

施策 7	被災者全員に行き届く、多様な支援情報の発信と共有体制を作る。
---------	--------------------------------

「施策7」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	① 自分から情報を取りに行く。(再掲)
地域	① 各地区の集会所等で情報を紙で貼りだすなど、地域で情報を共有化する。 ② 得た情報を周りの人に拡散していく。(再掲) ③ 安心安全メールの登録を勧める。(再掲)
行政	① 常に情報弱者を想定し、アナログ(紙)とデジタルの両方で情報を発信する。 ② 避難所を支援物資の配布、情報発信の拠点にする。 ③ 情報発信の多重化を進める(情報は防災無線だけでなく、メール・防災ラジオ・SNS などあるということを当たり前にもってもらえるように周知する)。 ④ 被災箇所等の情報を公表する。
民間企業、 NPO 等	①

施策 8	一人でも多くの命を救うためにも、一日でも早く日常に戻るためにも、応急対応の体制を作る。
-----------------	---

「施策8」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分がどう行動するか、日ごろから考える。 ② 被災建物の処理等を助ける。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害情報を収集し、地域で助け合える体制を整える。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内の観光施設、商業施設と災害時の協定を締結する。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ①

施策 9	助けに来てくれるマンパワーを適切に配分、活用するためにも、関係機関、ボランティア団体等との連携の強化を図る。
-----------------	--

「施策9」の実現に向けて、それぞれが行うこと

私たち 市民	<ul style="list-style-type: none"> ① 日頃からボランティアに参加する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域で困りごとを取りまとめる体制を整備する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ① 各地域で困っていること、支援してほしいことなど情報を集約する。 ② ボランティアを受け、ボランティアを必要とする場所へ確実に派遣する。 ③ ボランティアセンターの開設、運用の訓練を毎年実施する。 ④ ボランティアセンターを市内数か所に開設できるよう体制を整える。 ⑤ 事前にボランティアを募集し、登録しておく。
民間企業、 NPO 等	<ul style="list-style-type: none"> ②

提案

4. 災害は全員に降りかかる可能性のあるもの。だからこそ、防災を切り口に地域コミュニティの創生に取り組む。

提案4の実現のため、次の施策を展開します。

施策 10	災害は誰にでも降りかかる可能性があるからこそ、近助・共助の意識付けを行う。
------------------	---------------------------------------

「施策10」の実現に向けて、それぞれが行うこと

**私たち
市民**

- ① 災害ボランティアチームに参加してみる。
- ② 地域の間人関係を日常から築いておく。(再掲)
- ③ 遠くの親戚より近くの他人の意識で、隣人関係を深め、日ごろからの共助の関係を作る。(再掲)

地域

- ① ボランティアとして、困っている別の自治会や地域へ協力する。
- ② 自治会に入っていないなくても会長等から声を掛けて情報を共有する。
- ③ 集まる機会ごとに「普段できないことは非常時でもない」教訓を伝える。(再掲)
- ④ 参加しやすい内容(食べる、飲むなど)を含んだ防災訓練を実施する。(再掲)
- ⑤ 向こう三軒両隣の気持ちで、近くにどのような人が住んでいるのか把握をして、日ごろから声を掛け合うようにする。(再掲)
- ⑥ 自治会に未加入の家庭にも、必要と思われる回覧板のコピーを回して関心を持ってもらう。(再掲)
- ⑦ 地域や近所の人で、一緒に避難方法や避難場所について話をする。(再掲)

行政

- ① 自治会間で差が出ないように、共有する内容などを統一する。
- ② 自治会間の災害協定を後押しする。(再掲)
- ③ 年1回などと決めず、災害の種類に応じた防災訓練を行う。(再掲)
- ④ 小中学校などで地域住民も参加する防災訓練(宿泊ありなど)を行う。(再掲)

**民間企業、
NPO等**

- ①

《その他の意見》

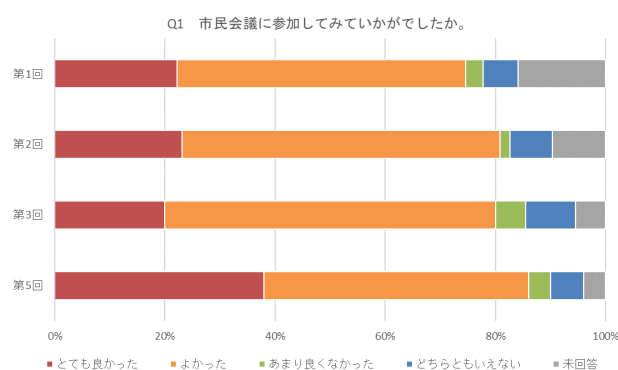
- ① 近所の声掛け、助け合いは、出来る地区と出来ない地区がある。高齢者しかいない地区もあるし、把握しているだけではなく移動手段も考えないと大変だと思う。家族（若い方）が近くに住んでいる人はまだいいが、遠くに住んでいる方は考えると心配になる（地区ごとに消防等、声をかけてもらおうと助かるかもしれない）

4. 付録：アンケート結果

第5回かもがわ市民会議終了後に実施したアンケート結果（抜粋）を下記に示す。

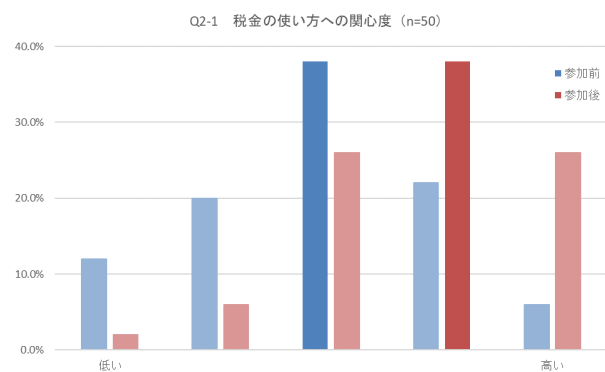
なお、第1～4回に実施したアンケートと同様の質問については、その結果を比較して掲載した。

Q1 市民会議に参加してみたいかがでしたか。

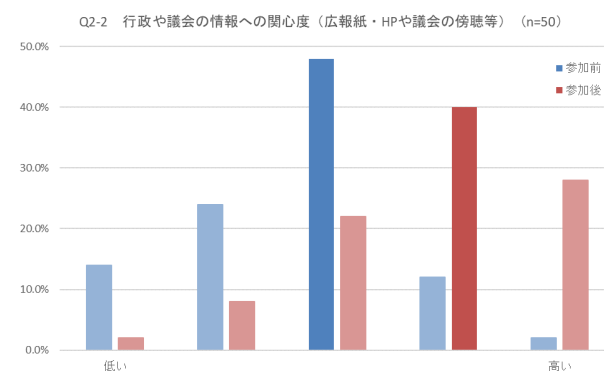


Q2 かもがわ市民会議に参加した前後であなたの意識や行動に変化はありましたか。

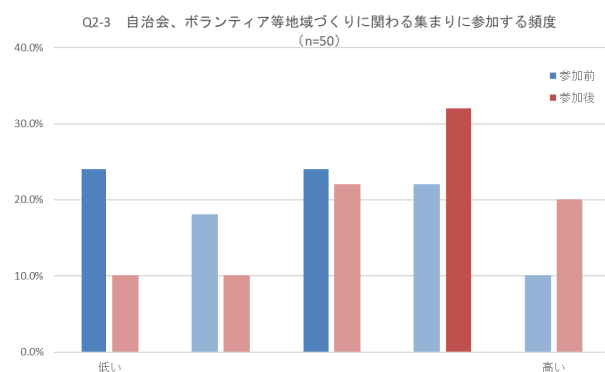
Q2-1 税金の使い方への関心度



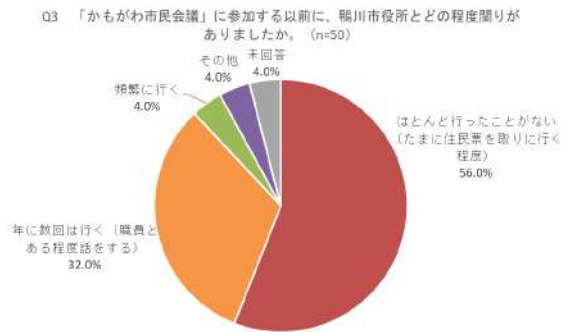
Q2-2 行政や議会の情報への関心度（広報紙・HPや議会の傍聴等）



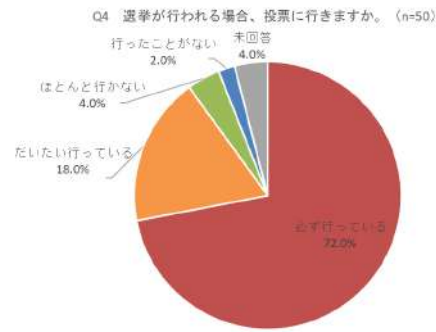
Q2-3 自治会、ボランティア等地域づくりに関わる集まりに参加する頻度



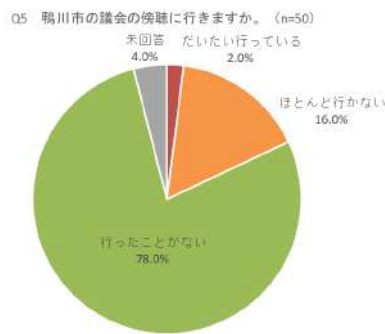
Q3 「かもがわ市民会議」に参加する以前に、鴨川市役所とどの程度関りがありましたか。



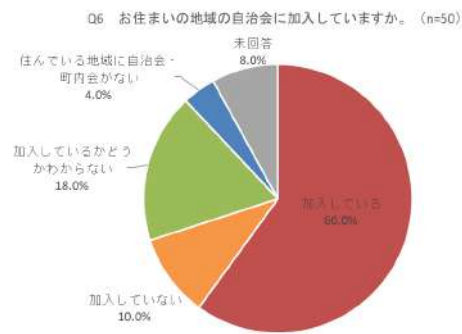
Q4 選挙が行われる場合、投票に行きますか。



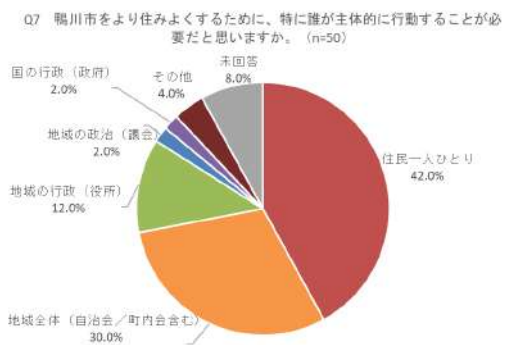
Q5 鴨川市の議会の傍聴に行きますか。



Q6 お住まいの地域の自治会に加入していますか。



Q7 鴨川市をより住みよくするために、特に誰が主体的に行動することが必要だと思いますか。



Q8 かもがわ市民会議全体を通じての感想など、ご自由に記載してください。(自由記載 ; 抜粋)
 ○市民会議に参加できて面白かった。これが基で市の計画が出来ていくのかと思うと光栄に思う。
 ○最年少として参加させていただきました。高校生だとあまり交通に触れる機会がないので貴重な経験でした。公共交通はこれからも利用するので、変化が身をもって感じられればなと思います。

○「こうなればいいのに」と言うのは簡単でも、いざ実現するための案は中々思い浮かばず、言うのと実行するのは大違いなんだと思いました。これからは鴨川市のことを他人事ではなく、自分ごととして考えて過ごしていきたいと思います。またこのような機会があれば、ぜひ参加していきたいと思います。

○市民も意見を言っているんだと思いました。またこのような機会を作っていただきたいと思います。そして、もっと若い人の意見を！高校生や専門学問を学んでいる大学生などに意見を出してもらう機会があるといいのではと考えます。

○みんな郷土愛を持っているから真剣に考え、発言していたのだと思いました。多様な立場からの多様な意見を聞いたこと、市が膨大な量の仕事を私たちのために行っていることを知ることが出来たことが会議に参加して私が得たものです。

【参考】第1～3回かもがわ市民会議で実施したアンケート結果（抜粋）を下記に示す。

※第4回はアンケートなし。

<第1回アンケート（抜粋）>

Q2 市民会議に参加しようと思った理由は何ですか。

○市民の役割を果たすために。また、関心を持ったり疑問があったりしますが、話し合い、理解していきたいと考えた。

○鴨川市で育った子供の就職先を考えた時に、選択に鴨川市が出てこなかったことに問題を感じました。

○今年60歳になり、今までは家族や自分の為に生きてきたが、そろそろ地域の為に何か出来ることがあるか考えるときが来たと思い、この会議への参加が次のステップに繋がればと考えたため。

○鴨川市についてもっと知りたいと思っていたことと、何か自分では出来ることはないかと考えていたところへ市民会議があることを知り、是非参加したいと思いました。

○これから鴨川市で生活していくにあたり不安（一方で期待）を感じています。これからのことを鴨川市としてどのように考えどのような役割があるのか直接聞きたかった。また市民として何かできることがあったらやりたいと思ったから。

<第2回アンケート（抜粋）>

Q2 ナビゲーターの講話内容に対する感想等をご記入ください。（第1分科会のみ）

○「情報と人脈」→ネットワーク関係

今まで大切にしてきたことでした。今もネットワークを活用しています。"

○場所を選ばずに仕事出来るようになるのは間違いないと思います。そのために必要となるデジタルのスキルには自信がありません。デジタルネイティブの若い世代に期待しています。

<第3回アンケート（抜粋）>

Q2 ナビゲーターの講話内容に対する感想等をご記入ください。（第2～4分科会のみ）

【第2分科会】

○視点を広げるきっかけになった（①3万人→70万人として考える、②強みは弱みにもつながるが、そこから考える、③亀田産業とも視野に入れることが大事）。鴨川市のコンパクトシティ構想も少し説明いただけると嬉しい。

○弱みは時として強みになるという発想に感動しました。話も分かりやすく、お話を聞けてとても良かったです。他のナビゲーターのお話も聞いてみたいです。

【第3分科会】

○マドレボニータという団体があることを初めて知った人も多いと思う。鴨川では、もしかしたらニーズは高くないかもしれないが、これに準ずる団体や活動があると助かる妊産婦がいると思う。子育てを終えてしまった私が振り返って、自分は環境に恵まれていたと思う。自分が恵まれていたと思う部分を今の人に協力出来たら良いと思った。父親学級だけでなく、パパママ学級で、産婦や育児の情報を両親で共有・実感できる機会を増やして、ぜひ、楽しく幸せに子育てしてほしい。

○産後ケアの必要性を感じた。2年前に教え子の女の子が産後うつで自殺してしまった。出産を控えた家庭を孤立させない。結婚したことは知っていたが、その後の連絡（声掛け）を欠いていた。マドレボニータの調査（アンケート）で48%が産後うつになると聞いて、沢山の若夫婦に声掛けが今更ながら必要であったと反省する。

【第4分科会】

○他の地域の防災の話を知ることが出来て大変勉強になりました。行政に頼るだけでなく、自助・近所・共助の部分も力をつけて、いざという時に備えたいと思いました。まずは自分にできることから準備していきたいと思います。

○とてもいいお話が聞けました。ここまで災害の対応をしている市は少ないと思います。日頃から行っていなければ急にはできないことを本当に痛感しました。まずは自分で出来ることから始めたいと思います。

2020年度かもがわ市民会議参加者

第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会
秋元紀美子	伊勢崎千秋	新垣恵理	相原聡子
石井由佳	風間向陽	今井みゆき	赤堀元恵
入江キミ	川名延江	佐藤潔	足立とみ子
香山茂	木下芙美子	鈴木紀子	阿部比路子
栗原孝明	小林朗子	鈴木文彦	池田光生
櫻井てゑ子	近藤佳純	関永信子	石井恵
島津みち子	櫻井智明	高橋哲平	粕谷弘樹
白鳥幹雄	佐藤竹栄	高橋隆子	久根崎克美
助川千恵	重政子	田村園美	小柴千鶴
鈴木敦	白山晴美	綱島茂信	小山一弘
鈴木喜美子	高重光博	長嶋俊夫	佐久間真吾
田村俊憲	高橋清	原田義弘	鈴木助市
中野優子	田中克代	古川邦彦	鈴木衛
中村弘子	戸田勝繕	森下孝志	鈴木善子
水上順義	西川喜代子	矢野雄也	首藤武宏
吉田和浩	野村ゆかり	山本真紀	玉子石敏江
渡辺謙太郎	橋本道子	綿貫寿子	平林利夫
犬石貴久	平賀小枝子	市川一郎	細川文江
庄司真由子	藤井照久	渡邊紀子	吉田智子
	梶谷純一		福山智子
	八代直人		白山直樹
	安室修		
	早瀬努		
	飯田健太		

構想日本

<コーディネーター>

- 総括：伊藤 伸（構想日本総括ディレクター）
- 第1分科会：石渡秀朗（構想日本特別研究員）
- 第2分科会：熊井成和（構想日本特別研究員）
- 第3分科会：山根 晃（公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 事務局長）
- 第4分科会：高澤良英（市原市企画部長）

<ナビゲーター> ※敬称略, 肩書は会議開催時

【第2回】

第1分科会：立谷光太郎（株式会社博報堂 顧問）

【第3回】

第2分科会：中田華寿子（アクチュアリ株式会社 代表取締役, 構想日本 理事）

第3分科会：林 理恵（認定 NPO 法人マドレボニータ 理事）

第4分科会：佐木 学（防災士, 三原市まちづくり戦略検討会議委員, 三原市小坂町防災会会長）

**鴨川市第4次5か年計画
第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略**

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

令和3年3月発行

編集・発行 鴨川市経営企画部経営企画課
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450
電話 04-7093-7827
URL <http://www.city.kamogawa.lg.jp/>

